

平成 2 7 年第 3 回西予市議会定例会会期日程表

会期 9 月 1 日（火）～ 9 月 1 8 日（金）

（会期 1 8 日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
9 月 1 日	火	本会議（開会）	・ 全員協議会（午前 9 時開会） ・ 即決議案採決 ・ 各委員会協議会
9 月 2 日	水	休 会	
9 月 3 日	木	本 会 議	・ 代表質問 ・ 一般質問
9 月 4 日	金	本 会 議	・ 一般質問
9 月 5 日	土	休 会	
9 月 6 日	日	休 会	
9 月 7 日	月	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑・各委員会付託
9 月 8 日	火	休 会	
9 月 9 日	水	常任委員会	
9 月 1 0 日	木	常任委員会	
9 月 1 1 日	金	常任委員会	予備日
9 月 1 2 日	土	休 会	
9 月 1 3 日	日	休 会	
9 月 1 4 日	月	休 会	
9 月 1 5 日	火	休 会	
9 月 1 6 日	水	休 会	
9 月 1 7 日	木	休 会	
9 月 1 8 日	金	本会議（閉会）	・ 全員協議会（午前 1 0 時開会） ・ 全員協議会（午後 1 時開会） ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採択

平成27年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成27年9月1日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 会 平成27年9月1日
午前10時00分

1. 散 会 平成27年9月1日
午後2時00分

1. 出 席 議 員

- 1 番 源 正 樹
- 2 番 井 関 陽 一
- 3 番 菊 池 純 一
- 4 番 田 中 徳 博
- 5 番 中 村 敬 治
- 6 番 二 宮 一 朗
- 7 番 兵 頭 学
- 8 番 小 野 正 昭
- 9 番 松 山 清
- 10 番 宇都宮 明 宏
- 11 番 欠 員
- 12 番 元 親 孝 志
- 13 番 沖 野 健 三
- 14 番 森 川 一 義
- 15 番 藤 井 朝 廣
- 17 番 岡 山 清 秋
- 18 番 酒 井 宇之吉
- 19 番 兵 頭 勇
- 20 番 山 本 昭 義
- 21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

- 16 番 浅 野 忠 昭

1. 会議録署名議員

- 5 番 中 村 敬 治
- 6 番 二 宮 一 朗

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	三 好 幹 二
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	宇都宮 又 重
会 計 管 理 者	奥 野 柳之介
総 務 部 長 兼	宗 正 弘
公 営 企 業 部 長	
企 画 財 務 部 長	大 平 利 幸
産 業 建 設 部 長	二 宮 紀 夫
生 活 福 祉 部 長	横 山 博 文
教 育 部 長	松 川 伸 二
明 浜 支 所 長	道 山 升 文

野 村 支 所 長 尾 下 孝 二

城 川 支 所 長 田 村 剛

三 瓶 支 所 長 坂 本 康 司

消防本部消防長 菊 池 直

総 務 課 長 三 好 敏 也

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程			会計歳入歳出決算の認定について		
1	会議録署名議員の指名 (5番 中村敬治、6番 二宮一朗)		8	認定第 2号	平成26年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
2	会期の決定 (9月1日～9月18日 18日間)				
3	議案第 92号 西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について			認定第 3号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 93号 西予市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について			認定第 4号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 94号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について			認定第 5号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 95号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について			認定第 6号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第 96号 市道路線の認定について				
5	議案第 97号 平成27年度西予市一般会計補正予算(第2号)			認定第 7号	平成26年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第 98号 平成27年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)			認定第 8号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 99号 平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)				
	議案第100号 平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)			認定第 9号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第101号 平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)			認定第 10号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第102号 平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)			議案第106号	平成26年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第103号 平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)			認定第 11号	平成26年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	議案第104号 平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)			議案第107号	平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について
	議案第105号 平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)			認定第 12号	平成26年度西予市病院事業会計決算の認定について
7	認定第 1号 平成26年度西予市一般			認定第 13号	平成26年度西予市野村

- 介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 9 報告第 7 号 平成 26 年度西予市一般会計継続費精算報告について
- 報告第 8 号 平成 26 年度健全化判断比率の報告について
- 報告第 9 号 平成 26 年度資金不足比率の報告について
- 報告第 10 号 平成 26 年度西予市病院事業会計継続費精算報告について
- 報告第 11 号 西予市土地開発公社の経営状況について
- 報告第 12 号 株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
- 報告第 13 号 株式会社エフシーの経営状況について
- 報告第 14 号 株式会社城川ファクトリーの経営状況について
- 報告第 15 号 株式会社どんぶり館の経営状況について
- 報告第 16 号 あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
- 報告第 17 号 株式会社グリーンヒルの経営状況について
- 報告第 18 号 一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
- 報告第 19 号 西予CATV株式会社の経営状況について
- 10 議案第 108 号 平成 27 年度西予市業務用パソコン等の取得について
- 11 議案第 109 号 西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第 110 号 西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得について

本日の会議に付した事件					
1	会議録署名議員の指名		8	認定第 2 号	平成 26 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
2	会期の決定				
3	議案第 92 号	西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について		認定第 3 号	平成 26 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 93 号	西予市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について		認定第 4 号	平成 26 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 94 号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について		認定第 5 号	平成 26 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 95 号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について		認定第 6 号	平成 26 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第 96 号	市道路線の認定について		認定第 7 号	平成 26 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第 97 号	平成 27 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）		認定第 8 号	平成 26 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第 98 号	平成 27 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号）		認定第 9 号	平成 26 年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 99 号	平成 27 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）		認定第 10 号	平成 26 年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 100 号	平成 27 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）		議案第 106 号	平成 26 年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第 101 号	平成 27 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）		認定第 11 号	平成 26 年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	議案第 102 号	平成 27 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）		議案第 107 号	平成 26 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について
	議案第 103 号	平成 27 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）		認定第 12 号	平成 26 年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第 104 号	平成 27 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）		認定第 13 号	平成 26 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第 105 号	平成 27 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）			
7	認定第 1 号	平成 26 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について			

- 9 報告第 7 号 平成 26 年度西予市一般会計継続費精算報告について
- 報告第 8 号 平成 26 年度健全化判断比率の報告について
- 報告第 9 号 平成 26 年度資金不足比率の報告について
- 報告第 10 号 平成 26 年度西予市病院事業会計継続費精算報告について
- 報告第 11 号 西予市土地開発公社の経営状況について
- 報告第 12 号 株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
- 報告第 13 号 株式会社エフシーの経営状況について
- 報告第 14 号 株式会社城川ファクトリーの経営状況について
- 報告第 15 号 株式会社どんぶり館の経営状況について
- 報告第 16 号 あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
- 報告第 17 号 株式会社グリーンヒルの経営状況について
- 報告第 18 号 一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
- 報告第 19 号 西予CATV株式会社の経営状況について
- 10 議案第 108 号 平成 27 年度西予市業務用パソコン等の取得について
- 11 議案第 109 号 西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第 110 号 西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得について

開会 午前10時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。これより平成27年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

平成27年西予市議会第3回の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

9月に入りまして、幾分暑さが和らぎ、例年より早く朝晩が涼しくなってきました。6月から7月にかけては降水量が多く、作物の成長を心配したところではありますが、一転8月には記録的な猛暑となりました。その影響によりまして、全国では8月中に熱中症で救急搬送された方は過去最多の約2万5,000人にも及び、西予市でも6月から8月までに過去最多の40人、これは昨日の8月31日現在でございますが、この40人が救急搬送され、地球温暖化の影響を感じる夏となりました。

さて、8月11日に九州電力川内原発第1号機が再稼働し、日本の原発は約2年ぶりに再び動き出しました。愛媛県におきましても7月15日に伊方原発3号機が原子力規制委員会の審査に合格するなど、原子力発電の再稼働問題が大きな関心を集めているところであります。

西予市は、伊方原発から30キロ圏内の緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZに位置することから、周辺4市町とともに再稼働の判断に当たり国が考える安全性、必要性及び緊急時の対応並びに電力事業者としての取り組み及び愛媛県の考え方についての説明、再稼働の安全確認を行った結果の説明、再稼働の最終的判断をする前に知事と関係市町との意見交換の機会を設けることの3項目について愛媛県知事に要望を行いました。また、去る8月19日には西予市、宇和島市両市主催により伊方原発3号機の再稼働に対する国、県等の説明会を開催しましたが、安全性や避難計画の実効性など多くの課題に対して、議員を初め市民の皆さん方はもちろんのこと、周辺自治体住民の声を反映していただくよう引き続き強く要望していく必要があると考えております。

さて、先月の27日と28日の2日間にわた

り、農山漁村の多面的機能強化による地域の活性化と定住促進のための整備を推進することを目的として29都道府県、246市町村が会員となっております全国中山間地域振興対策協議会の現地説明会が西予市で開催されました。毎年、全国の中山間地域の現場において、その地域の取り組み等をもとに意見や情報交換を行いながら、その地域の風土や歴史文化、また自然環境等を生かした地域の活性化についてお互いに研究を深めています。今回は約50名の関係者が西予市にお越しいただき、ジオパーク活動による地域づくりに関する徳山大学の柚洞先生の講演を初め、町並みや段々畑のジオツアー等を通して四国西予ジオパークの魅力や活動を広く情報発信することができました。

今後、こうした研究や交流会を通じて外部からの刺激を受けながら西予市独自の地域振興策に取り組んでいきたいと考えているところであります。

本定例会議会でございますが、一般質問に対する答弁とともに補正予算案を中心に議案19件、歳入歳出予算など認定13件並びに出資法人等の平成26年度経営状況など報告13件、計45件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、5番中村敬治君、6番二宮一郎君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から９月１８日までの１８日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から９月１８日までの１８日間と決定いたしました。

（日程３）

○議長 次に、日程第３、議案第９２号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」から議案第９５号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」までの４件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第９２号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、住民票を有する全ての個人に個人番号を付番することにより、行政運営の効率化並びに行政手続の簡素化を図ること等を目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行されることに伴い、必要な措置を講じるものがあります。

本市では、西予市個人情報保護条例に基づき市が保有する個人情報の適正な管理に努めておりますが、番号法の施行により社会保障、税及び災害対策に関する分野において活用される個人番号をその内容に含む特定個人情報についても、その取り扱いについて定める必要があることから本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第９３号「西予市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、消防職が含まれます特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法に新たに規定されることから本条例の一部を改正するものでございます。

以上、２議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第９４号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国民一人一人に付番された個人番号を通知する通知カード及び本人からの申請により発行する個人番号カードの再交付手数料を定めるものであります。

いずれのカードも住民の初回の交付費用については国庫補助対象となり、無料としておりますが、紛失等による再交付手数料については受益者負担とするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、本市は知名度を向上させる観点から個人番号カードの普及率日本一を目指しており、再交付手数料の取り扱いにつきましては、柔軟かつ弾力的に行うため規則にすることとしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 議案第９５号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、生活交通バスの利便性向上と公共交通の空白地域解消、及び西予市生活福祉バスを西予市生活交通バスへ統合することによりバス使用料の見直しを行うものであります。

宇和地区におきましては田野中、伊賀上方面の利便性を高めるため、田野中伊賀上西予市民病院線を１路線から４路線へ細分化するとともに、公共交通の空白地域を解消するため野村地区の高瀬、愛農、野村方面の運行を新たに開始するものであります。

また、統一的な基準によりバスの使用料の見直しを行うため、平成２８年４月１日から西予市生活福祉バスを西予市生活交通バスに統合し、バス路線の再編を図るものであります。

本件に係る路線の再編等につきましては、８月２１日に開催されました西予市地域公共交通活性化協議会においてご承認をいただきましたことから、西予市生活交通バス条例の一部を改正するとともに西予市生活福祉バス条例を廃止するもので

あります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第96号「市道路線の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第96号「市道路線の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回、2路線の認定をお願いするものであります。

まず、宇和町旧町地区405号線は、平成14年の県営基盤整備計画に伴い町道を廃止した路線であります。また、路線沿いには住宅もあることから再認定するものであります。

次に、野村町太田線は、都市計画区域内の用途地域指定地域内にあり、太田地区の生活道路として利用度が高い路線であるため認定するものであります。

なお、本件に係る市道の認定につきましては、さきの7月31日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第97号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第97号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

この説明に先立ちまして、地方創生に関する国の動きと西予市の取り組み状況等につきまして少し触れさせていただきます。

平成27年度は地方創生元年となりますが、地方創生をめぐる地方の状況は、人口減少に歯どめがかからず東京一極集中の傾向が加速しております。地域経済につきましては、有効求人倍率や賃金等、雇用、所得面での一定の改善が見られるも

の、大都市圏に比べ消費の回復が遅く、人手不足も顕在化するなど厳しさを増しているところでもあります。

このような状況を踏まえ、国におきましては地方創生を進化させるまち・ひと・しごと創生基本方針が6月末の閣議で決定されたところであります。この基本方針では、ローカル・アベノミクスを実現するため生産性の高い活力あふれた地域経済を構築することにより稼ぐ力を引き出すこと、頑張る地域への動機づけをすることにより地域の総合力を引き出すこと、民間の創意工夫や特区を最大活用し、民の力を引き出すことにより人口減少問題の克服と成長力の確保を実現することとしております。

そのほか、従来の取り組みにとらわれない官民協働や地域連携による新たな枠組みづくり、専門人材の確保や育成による担い手づくり、生活、経済実態に即した圏域づくりなどの取り組みの方法、方向性についても示されております。また、国の総合戦略における基本目標につきましても、地方創生を進化させるための具体的な考え方や進め方が示されております。

そのほか、地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開を図るため、地域経済分析システムなどの活用による情報支援、人材派遣や府省庁の職員を相談窓口とするコンシェルジュ制度の人的支援、新型交付金などの財政支援なども示されているところであります。

このような国の取り組みに歩調を合わせつつ、しっかりと西予市版の総合戦略を年内に策定し、地方創生の施策を推進できるよう鋭意努力をしてまいります。

また、現在国の平成26年度補正予算で措置されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、県内ほかの自治体にはない独自の事業に取り組んでいるところでございますが、関係者の皆様にご理解とご協力をいただきながら効果的な事業実施に向けて鋭意進めているところであります。

このほか、地方創生に関する国の上乗せ交付金につきましても、将来につながっていくような事業計画づくりに取り組んでいるところでございますので、準備でき次第説明させていただきます。

ただ、こういう中で懸念されるのは、地方創生を後押しするために創設された新型交付金につい

て8月4日に政府のまち・ひと・しごと創生本部、本部長安倍首相でございますけれども、地方の要望を大きく下回る1,000億円規模にする方針を決定されたことであります。この規模は、平成26年度の国の補正予算で先行計上した予算規模1,700億円を大きく下回っております。このままでは地方創生が看板倒れになるおそれもあり、私は非常に不信感を抱いているところであります。今後、全国市長会や関係団体を通じ、強く予算規模の拡大を要望するものであります。

このほか、国におきましては現在、来年度予算の概算要求の時期となっておりますが、地方交付税につきましては地方創生関連に重点化する一方で、地方税収の伸びの織り込みやリーマン・ショック後に落ち込んだ地方経済を支えてきた交付税特別加算のさらなる減額などにより、4年連続の減額で、総額で3,000億円程度減らすこととなっております。

これらを見ましても、地方自治体の行財政改革の推進は避けて通れない状況であり、本市におきましても今後合併優遇措置の終了や人口減少による地方交付税や税収減などによりかなりの財源不足が予想されるため、現状では財政の健全化を保っているところでありますが、第1回の定例会の所信表明や第2回の定例会でも申し上げておりますように、一層の行財政改革を行っていく必要があります。

冒頭申し上げましたように、地方創生に積極的に取り組み、さらなる公共サービスの効率化や質の向上に努めますとともに、引き続き行財政改革も進めてまいりますので、議員各位、市民の皆様には一層のご理解、ご協力をお願いするところであります。

さて、今回の補正予算案の概要でございますが、国及び県の補助事業につきましては、内示を受け今年度実施見込みとなった事業並びに制度改正等に伴い変更する事業のほか、災害復旧事業など緊急に対応する必要が生じた事業に係る経費を追加、変更するものであります。主な内容として、市街地整備振興対策として卯之町「はちのじ」まちづくり事業の事業における駅前開発に係る補償調査費用、農林業振興対策として水田営農改革での取り組みである大豆・麦・野菜等生産に関してモデル的な農業法人が実施する合理的な生産や流通改革の取り組みに対する支援、産業とし

て成り立つことを目指した自伐林家の育成や、そのための組織づくりの取り組み、強化、及び林業事業体の効率化を図るための設備整備支援等に係る経費、防災対策として人家に隣接する崖崩れ危険箇所の追加に伴う対策経費、学校教育施設整備として宇和学校給食センター建設事業において早期に事業を完了させるため厨房設備の早期整備費用、梅雨前線豪雨などの災害復旧事業として農地・農業用水路・林道・市道等の復旧事業、そのほか番号法施行に伴う番号カード交付事業に係る経費などを計上しております。また、地方財政法に基づき平成26年度決算による余剰金の一部を財政調整基金へ積み立てるとともに、老朽化施設の除却や公共施設の再編整備に備えて公共設備整備基金を積み立てるものであります。

これらの事業の財源としましては、災害復旧費国庫負担金のほか番号制度事業交付金、各種の農業支援事業費県補助金、林業そ生緊急対策事業費県補助金、崖崩れ防災対策事業費県補助金などの追加、前年度繰越金の確定額及び災害復旧事業債の増額などによるものであります。

このほか、当初予算で計上しております消防の救急工作車の更新につきましては、国庫補助金の交付が決定したことから歳入予算の追加計上をいたしております。

これらの結果、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億6,445万円を追加し、歳入歳出予算の総額を292億2,159万4,000円とされるものであります。

また、宇和学校給食センター建設事業において、厨房設備の早期整備と本体工事の年割り額見直しに伴い継続費を補正したほか、番号制度の施行に伴う庁舎内ネットワークのセキュリティー強化のため、情報系サーバーの更新費用について債務負担行為を追加するものであります。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、予算書に沿いまして、まず歳出のほうからご説明を申し上げます。

15ページをお開き願います。

総務費、1項20目駅前開発事業費、卯之町

「はちのじ」まちづくり事業475万8,000円ありますが、卯之町駅前の交通安全確保及び駅前開発準備検討のための補償調査費用を計上いたしております。

3項1目戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業130万4,000円ありますが、本年10月番号法施行に伴い、番号交付事務を円滑に推進するため、臨時職員の賃金や広告宣伝などの事務費を計上するものであります。

16ページをお開き願います。

8項1目地域振興費、新ふるさとづくり総合支援事業23万4,000円ありますが、愛媛県の補助率2分の1の新ふるさとづくり総合支援事業費補助金を活用して地域が自主的に行う、都市の若者が農業、水産業の体験を通して地元住民との交流事業を実施し、地域の活性化と自立した組織運営につなげようとするものであります。

17ページをお開き願います。

衛生費、1項3目保健衛生施設管理費、クアテルメ宝泉坊管理運営事業401万8,000円ありますが、オープン後10年を経過した同施設のプールゾーンに設置しておりますジェット水流機のタービンポンプ及びエアコン室外機の故障により運営に支障を来しているため、指定管理者との協定に基づき、その修繕費を計上するものであります。

18ページをお開き願います。

農林水産業費、1項3目農業振興費、効率的野菜生産流通改革モデル事業607万5,000円ありますが、農業経営の法人支援及び水田営農改革としての野菜生産において食品関連企業の実需者ニーズに合わせた効率的な生産方式の導入や、ネギ収穫機及び選別機、除草機など生産機械等の整備に対して費用の一部を補助するものであります。

10目農村環境向上活動支援事業356万6,000円ありますが、同事業に取り組む活動組織が当初の見込みより11団体増加して103団体となったため、その必要額を計上いたしております。

19ページをお開き願います。

2項2目林業振興費、森林そ生緊急対策事業2,100万円ありますが、補助率2分の1を上限とする県補助事業で、市の継ぎ足し分はなしで、林業事業体を実施する作業効率化のための高

性能林業機械、遠赤外線熱風振動乾燥機の導入に対して補助するものであります。

20ページをお開き願います。

土木費、1項2目急傾斜崩壊防災対策事業費、崖崩れ防災対策事業7,509万円ありますが、早急に対策を講ずる必要がある崖崩れ危険箇所の対策工事として、当初予算に計上している6カ所に加えて人家等に隣接する崖崩れ危険箇所6カ所、宇和地区3カ所、城川地区2カ所、野村地区1カ所の防災対策事業を県の補正予算にあわせて実施するものであります。補助率は県費60%、市費25%であります。

21ページをお開き願います。

2項2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業2,086万8,000円ありますが、市道岩城地区198号線において路面排水施設を改修し適切な排水処理を実施する必要があるため、また市道旧町地区212号線の改良を検討するため、物件補償の調査費用を計上するものであります。

22ページをお開き願います。

消防費、1項3目消防施設費、消防団施設整備事業436万6,000円の減額であります、耐震性貯水槽設置事業に対する国庫補助金の減額内示に伴う事業費減額と、新たに高川分団第1部消防車庫詰所の緊急的な雨漏り対策として必要な屋根修繕工事費をあわせて計上するものでございます。

23ページをお開き願います。

教育費、2項1目学校管理費、小学校施設修繕事業404万6,000円ありますが、河川区域に占用して建設されていた旧河成小学校プールにおいて、国交省ダム事務所との協議により市有建物分についての解体撤去に要する経費を計上するものであります。また、閉校、閉園施設における漏水事故の対応に要する経費を計上するものでございます。

24ページをお開き願います。

教育費、6項2目文化財保護費、文化的景観保護推進事業303万円ありますが、明浜地区狩浜の段々畑と宇和海の重要文化的景観選定に向け景観調査委員会を設置し事業実施に当たっているところでありますが、早期の選定に向けて必要な調査に係る経費を計上するものでございます。

26ページをお開き願います。

災害復旧費、1項1目から3目と6項1目の災害復旧事業あわせて2億6,682万9,000円ですが、農地27カ所、農業用施設10カ所、林道2路線、市道30件、河川6件の梅雨前線豪雨等の災害及び林道災害のうち1路線につきましては、東津野城川線の城川、安尾地区における平成21年からの地すべりについて今回調査がまとまり、それらの復旧に要する経費を計上するものでございます。

27ページをお願いします。

諸支出金、2項1目基金費、財政調整基金事業4億2,190万円ですが、地方財政法第7条に基づき平成26年度決算による剰余金のうち2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものであります。

公共施設整備基金事業8,412万円ですが、現在公共施設の更新及び廃止など管理計画を検討している中、今後の施設建設及び除却に備え公共施設整備基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入ですが、10ページをお願いします。

災害復旧事業に関しましての国庫支出金ですが、道路橋梁河川災害復旧費国庫負担金では復旧事業費に対して3分の2、農林水産施設災害復旧費国庫負担金では農地、林道災害の復旧に対して2分の1、農業用施設災害復旧事業及び地すべり災害に対しては65%の補助率で、合計1億5,253万2,000円を計上いたしております。

そのほかの国庫支出金では、新たに追加となったものでは、同じく10ページでございますが、消防費国庫補助金として当初予算で計上しております消防署の救助工作車の更新につきまして国庫補助金の交付が決定したことから、緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金2,532万4,000円を追加計上いたしております。

11ページをお願いします。

文化的景観保護推進事業の追加補助金、国宝重要文化財保存整備費等国庫補助金、対象事業費の2分の1で150万円、総務費国庫補助金で番号制度事業交付金として対象事業費の全額で130万4,000円などを追加計上し、国庫支出金全体で1億7,001万3,000円の増額となっております。

12ページをお願いします。

県支出金では、追加となった補助金としては森林そ生緊急対策事業費県補助金として補助対象事業費の2分の1の2,135万円、崖崩れ防災対策事業費県補助金として事業費の6割の4,440万円など、県支出金合計で8,014万2,000円を増額するものであります。

13ページをお願いします。

前年度の決算による剰余金の確定によりまして、繰越金を6億4,361万7,000円増額しております。

同じく13ページから14ページ、あわせて7ページをお願いします。

これらによる財源不足やそのほかの事業変更により、財源調整も含めて必要最小限でより条件のいい交付税算入率の高い地方債の追加、変更の補正を行うものであります。

概要といたしましては、災害復旧事業債で9,380万円の追加、崖崩れ防災対策事業を自然災害防止事業債で1,940万円の追加、過疎対策事業債と旧合併特例事業債など調整額などあわせてまして地方債全体で4,720万円を増額するものであります。

最後に、12ページをお願いします。

これらの全体の財源調整によりまして、財政調整基金からの繰入金を9,283万1,000円減額するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第98号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」から議案第105号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの8件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第98号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定によるものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ123万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,1

81万9,000円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 議案第99号「平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金及び平成27年度貸付金の確定によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ1,913万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を5,606万8,000円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第100号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度繰越金の確定及び前年度精算による療養給付費等交付金の返還によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ129万1,000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を62億9,406万5,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、前年度決算によります繰越金、一般会計繰入金の調整とこれに伴う繰出金の調整であります。これによりまして、既決いただいております依津診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ39万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ941万1,000円とし、遊子川出張診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ617万8,000円と定めるものであります。

なお、狩江、高山、惣川、土居、二及及び周木の各診療所勘定の補正につきましては、歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

続きまして、議案第101号「平成27年度西

予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1,697万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億2,307万1,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第102号「平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度繰越金の確定及び前年度介護給付費の精算による介護給付費負担金の返還によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ4,022万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を56億3,209万3,000円と定めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第103号「平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、修繕料の追加に伴う施設管理費の増額と、農業集落排水施設使用料及び前年度繰越金の確定並びに農業集落排水加入負担金の増額に伴う財源の調整をするものであります。これによりまして、歳入歳出予算それぞれ117万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を4億645万4,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第104号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金事業の内容変更等に伴う事業費の減額、及び下水道使用料、及び前年度繰越金の確定に伴う財源の調整等であります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ9,255万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,873万1,000円と定めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

○議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第105号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億61万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,380万3,000円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時51分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時06分）

（日程7）

○議長 次に、日程第7、認定第1号「平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

奥野会計管理者。

○奥野会計管理者 認定第1号「平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

お手元に、地方自治法に基づきます平成26年度決算における主要な施策の成果報告書をお配りさせていただいておりますが、主にこれに基づいて説明させていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページからになります。

平成26年度は「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予」を基本理念とするマニフェスト2012の政策提言の実現を着実に推進しながら、地域経済状況や市の財政状況を直視した上で持続可能な財政構造を構築する手法を取り入れ、市政運営に取り組みました。

それでは、平成26年度一般会計の決算の状況とあわせて普通会計における財政指標等の状況につきましても説明し、主要な施策の成果につきましてその概略を報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明いたします。

資料は20ページになります。

平成26年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額29億2,749万1,000円、歳出決算額28億2,362万円、歳入歳出差し引き額9億7,387万1,000円となっておりますが、繰越財源1億3,025万3,000円を差し引きますと実質収支8億4,361万8,000円となり、前年度と比較しますと歳入歳出決算額ともに4.0%の伸び率となっております。

次に、歳入決算の概要についてご説明いたします。

平成26年度の決算額は、前年度に対して1億3,645万4,000円増加しております。その主な要因としましては、汚泥再生処理施設整備事業、野村地域教育福祉複合施設建設事業、愛媛国体施設整備事業等大型事業の実施に伴う財源確保を図るため、市債の借入額が増加したことによるものであります。

また、市税につきましては、市民税の法人所得税割が増加したこと等により前年度と比較して2,768万3,000円増加し、31億3,461万5,000円となっております。

普通交付税につきましては、地域の元気づくり推進費が廃止され、地域経済基盤雇用等対策費も減額されたことにより、基準財政需要額が減少したことなどから前年度と比較して9,140万1,000円減少し、118億9,189万6,000円となっております。

歳入のうち79.4%を国や県に依存する本市は、依然として財政基盤が脆弱な状況であることから、今後も国の歳出・歳入一体改革や、国、地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化施策により大きな影響を受けることが想定されるとともに、合併による財政的支援措置が今後減少することを考慮すると、予算規模は縮小せざるを得ない状況となっております。

次に、地方交付税の状況についてご説明いたします。

資料は23ページになります。

普通交付税額につきましては、前年度と比較し、全国総額ベースで1.0%減、全国市町村平均で2.5%減、愛媛県内市町平均で2.2%減という状況の中で、本市の基準財政需要額においては旧合併特例債等償還金増による公債費に係る

需要額が増となりましたが、前年度と比較して9,140万1,000円、率にして0.8%の微減にとどまり、118億9,189万6,000円となっております。

特別交付税につきましても、前年度と比較し、全国総額ベースで1.0%減、全国市町村平均で0.6%減、愛媛県内市町平均では0.8%減という状況の中で、本市においては0.4%増の12億8,642万9,000円が交付されました。

また、臨時財政対策債発行可能額につきましても、前年度と比較して4.5%減の8億9,555万3,000円となり、これを含めた交付税総額は前年度に比べ0.9%減の1億2,829万7,000円の減少となっております。

次に、財政力指数の状況について説明いたします。

資料は24ページになります。

本市の平成26年度財政力指数は、昨年度と同じく0.24で、平成25年度の全国市町村平均は0.49、平成26年度の県市町平均は0.43であることから、極めて脆弱な状況にあります。今後の見通しにつきましては、地方消費税交付金による基準財政収入額に変化があるものの、人口の減少等により基準財政需要額が縮減傾向にあるため、結果としてこの指数がわずかながら上昇することが予想されます。

次に、市債の状況について説明いたします。

資料は25ページになります。

市債の発行につきましては、野村地域教育福祉複合施設建設事業等の大型建設事業の実施によりまして、前年度と比較して12億1,475万3,000円、41.1%増の41億6,835万3,000円となり、地方債残高につきましても前年度と比較して7億8,595万1,000円増の340億6,311万2,000円となっております。

次に、歳出決算の概要について説明いたします。

資料は26ページになります。

平成26年度の決算額は、前年度と比較して10億9,208万4,000円、4.0%の増となっております。

その主な要因は、野村地域教育福祉複合施設建設事業の実施、並びに汚泥再生処理施設整備事業

費、及び愛媛国体施設整備事業費の増額によるものであります。

性質別決算額では、普通建設事業費が56億9,227万6,000円、人件費45億2,038万6,000円、物件費35億6,713万9,000円、公債費が37億7,267万7,000円で、これらの合計が歳出の62.2%を占めております。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の合計は113億9,742万7,000円となっており、前年度と比較し、普通建設事業費が野村地域教育福祉複合施設建設事業等の大型事業を実施したことにより6億6,939万6,000円の増、積立金は公共施設整備基金等への積立金の減などにより6億693万4,000円の減となっております。

目的別に見ますと、民生費が66億9,426万3,000円、公債費37億7,237万7,000円、教育費45億5,714万9,000円、農林水産業費が30億783万9,000円で、これらの合計が歳出の6割以上を占めております。

次に、実質公債費比率の状況について説明いたします。

資料は29ページになります。

平成26年度の実質公債費比率は9.7%で、前年度より0.6%減となっております。これは、公営企業債償還繰入金は増額となりましたが、旧合併特例債、臨時財政対策債の償還増により災害復旧等に係る基準財政需要額が増額となったことが主な要因となっております。今後は、新市立病院建設事業に対する公営企業会計への繰出金が増加するとともに、普通交付税において合併算定替の特例措置分が段階的に縮減されることにより、この比率は上昇していくと見込まれます。

次に、健全化判断比率の状況について説明いたします。

資料は30ページになります。

平成26年度決算における健全化判断比率は、31ページの表のとおりであります。実質公債費比率は前年度に比べ0.6%減の9.7%、将来負担率は前年度に比べ0.3%減の57.4%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後実質公債費比率については、一般会計における公債費の増加とともに特別

会計等への繰出金のうち元利償還の財源に充てたと認められる額の増大等により上昇し、将来負担比率についても特別会計等への地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰り出し見込み額や充当可能基金の減少により上昇することも見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められます。

このほか、単年度歳出額の性質別、目的別の内訳と前年度比較は27ページと28ページに記載しておりますが、過去5年間の一般会計の歳出性質別決算額及び自主財源と市債を除く歳入等の推移を32ページに記載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。特に、歳入総額と市債を除く歳入との差が大きい場合は、その財源を市債で補っているため、地方債発行額が増加することにより地方債残高も増加しております。そのため、地方債発行につきましては可能な限り有利な起債を利用し、後年度にできるだけ影響が出ないよう計画的に行っているところであります。

次に、主要な施策の成果について、その概略を報告いたします。

資料の2ページにお戻りください。

平成26年度の主な事業としまして、新市建設計画の基盤事業の実行をテーマとした西予市民病院の建設、国道378号俵津バイパス改良工事負担金事業の完了、再生可能エネルギーへの挑戦をテーマとしたバイオマスペレット生産利活用促進事業、住宅太陽光発電システム設置補助金事業の実施、減災のまちづくりをテーマとした野村地域防災行政無線のデジタル化整備事業の完了、明浜地域防災道路整備事業への着手、魅力あふれるまち創造・発信をテーマとしたジオパーク推進事業、愛媛国体施設整備事業の推進、いい生活実感のある産業のまちづくりをテーマとした卯之町「はちのじ」まちづくり基本構想の策定、担い手育成支援事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の実施、次世代を育み、豊かに年を重ねるいい実感のまちをテーマとした野村地域教育福祉複合施設の建設完了、西予市子ども・子育て支援事業計画の策定、身近でいい実感の行政を目指すをテーマとした過疎地域等自立活性化推進事業、せいの地域づくり交付金事業の実施、不易流行の文化と学びのまちをテーマとしたギャラリー城川改修事業及び故塔和子顕彰事業を行ったほか、朝立会館建設事業に着手いたしました。ま

た、西予市合併10周年記念事業として西予市の歌、「いつの日も」の完成、かまぼこ板の絵コラボ展事業、商業振興商品券助成事業ほか8事業を行いました。

なお、主要な施策の成果の概要につきましては、成果報告書の11ページから16ページに記載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、主要な部分のみをご説明申し上げましたが、詳細につきましては各常任委員会におきまして施策の成果報告書に基づき各担当部課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、認定第2号「平成26年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」まで、並びに議案第106号「平成26年度西予市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び議案第107号「平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」の14件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

奥野会計管理者。

○奥野会計管理者 平成26年度西予市特別会計の決算についてご説明申し上げます。

資料は18ページになります。

公営企業会計を除きます特別会計全体の歳入決算額は136億6,910万円、歳出決算額が135億7,062万4,000円、歳入歳出差し引き額は9,847万6,000円となり、繰り越すべき財源がないため、実質収支は同額の9,847万6,000円となっております。

それでは、会計別にご説明申し上げます。

認定第2号「平成26年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は同じく成果報告書の234ページからになります。

授産場特別会計は、歳入総額2,080万2,000円、歳出総額1,956万3,000円で、前年度と比較いたしまして歳入総額は316万5,000円の減、歳出総額は332万7,0

000円の減となり、形式収支、実質収支ともに123万9,000円となっております。

手袋加工賃等の事業収入については522万5,000円で、前年度と比較いたしまして32万2,000円の減、5.8%の減収となっております。

続きまして、認定第3号「平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は238ページになります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額、歳出総額ともに266万2,000円であり、形式収支、実質収支ともに0円となっております。

続きまして、認定第4号「平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は239ページからになります。

平成26年度決算額は、歳入総額が4,414万5,000円で、前年度と比較しまして9,380万4,000円の減、歳出総額は2,448万9,000円で、前年度との比較では1億1,294万円の減となり、形式収支、実質収支ともに1,965万6,000円となっております。

また、歳出における前年度比の大幅な減額につきましては、平成25年度に事業の予備費を一般会計繰り出し事業に繰り出したことによるものです。

なお、平成26年度貸付者は継続43名、新規18名の合計61名で、貸付総額は2,436万円、償還者は延べ464名で、償還総額4,362万5,000円となっております。

続きまして、認定第5号「平成26年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は241ページからになります。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額56億9,052万1,000円、歳出総額56億8,922万9,000円となり、形式収支、実質収支ともに129万2,000円の黒字となっております。当会計は、安定的な運営と財政の健全化を図るため平成25年度に保険税率の改正を実施いたしましたが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴う医療の増加、さらには保険税収入の減少等により、今年度は1億2,11

9万8,000円を一般会計から繰り入れることにより収支均衡を図っている状況にあります。当会計におきましては、引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持増進や保険事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより、国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定についてご説明申し上げます。

資料は246ページからになりますが、248ページをお開きください。

市内8診療所の歳入総額は3億4,138万2,000円、歳出総額が3億3,651万5,000円となり、形式収支、実質収支ともに486万7,000円の黒字となっております。しかしながら、診療所勘定におきましても一般会計から5,862万円を繰り入れることにより収支均衡を図っている状況にあることから、診療所体制の見直しや医療材料等の一括購入による経費節減に努めるとともに、地域になくてはならない診療所づくりに努めてまいります。

続きまして、認定第6号「平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は257ページからになります。

歳入総額は6億12万9,000円で、前年度と比較いたしまして1,083万9,000円の増、歳出総額は5億8,315万3,000円で、前年度と比較して276万1,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに1,697万6,000円となっております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が3億3,310万2,000円、繰入金2億4,748万9,000円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入1,057万7,000円が主なものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億5,178万5,000円となり、歳出全体の94.6%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第7号「平成26年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は259ページからになります。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が５億４億９、６７３万２、０００円で、前年度と比較しまして２億１、４４５万６、０００円の増、歳出総額は５億４億５、９１９万９、０００円で、前年度と比較しまして１億８、０８８万４、０００円の増となり、形式収支、実質収支ともに３、７５７万３、０００円となっております。今後も被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者または施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、介護保険の健全かつ安定した運営を図ってまいります。

続きまして、認定第８号「平成２６年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は２６８ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は４億５億１億９万８、０００円で、前年度と比較しまして４億３億６万４、０００円、１．１％の減、歳出総額は４億４億４万６万２、０００円で、前年度と比較いたしまして４億３億８万８、０００円、１．１％の減となり、形式収支、実質収支ともに１億１億３万６、０００円となっております。

本事業につきましては、現在１０の処理区が稼働しておりますが、平成２４、２５年度に実施しました機能判断調査の評価結果に基づき、施設の維持管理に努めているところでございます。

続きまして、認定第９号「平成２６年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は２７４ページからになります。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額７億４、３５７万２、０００円、前年度と比較いたしまして２億３、８０９万７、０００円、２４．３％の減、歳出総額は７億４、３２４万７、０００円で、前年度と比較いたしまして２億３、７６２万５、０００円、２４．２％の減となり、形式収支、実質収支ともに３億２万５、０００円となっております。

事業内容につきましては、宇和处理区、野村処理区ともに供用を開始しており、拡張区域の整備及び施設の維持管理等を鋭意進めているところでございます。

以上、西予市簡易水道事業特別会計を除く平成

２６年度西予市各特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきました。大変大まかな説明になりましたが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして各担当部課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 認定第１０号「平成２６年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は、平成２６年度決算における主要な施策の成果報告書２６４ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が３億２、３９５万７、０００円で、主な収入といたしましては給水収入７、０７０万５、０００円、繰入金２億１、０４４万５、０００円、分担金及び負担金３億２万１、０００円などであります。歳出総額は３億８億５０万５、０００円で、主な支出といたしまして事業費２億８、１８１万３、０００円及び公債費２、６６９万２、０００円であります。

以上によりまして、形式収支、実質収支ともに１、５４５万２、０００円の黒字を計上いたしております。

続きまして、議案第１０６号「平成２６年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び認定第１１号「平成２６年度西予市上水道事業会計決算の認定について」関連がございしますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第１０６号「平成２６年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明を申し上げます。

平成２６年度の西予市上水道事業会計決算におきましては、地方公営企業会計制度の改正に伴う資本制度の見直しにより、６億８、０３１万３、９２８円が未処分利益剰余金に振りかえられたことから、経営状況を正確に把握するため、今回その振りかえられた同額を資本金へ組み入れるものであります。

続きまして、認定第１１号「平成２６年度西予市上水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

公営企業会計決算書の１８ページをお開きくだ

さい。

まず、平成26年度西予市上水道事業の概要を報告いたします。

平成26年度におきましては、4つの上水道事業と一部の簡易水道事業を経営統合し、料金改定を行っております。また、財務諸表につきましては今回の地方公営企業会計制度の改定を反映させたものとなっております。

総括事項として、営業収益における給水収益につきましては、統合の影響により前年度比6.7%の増となっておりますが、1人当たりの年間使用水量はわずかに減少しております。このことは節水型生活環境への移行が主要因であると推測しております。

次に、イの業務量であります。給水人口は前年度から3,244人増加し3万2,293人、年間総有収水量は前年度比6.3%増の338万3,359立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額についてご説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

水道事業収益7億2,099万844円に対しまして水道事業費用は6億7,793万1,065円となり、前年度と比較しまして収益は19.3%の減、費用は21.8%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

このことを8ページの損益計算書でご説明いたしますと、1の営業収益5億8,405万1,710円に対しまして2の営業費用は6億724万71円であり、差し引きの営業損失は2,318万8,361円となりました。

次に、3の営業外収益は水道加入金など7,403万8,213円となっており、4の営業外費用は企業債の支払い利息など3,985万1,759円を支出しております。

以上によりまして、経常利益は1,099万8,093円、公営企業会計制度改正の影響により当年度は純損失360万4,974円となり、当年度未処分利益剰余金が7億6,891万2,079円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は12億9,872万394円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額6億5,679万6,456円となっております。その内訳は、負担金1億9,121万3,456円、企業債4億870万円、補助金5,688万3,000円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額8億2,992万6,512円で、建設改良費として6億8,105万4,280円、企業債償還金として1億4,687万2,232円、長期借入金償還金として200万円を支出しております。

建設改良の主な工事は、宇和給水区域の上松葉浄水場更新事業、野村給水区域の飲料水兼用耐震性貯水槽設置工事等であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する2億463万56円につきましては、過年度及び当年度分損益勘定留保資金により補填をいたしました。

なお、平成26年度から翌年度へ繰り越した額は、地方公営企業法第26条に基づく建設改良繰り越し3億800万円でございます。

12ページをお開きください。

先ほど議案第106号でご説明しましたとおり、未処分利益剰余金7億6,891万2,719円のうち6億8,031万3,928円を資本金へ組み入れることにより、資本金は35億9,761万3,636円、未処分利益剰余金は8,859万8,791円となります。そのほか決算資料を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第107号「平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」及び認定第12号「平成26年度西予市病院事業会計決算の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第107号「平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」ご説明を申し上げます。

従来、地方公営企業については資本金の額の減少は認められておりませんでした。地方公営企業法の一部改正により、議会の議決を経ることと可能となりました。

平成26年度の西予市病院事業会計決算においては、西予市民病院開院に伴い使用を廃止した旧宇和病院の土地、建物及び医療機器等の帳簿価格

5億3,681万3,351円を固定資産除却費として費用計上しております。

この費用については、通常の営業活動によるものとは区別するものであることから、今回固定資産除却費相当額の自己資本金の額を減少し、同額を未処分利益剰余金に振りかえることにより経営状況を正確に把握することができると考え、資本金の額を減少するものであります。

続きまして、認定第12号「平成26年度西予市民病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

公営企業会計決算書の56ページをお開きください。

平成26年度の病院事業につきましては、西予市民病院が開院するとともに、野村病院でも大規模な改修工事が終了し、両病院にとって新たなスタートの年となりました。

近年、全国的な医師不足及び看護師不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

そのような中、西予市民病院におきましては平成25年度に引き続き整形外科及び泌尿器科の常勤医師を確保し、年間を通して外来診療等を行うとともに、開院にあわせて婦人科及び皮膚科を新設するなど診療体制の充実を図ることができました。

また、野村病院でも愛媛大学サテライトセンターの医師が1名増員されるなど、診療体制の充実が図られております。

今後も医師及び看護師等の確保に努力をしていく所存でございます。

次に、イの業務量でございますが、西予市民病院では年間入院延べ患者数3万5,137人、外来延べ患者数3万8,465人、野村病院では年間入院延べ患者数3万7,977人、外来延べ患者数5万9,095人となっております。

次に、44ページの決算報告書をごらんください。

まず、病院事業収益30億6,524万3,553円に対しまして病院事業費用は38億8,770万6,079円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

このことを48ページの損益計算書でご説明いたしますと、1の医業収益28億9,137万3,329円に対し、2の医業費用は35億7,140

万4,177円で、差し引き7億6,227万848円の営業損失となりました。その主な要因といたしましては、先ほどご説明いたしました西予市民病院開院に伴う旧宇和病院の固定資産除却費5億3,681万3,351円の計上、人件費及び光熱水費等の経費の増加、並びに野村病院の改修期間における入院制限の影響による収益の減少などによるものであります。

次に、3の医業外収益は2億2,346万3,644円で、うち1億4,492万1,727円が一般会計からの負担金及び補助金でございます。

医業外費用は1億1,534万3,729円で、主に企業債の利息及び控除対象外消費税として計上される雑支出でございます。

以上によりまして、経常損失6億5,415万933円、公営企業会計制度改正の影響により当年度純損失8億2,975万3,218円となり、当年度未処分利益剰余金は1億8,502万7,442円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は2億9,572万7,442円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

46ページをお開きください。

資本的収入の総額は22億8,877万2,118円で、内訳は一般会計出資金及び負担金2億3,035万618円、企業債18億3,320万円、補助金2億2,522万1,500円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額は30億5,783万4,914円で、これは医療機器の更新、野村病院の改修工事及び西予市民病院建設に係る建設改良費29億3,651万9,157円と企業債の償還金1億2,131万5,757円となっております。

なお、建設改良費のうち西予市民病院建設に係る決算額は24億5,161万5,925円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億6,906万2,796円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、繰越工事資金及び建設改良積立金等で補填をいたしました。

また、平成26年度から翌年度へ繰り越した額は、地方公営企業法第26条に基づく建設改良繰

り越し1,003万2,000円でございます。

52ページをお開きください。

先ほど議案第107号でご説明しましたとおり、旧宇和病院の固定資産除却費相当額5億3,681万3,351円について、自己資本金の額を減少し、その同額を未処分利益剰余金に振りかえることにより、自己資本金は26億1,827万7,374円、未処分利益剰余金は7億2,184万793円となります。

87ページから西予市民病院及び野村病院ごとの決算資料を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、認定第13号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

同じく公営企業会計決算書の120ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

施設事業収益は4億5,674万7,113円に対しまして施設事業費用は4億8,957万5,457円となり、前年度と比較しまして収益は3.2%の増、費用は8.4%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

このことを124ページの損益計算書でご説明いたしますと、1の施設運営事業収益は4億2,956万2,172円に対しまして、2の施設運営事業費用は4億4,250万5,747円となり、差し引き営業損失は1,294万3,575円となりました。

次に、3の施設運営事業外収益は市からの補助金など2,710万1,874円となっており、4の施設運営事業外費用は企業債の支払い利息など1,877万644円を支出しております。

以上によりまして、経常損失は461万2,345円、当年度純損失は3,282万8,344円となりました。

なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は6,004万2,765円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

122ページをお開きください。

資本的収入につきましては178万7,400

円となっており、介護保険法の改定に伴うシステムのバージョンアップ費用の2分の1を市からの補助金として計上したものであります。

一方、資本的支出につきましては4,209万6,653円となっており、企業債償還元金のほか、利用者の送迎車両の購入と介護保険請求システムバージョンアップ費用の建設改良費を支出しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,030万9,253円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

これらに伴います事業の概要につきましては、129ページの貸借対照表及び133ページからの事業報告書をご参照願います。

今後とも関係機関との緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上、2議案及び4認定案件よろしくご審議を賜り、ご決定及びご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時57分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

ただいま議題となっております認定第1号から認定第13号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

○正司監査委員 決算審査意見についてご報告申し上げます。

市長から、地方自治法の規定に基づいて審査に付されました平成26年度西予市一般会計、特別会計及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法の規定に基づいて審査に付されました平成26年度西予市公営企業会計の決算について慎重に審査し、審査結果の意見書を去る8月11日に市長に提出したところでございます。

以下、その内容につきましてご報告いたします。

お手元の平成26年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の概要であります。

審査の対象は、平成26年度一般会計及び平成26年度授産場特別会計外8特別会計の歳入歳出決算であります。

審査期間は、平成27年6月26日から平成27年8月7日までの間実施いたしました。

審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められました書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否等通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定例監査及び例月現金出納検査等の結果も参考に審査をいたしました。

審査結果であります。

適正に執行されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、55ページをお開き願います。

決算の概要であります。

記載は1,000円単位であります、万円単位でのご報告とさせていただきます。

平成26年度一般会計及び特別会計の総計決算額は、歳入が428億8,659万円、歳出が418億1,424万円で、前年度に比べ歳入は10億6,338万円、歳出は9億7,999万円それぞれ増加しております。

決算収支では、形式収支が10億7,235万円、実質収支が9億4,210万円の黒字となっております。一般会計の形式収支は9億7,387万円、実質収支は8億4,362万円の黒字であり、実質単年度収支におきましても4億6,404万円の黒字となっております。

また、特別会計は、形式収支、実質収支ともに9,848万円の黒字ですが、実質単年度収支額におきましては1億4,398万円の赤字となっております。

次に、決算の状況をもとに今後の行政運営におきましてご配慮いただきたい内容につきまして申し上げますと、1点目は、4ページの普通会計の財政指標等の状況で明らかなように、実質公債費比率が9.7%と改善されておりますが、財政力指数が0.24、公債費負担比率が19.4%、経常収支比率が85.3%と厳しさが増しております。また、一般会計から特別会計への繰出金は24億1,745万円あり、前年度に比べ1億

4,469万円増加しております。公営企業会計においても、会計基準改正の影響はあるものの、全ての事業会計において純損失となり、今後大きな財政負担の一つとなることが懸念されるところであります。こういったことを踏まえ、公営企業会計等も含めた西予市全体の統一的な基準による地方公会計の整備、活用など、将来を見据えた堅実な財政運営に努めていただくよう望むものであります。

2点目は、19ページの自主財源の依存財源の状況でおわかりのように、歳入につきましては一般会計の自主財源の構成比が20.6%、依存財源が79.4%で、前年度に比べ自主財源の占める割合が1.3ポイント低下している状況にあります。そのような中で、収入未済額は一般会計が1億4,862万円、特別会計が1億9,762万円となっております。会計または歳入科目によって収納率に大きな差が出ていることや、事務の統一性、公平性確保の観点などから、債権管理の適正化及び効率化が期待できる債権管理条例制定などの検討も含め、債権管理の強化に一層努力されることを望むものであります。

3点目は、20ページの款別歳出決算状況でおわかりのように、歳出につきましては翌年度繰越額が17億3,150万円で、前年度に比べ2億6,587万円増加しております。国の補正予算に対応した事業も含まれてはおりますが、計画的、効率的な事業の執行に努め、西予市全体の活性化のためにも早期発注、進捗管理を徹底していただきたいと考えます。

4点目といたしまして、市有財産につきましては、統一的な基準による地方公会計の整備及び公共施設等総合管理計画の策定が進められておりますので、この機会に市有財産の精査、遊休資産の利活用や処分について十分検討されることを期待するものであります。

以上、一般会計及び特別会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

なお、西予市基金運用状況審査の結果につきましても、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されていると認めましたので、あわせてご報告させていただきます。

次に、お手元の平成26年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

審査の概要であります。

審査の対象は、平成26年度上水道事業、病院事業及び野村介護老人保健施設事業の3事業の会計決算であります。

審査の期間は、平成27年6月26日から平成27年8月7日までの間実施をいたしました。

審査の方法につきましては、3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が地方公営企業法、その他関係法令の規定に基づいて作成しているか、またこれらの計数、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて関係諸帳簿により審査を行いました。

審査の結果は、いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状況についても適正に表示されていると認められました。

また、当年度決算におきましては、3事業会計に共通して言えますことは、平成26年度から地方公営企業会計基準の見直しが本格的に出されたことに伴い、各種引当金等の金額が特別損失で処理されたことが大きく影響し、3事業会計ともに純損失となったこととございます。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、14ページをお開きください。

上水道事業会計の経営状況についての概要であります。

上水道事業は、平成26年度から従来の4上水道事業体に一部の簡易水道及び県条例水道を事業統合し、運営を開始しております。統合の結果、給水収益は料金の格差は正や給水人口及び年間総有収水量の増加に伴い増収となりましたが、供給単価よりも給水原価が上回ったことから、水道経営は厳しい状況となっております。

当年度の決算は、各種引当金等を特別損失に計上したことに加え、簡易水道分の減価償却費が膨らんだことから360万円の純損失となっております。今後は、年間有収率の向上や経費の節約など経営の合理化に努め、中・長期的に安定した水道水の供給、施設の維持管理及び防災対策を推進していただきたいと思います。

次に、32ページをお開き願います。

病院事業会計の経営状況についての概要であります。

病院事業は、平成26年9月に宇和病院が閉院し、新たに西予市民病院を開院したこと、及び野

村病院の大規模改修工事が終了したことから、公立病院としての役割が高まっております。両病院とも実習生や研修生の受け入れによる医療スタッフの育成、電子カルテの導入など医療事務の効率化や患者サービスの向上に努められておりますが、病院建設等により費用が収益を大きく上回り、厳しい経営状況となっております。

当年度の決算は、各種引当金等を特別損失に計上したことに加え、宇和病院の固定資産除却費の計上に伴う資産減耗費5億3,738万円の計上が大きく影響し、8億2,975万円の純損失となっております。

今後は、安心と信頼の医療の供給はもとより、費用対効果も念頭に置き、早期に将来を見据えた経営指針を立て、安定した病院経営を目指していただきたいと思います。

最後に、47ページをお開き願います。

野村介護老人保健施設事業会計の経営状況についての概要であります。

野村介護老人保健施設は、利用者の確保に努められておりますが、居宅通所サービスの利用者は増加したものの、施設介護サービスの利用者が入院による退所や他施設への移動により減少し、施設全体の利用者数は微増にとどまっております。

当年度の決算は、各種引当金等を特別損失に計上したことに加え、人件費等の増加が影響し、3,283万円の純損失となっております。

現在増築事業が計画されておりますが、将来の経営計画を早期に策定し、施設利用者の増加に向けた施策を講じ、費用対効果を検証しつつ赤字解消に尽力していただきたいと思います。

以上、公営企業会計決算意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○議長 以上で監査報告は終わりました。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、報告第7号「平成26年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

河野副市長。

○河野副市長 報告第7号「平成26年度西予市

一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は、お手元の西予市議会定例会議案の19ページからになります。

平成26年度において防災行政無線デジタル整備事業、野村小学校南校舎改築事業及び明浜地区小学校統合校舎建設事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第8号「平成26年度健全化判断比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め今どういう状態であるのかを見るためのものであります。その比率についてですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通しての実質赤字額はいずれもございません。次に、実質公債費比率は借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものでありますが、いずれの比率につきましても、お手元の平成26年度健全化判断比率の状況のとおり早期健全化が必要とする基準値を下回っており、現状では健全な財政状況であることをご報告いたします。

続きまして、報告第9号「平成26年度資金不足比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

上水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきましては、平成26年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状態の悪化の度合いを見るものですが、一覧表のとおり全ての会計において資金不足を生じておりません

ので、健全な経営がなされている状況であることをご報告申し上げます。

○議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 報告第10号「平成26年度西予市病院事業会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年度において西予市民病院建設事業及び野村病院改修事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第14号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する資料を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に9法人の平成26年度経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まずは、報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

平成26年度西予市土地開発公社の実績報告につきましては、完成土地売却としてさくら団地2区画を販売し、1,417万7,950円の収入がありました。

平成27年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地全82区画のうち残り58区画を、城川町高野子団地全15区画のうち残り7区画

を、三瓶町いぶき団地全24区画のうち残り12区画を、宇和町みどり団地残り13区画の販売促進を行っております。また、下松葉の分譲地につきましては残り1区画を分筆いたしまして2区画として販売促進を行っています。

次に、平成26年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業収益1,417万7,950円、事業外収益20万2,813円、繰越金7,063万1,622円、事業借入金2億8,345万5,280円の合計3億6,846万7,665円でございます。

歳出の部は、事業費用2,317円、販売費及び一般管理費416万6,269円、事業外費用8万2,881円、事業借入元金償還3億345万5,280円の合計3億770万6,747円でございます。差し引き繰越金といたしまして、6,076万918円でございます。詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で西予市土地開発公社の経営状況説明を終わります。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、産業建設部が所管しております6つの第三セクター、報告第12号から報告第17号までについて私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」ご説明いたします。

同社は西予市指定管理者として指定を受け、乳製品の加工、製造、販売、農産物の加工管理、生糸の販売、レストラン事業を含む農業公園ほわいとファームの管理経営を行っております。施設を使ったイベントによる地域内外の振興事業にも取り組んでいるところでございます。

平成26年度におきましては、モッツアレラチーズ、ストリングチーズの商品化、販売を行い、またチーズハンバーグ等の自家製チーズ使用の商品開発に取り組みました。四国乳業がカマンベールチーズ製造から撤退したため、当社が製造販売を引き受け継続いたしております。ビアガーデン、クリスマスシーズンのイルミネーション、各種イベントを開催いたしました。年間利用者数は4万3,600人余りと、昨年度に比べ2%程度の伸びにとどまっております。

経営実績については、全事業の売上高が7,020万円、前年度比97%余りと低迷しており、売り上げについても約500万円の純損失を計上し、昨年と比べ約230万円の損失増となりました。その原因として考えられるのが、消費税増に伴う消費の落ち込み、消費税増税を商品に反映できなかったこと、四国乳業撤退によるカマンベール製造のための関連資材の購入などが考えられます。

雇用につきましては、四国乳業撤退後の事業継続のため、県の緊急雇用創出事業などを活用し、昨年から3名増となり、正職員、パート社員を含め15名でございます。

平成27年度は、主力の乳製品部門を充実させるとともに、カマンベール、モッツアレラチーズなど自家製チーズを使った商品の製造、販促をより積極的に進めます。また、新規取引先の開拓やえひめいやしの南予博への対応準備、インターネットや通信販売利用者等の個人顧客に対しても情報発信等による販路拡大に取り組んでまいります。

次に、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明申し上げます。

同社は森林の保全や林業の担い手育成等を主な目的に、林産物の生産、加工、販売、農林業基盤整備に係る伐出、除伐、作業道開設と、木質ペレット製造施設の指定管理者として治山事業に取り組んでおります。昨年まで治山事業を主体に行っていましたが、生産事業である造林事業にシフトし、平成26年度の素材生産量は昨年から50%上昇し、長年の目標でありました1万立米を達成いたしました。森林整備面積においては、計画地の280ヘクタールを若干下回ったものの、262.6ヘクタールと前年を上回る結果となりました。加えて木質ペレット等木工加工品の生産及び販売額は、ペレット274トン、おが粉412立米の生産販売を行い、双方合わせた生産売上総額では約1億5,300万円となっております。昨年に比べて約270万円の増加となりました。

雇用者数は、現在30名でございます。

事業目的に林業者の人材育成が位置づけられていることから、事業基盤を拡大する上でも年に二、三人の増員を計画しておりますが、募集を行っても集まらない状態が続いております。

平成27年度におきましても、経営、運営ともに厳しい状況となることが予想されますが、森林資源の活用と保全を行うため、引き続き造林から治山に係る補助事業を活用し、西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて将来につながる経営の安定化と担い手の育成に努める所存でございます。

次に、報告第14号、株式会社城川開発公社、現在株式会社城川ファクトリーの経営状況につきまして説明をいたします。

同社は農産物の生産加工、飲食店、温浴施設の管理運営などを主な業務とし、西予市指定管理者として指定を受け、特産品センター、加工センター、クアテルメ宝泉坊など8施設の管理経営に当たり、地域特産品の製造販売ほか市民の健康増進、観光交流など多角的に事業の展開を行っております。

平成27年2月1日には、公社としての信用力から一歩踏み出し、組織のブランド力向上を目的に株式会社城川ファクトリーに社名変更いたしました。

これら8部門の平成26年度売上高は、約5億2,600万円となっています。しかし、売り上げ原価、営業外収益、税引き後の純利益は986万円の損失であります。その原因としては、消費税増税によって消費が冷え込み、加えて増税分を価格に転嫁することが難しく、減収となり、温浴施設の燃料代についても円安の影響で燃料が高騰、コストが増大することとなりました。さらにはハム、ソーセージの主原料である豚肉の仕入れコストも上昇し、経営悪化に追い打ちをかけ、会社発足後初めて純損失を計上するに至りました。

これまで経験したことのない厳しい経営環境の中、初めての減収減益でありましたが、第三セクターの持つ重要な使命である公益性確保については正社員、臨時、パート、期間雇用を含めて地域雇用81名を確保いたしております。しかし、近年職員を募集しても集まりにくく、雇用者の確保が大変難しくなっている現実がございます。

平成27年度につきましては、経営の黒字転換はもちろんのこと、少子・高齢化が進む地方経済の中でも消費者ニーズの的確な把握とともに、城川ファクトリーの自社ブランド化の促進、それに伴う自社商品開発を行い、宿泊や販路拡大についてもインターネットを活用したシステム強化を図

るなど、考える、行動する社員の育成と意思疎通を会社の信条とし、常に挑戦する姿勢のもとに信頼される地域の中核企業として地方活性化に貢献できるよう努力してまいります。

次に、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明いたします。

同社は西予市指定管理者として指定を受け、農産物、観光物産、特産品の販売、レストランの経営、加工品の製造販売を目的に、どんぶり館のふれあい市場、レストランなどの管理経営に当たり、農林水産物や地域特産品の販売などの事業を市から委託されております。

平成26年度は、念願でありました道の駅に登録され、高速道路や国道に道の駅どんぶり館を示す看板が順次設置されました。そのおかげで各種情報誌、国土交通省発行の機関誌に掲載されるなど、集客効果が大きく、またその関係で定休日を廃止したことにより年間の来場者が42万人から47万人に増加をいたしました。

経営の実績では、来館者が増加したおかげで売上高で昨年度の約10%増の1億5,900万円を計上し、最終的には800万円以上の純利益がありました。

また、各部門を総合した総売り上げにつきましても6億950万円と、昨年から約13%の伸びがありました。ただし、定休日を廃止したことから職員の増員が必要となり、昨年から3名増員し、現在正職員、臨時職、パート職員を含めて27名で運営をしております。

その他集客活動としてジオサイト整備保全支援事業、ジオパークブランド活用事業に取り組み、四国西予ジオパークの玄関施設としてジオマップ等の設置により周知活動を展開しております。

また、道の駅の機能として防犯カメラを設置し、24時間利用者に配慮した防犯体制の整備を行いました。

平成27年度につきましては、引き続き四国西予ジオパークの窓口になる施設づくりをさらに進め、ジオパークの玄関としての情報発信機能の充実に努めるとともに、平成28年度に開催されますえひめいやしの南予博プレイベントの取り組みを進め、昨年度認定されたなんよサイクルオアシスとしての機能を活用してまいります。

次に、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明いた

します。

同社は農畜産水産物、地場産品の加工販売、レストラン、宿泊、温浴施設の経営管理を主な業務とし、西予市指定管理者として指定を受けております。主な指定業務として、ふるさと創生館、塩風呂、民宿故郷、オートキャンプ場の経営を行い、基幹産業であるかんきつ等の農水産物を使った地域特産品の製造販売のほか、市民の健康増進、観光交流の推進など雇用確保を含めた地域振興を担う4視察の経営管理を行っております。

これら4部門の平成26年度の売上高は約1億9,900万円で、前年度対比92.8%となりました。その原因としましては、消費税増税もさることながら一番のかき入れどきであります7月、8月の天候不順による温浴施設、宿泊施設の利用客の減少、雑柑類搾汁の減少などが影響しております。

年間の利用入場者数は約7万1,000人と、対前年比94.6%と売上高と相乗し、天候不順による影響がここでも確認することができます。

これらの施設は明浜地区で唯一の集客施設であり、温浴、宿泊、製造など多岐にわたる部門を経営管理することから多くの人手を必要としますが、近年職員を募集しても集まらない状況が続いております。そのような状況の中、公益性の確保を進める上でも地域雇用者はパートを含め41名を確保しているところでございます。

平成27年度につきましても、市と一体となり経営改革に取り組んでおり、商品及び食材の原価率の見直し、接客マナーの向上、各種イベントの企画実施などを積極的に行い、厳しい経営状況が続いている中でも関連事業全体における大幅な経費の削減、販路拡大や入り込み客数の増加を図り、収益向上に努めてまいります。

最後に、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明いたします。

同社は農産物の生産、加工、販売を主な業務とし、西予市指定管理者として指定され、野村青汁工場の経営管理を行っております。

平成26年度につきましては、消費税増税が導入され食品業界においても消費がにぶる中ではありますが、約7億9,600万円の売上高を計上いたしました。

売上総額については、対前年度比で95.4%下回りましたが、純利益につきましては1,19

0万円と、前年比で182%と大きく上回りました。その要因といたしましては、青汁の主要な商品比率を変えたことにより利益率が向上したこと、修繕等の設備投資の額が計画よりも減ったことなどが利益のふえたものの要因と思われます。

公益性を主体とする第三セクターとしては、農家の収入向上も大きな目的であり、春植えのケールにつきましては単価をキロ当たり5円高く買い取ることで利益の還元を行うなどの地域貢献をしておりますが、生産者の高齢化による作付面積の減少が課題となってきております。また、あわせて従業員の高齢化も進み、今後を見据えた若手人材の確保が急務であります。期末における地域雇用者数は30名で、事業継続のため職員募集を行っておりますが、応募が少なく、適切な人材を確保することが難しくなってきております。

平成27年度については、引き続き原料確保の強化としてJA等と情報誌を使い生産者確保を進め、利益率の高い商品の増産を図るための生産設備の増強などを計画しております。

また、管理体制の強化と人材確保、人材育成に注力するとともに製造コストの削減と稼働率の上昇に努めてまいります。

なお、ご説明いたしたいずれの第三セクターにつきましても、詳細につきましてはお配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設部所管の第三セクター6社の報告とさせていただきます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」ご説明を申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年4月から引き続き指定管理者として芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

平成26年度において芸術文化事業では自主事業講演を7講演、うち宇和文化会館が5講演、三瓶文化会館が2講演、及び共催事業等10講演を実施いたしました。著名な音楽家のコンサートなどを初め、西予市合併10周年事業として取り組んだ第9演奏会につきましては小学生から高齢者に至るまでの幅広い世代の支持を得て、235人もの参加者による手づくりの自主事業になりました。

また、2年目となった西予市民劇団もんだかなは、年2回講演のうち新春公演には「イネと高子」という本市にゆかりの深い人物像を取り上げ、高い評価を得て盛会でありました。坊っちゃん劇場とのパートナーシップ協定により、プロから指導を受けた演技力の向上には目覚ましいものがあります。

このほかにも歌謡祭や合唱祭が恒例行事として定着するなど、宇和文化会館は地域文化振興の拠点施設としての役割を十分果たしており、市民ニーズに踏み込んだ今後の取り組みに期待を寄せているところであります。

貸し館業務としては年間856件で、延べ3万4,234人が利用されております。

収入におきましては、西予市からの受託料収入3,963万7,000円、事業収入2,859万5,000円、会場利用収入909万4,000円及び利息収入と雑収入67万1,000円、合わせて事業活動収入合計7,799万7,000円であり、対前年比8.3%の増であります。

事業活動支出につきましては、管理費2,793万1,000円と事業費4,757万4,000円の合計7,550万5,000円であり、事業活動収入合計から事業活動支出合計を差し引いた249万2,000円が事業活動収支差額となります。

さらに投資活動収支差額マイナス202万9,000円を合わせますと46万3,000円となり、前期繰越額368万2,000円と合計しますと414万5,000円が次期繰越額となっております。

平成27年度におきましても実行委員会形式の市民参加型事業の推進を図り、市民の皆様との連携も密にした会館運営に努めているところでございます。また、各設備の改修を終え利便性が高まっていることから、今後集客力の向上が文化会館経営の安定化につながるものと考えております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、宇和文化会館の経営状況についてのご説明とさせていただきます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は、光ケーブルを伝送路としたCATV事業であり、自主放送番組制作、有線テレビジョンによる再送信などであります。平成26年3月31日で八西CATVが三瓶地区のサービス終了という大きな節目がありましたが、西予CATVの創業5周年記念キャンペーン等の実施により、特段の混乱もなくサービス終了を終えることができております。

新規加入者の獲得に向けて自主放送番組の充実、そして顧客満足度の向上に努めているところでございます。

平成26年度はインターネットの利用者の順調な増加もあり、加入世帯数は1万423世帯で、加入率は56.8%に達しております。

平成26年度の収支は、損益計算書の当期純利益に示しますとおり2,728万417円となっております。詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思います。

以上、西予CATV株式会社の経営状況の説明を終わります。

○議長 理事者の報告は終わりました。

(日程10)

○議長 次に、日程第10、議案第108号「平成27年度西予市業務用パソコン等の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第108号「平成27年度西予市業務用パソコン等の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

職員が使用するパソコンにつきましては、導入後約7年が経過していることから、処理能力やセキュリティ一面を考慮して平成25年度から3カ年計画により入れかえを実施しているところでございます。過去2年間で542台のデスクトップパソコンを購入し、本庁、明浜支所及び出先機関に配付しておりますが、整備計画の最終年度となる今年度につきましては225台のデスクトップパソコンと70台のノートパソコンを購入し、野村、城川、三瓶の各支所及び研修用として配付する予定としております。

今回の購入に当たりましては、去る8月18日に指名競争入札を行い、四国通建株式会社西予営業所所長山下義美氏が3,643万9,200円で落札と決定し、物品購入仮契約を締結しました。

ので、議会の議決を求めるものであります。

なお、購入いたします業務用パソコン等の詳細につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第108号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第108号「平成27年度西予市業務用パソコン等の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第108号は原案のとおり決定いたしました。

（日程11）

○議長 次に、日程第11、議案第109号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」及び議案第110号「西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 議案第109号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、西予市消防団城川方面隊魚成分団第1部に配備しております消防ポンプ自動車は平成7年に導入したもので、以来20年が経過しており、更新計画に基づいた検討を行ってきたところであ

ります。このたび購入いたします消防ポンプ自動車は、ポンプ室、上部、左右に消防用資機材の整理を容易にするためのシャッター式資材収納庫を装備するとともに、メタルハライドサーチライトを装備し、夜間活動の安全性を確保しております。今回の購入に当たりましては、去る8月18日に指名競争入札を行い、株式会社JAひがしうわサービス代表取締役三好孝芳氏が1,560万6,000円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結いたしました。

本件の契約金額自体は議決用件に達しておりませんが、予定価格が2,000万円を超えておりましたので、その取得に当たり議会の議決を求めるものであります。

なお、消防ポンプ自動車の詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第110号「西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在西予市消防団野村方面隊に配備しております4台の小型動力ポンプ積載車は、平成5年から平成7年にかけて導入したもので、20年以上経過していることから更新計画に基づいた導入の検討を行ってきたところであります。このたび購入いたします小型動力ポンプ積載車は、狹隘地区での運転を考慮し、小回りのきく車種を選定するとともに小型動力ポンプの積みおろしや運搬が容易に行えるようポンプカー、運搬台車を装備することにより、消防団員の負担軽減を図っております。今回の購入に当たりましては、去る8月18日に指名競争入札を行い、株式会社JAひがしうわサービス代表取締役三好孝芳氏が2,430万円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、小型動力ポンプ積載車の詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

以上、2議案よろしくご審議の上、決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第１０９号及び議案第１１０号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、議案第１０９号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１０９号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、議案第１１０号「西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１１０号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

９月３日は午前９時より代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後２時００分

平成27年第3回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成27年9月3日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成27年9月3日

午前9時00分

1. 散 会 平成27年9月3日

午後0時17分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹

2 番 井 関 陽 一

3 番 菊 池 純 一

4 番 田 中 徳 博

5 番 中 村 敬 治

6 番 二 宮 一 朗

7 番 兵 頭 学

8 番 小 野 正 昭

9 番 松 山 清

10 番 宇都宮 明 宏

11 番 欠 員

12 番 元 親 孝 志

13 番 沖 野 健 三

14 番 森 川 一 義

15 番 藤 井 朝 廣

17 番 岡 山 清 秋

18 番 酒 井 宇之吉

19 番 兵 頭 勇

20 番 山 本 昭 義

21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

16 番 浅 野 忠 昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

副 市 長 河 野 敏 雅

教 育 長 宇都宮 又 重

会 計 管 理 者 奥 野 柳之介

総 務 部 長 兼 宗 正 弘

公 営 企 業 部 長 大 平 利 幸

企 画 財 務 部 長 二 宮 紀 夫

産 業 建 設 部 長 横 山 博 文

生 活 福 祉 部 長 松 川 伸 二

教 育 部 長 道 山 升 文

明 浜 支 所 長 尾 下 孝 二

野 村 支 所 長 田 村 剛

城 川 支 所 長 坂 本 康 司

消防本部消防長 菊 池 直

総 務 課 長 三 好 敏 也

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 代表質問
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 代表質問
- 2 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、代表質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、清風会、元親孝志君。

元親孝志君。

○12番元親孝志君 皆様、改めましておはようございます。

きょうは秋雨前線の影響で大変足元の悪い中にもかかわらず、このようにたくさんの皆さんに傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。質問者としていたしまして大変うれしく、ありがたいと思っておりますのでございます。

ただいま藤井議長より発言の許可をいただきましたので、会派清風会を代表いたしまして6つのテーマにつきまして質問をさせていただきたいと思っております。

それでは初めに、伊方原発3号機の再稼働について理事者の考えをお伺いしたいと思います。

2011年3月11日、東日本大震災以降、廃炉になった福島第一原発を除く全国に50基ある全ての原発が停止いたしておりました。しかし、九州電力は8月11日、川内原発1号機の原子炉を起動し、再稼働させ、約2年続いた原発ゼロ状態は終わり、再び原発新時代に入ろうといたしております。

2012年9月に発足した原子炉規制委員会では、新規制基準に基づく原発の安全性審査を2013年7月から開始して、15原発25基が現在審査中であります。そうした中、原発の新規制基準を満たしていると結論づけた審査書案を了承した原発は九州電力川内原発1号機、2号機、関西電力高浜原発3号機、4号機、そして伊方原発3号機の合計3原発で5基であります。これらはいずれも事故のあった福島第一原発とは炉型が異なる加圧水型軽水炉であります。

さて、伊方原発は平成25年7月に審査を申請して、ことし5月に審査書案が了承され、7月15日に事実上の合格書となる審査書が正式に決定されました。伊方原発は再稼働に向けて着々とその準備が進んでいる状況であります。

伊方原発再稼働につきましては、特に2点について以前から指摘されている問題があります。

1点目は、敷地北側の中央構造線断層帯が一部影響するという問題であります。そのため地震の揺れに対する安全性が特に問題となっております。原子炉規制委員会と伊方原発の審査の過程で基準地震動を当初の570ガルから650ガルへ引き上げることに変更が求められ、伊方原発はこれに同意をいたしました。

また、中村知事はさらに基準を上回る揺れ対策の徹底、これを指示されております。伊方原発の報告書では、1,000ガルの揺れにも耐えられると報告をされております。しかし、近未来想定される南海トラフが発生した場合、想定外の死角は本当はないのか、絶対安全を確保することは本当に可能なのか、疑問が残るところであります。

2点目の課題は、今回申請中の伊方原発3号機はプルサーマルウラン混合酸化物燃料を使用するプルサーマル発電を行うことであります。プルサーマルとは使用済み核燃料を再利用するもので、核の有効利用を目的に進められておりますが、技術的に十分完成されておらず、事故が起これば純粋ウランと比較にならない猛毒が発生し、運転中の安定性の課題も抱えております。

以上のことを踏まえ、原発立地周辺の自治体として以下のようなことが不安材料ではないかと私は思っております。

日本人は、福島第一原子力発電所の事故から一体何を学んだのか。そのことは今後どのような形で生かされていくのか。経済成長は生命の安全性よりも優先されるべきことなのか。全国に中間貯蔵されている使用済み核燃料1万7,000トンはいつからどこで処分されるのか。その見通しは立っているのか。脱原発を選択した場合、電力の安定供給と経済的負担に国民は本当に耐えられるのか。原発を再稼働するか否かの同意書は立地する市町村と県だけで果たして十分なのか。事故が起これば、福島の例では50キロメートルの範囲でも高濃度の放射能が検出されております。西予市は一部30キロメートル以内に位置いたしてお

ります。安全対策、住民説明はこれで十分なのか。事故が発生した場合の避難路、避難場所、移転先、財産等の補償基準等は既に確保及び確立されているのか。再稼働に対し、上記のような課題が十分に説明されていないのではないかという思いがいたしております。

そのような中、八幡浜市は昨日愛媛県に対し再稼働を了承されました。三好市長は脱原発をめざす首長会議の会員であり、8月19日には歴博において国、県及び四国電力から説明も聞かれています。

改めてお聞きしたいと思いますが、伊方原発再稼働に対して三好市長はどのようなスタンスをとられるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

次に、安全保障関連法案についてお伺いしたいと思います。

安全保障関連法案とは、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案の2つの法案を総称してこのように呼ばれております。さらに説明を加えれば、平和安全法制整備法案とは関連する現行の10本の法案を今回一括改正するものであり、国際平和支援法とは今回新規に制定するものであります。

国会での審議は、大きく分けて2つの点で審議されております。1点は、改正の手法として現憲法の解釈の仕方によって改正は可能であり、憲法に違反しないとする政府の考え方と現憲法下での法改正は明らかに違憲であり、絶対に認められないとする法改正は違憲か合憲かという議論が先にあります。2点目として、当然改正制定案の中身の審議があります。

これらの点について、さきの衆議院憲法審査会で自民党が推薦した長谷部早稲田大学教授は安全保障関連法案を違憲としたことで大きな波紋が広がっております。また、改正の中身についても10本の法律を一括で改正することには無理があり、国民にも理解しがたい。なぜこの時期に10法案の一括改正が必要なのか、もっと時間をかけて慎重に審議すべきではないかといった意見が聞かれました。

改正の必要性について、安倍総理は日本を取り巻く中国、北朝鮮の脅威論を強調されております。しかし、脅威であることは事実であります。一方で中国、北朝鮮はともに内政に多くの課

題を抱えております。両国が果たしていつまで現体制を維持することができるのかといった問題も視野に入れておく必要があるのではないのでしょうか。

私の考えは、先に憲法改正をぜひやるべきだと思っております。その理由は、主権国家として日本国憲法は日本人みずからの手でつくるべきであると考えております。現憲法の制定の過程は、1945年8月14日にポツダム宣言の受諾を連合国に通告し、翌8月15日に昭和天皇が終戦の詔書を国民に発表されました。

歴史はこれで終戦となっているわけですが、日本が降伏文書に調印したのは9月2日、戦艦ミズーリ号の船上で連合国に対して行いました。この降伏文書により、日本国は連合国の占領下に置かれることになります。そして、昭和27年4月28日、サンフランシスコ講和条約の発効により初めて国家としての全権を回復いたしました。日本国にとって本当の終戦日とは昭和20年8月15日ではなく、昭和27年4月28日が正しいのではないかと私は思っております。

敗戦によってそれまでの大日本帝国憲法はポツダム宣言の受諾により憲法改正の法的義務を負うことになりました。アメリカが原案を起草し、国会での形式的審議を経て、昭和21年11月3日に現憲法は公布されております。戦後70年で国内外の社会情勢は大きく変わりました。日本国憲法がこのような占領統治のもとでつくられたことを考えれば、一日も早く憲法改正に着手し、国会の審議を経て、国民に賛否を問うべきだと私は思います。

安倍総理は、国会での議論は尽くした、しかし必ずしも国民に理解されたとは思わないとも言われております。この安全保障関連法案に対して三好市長はどのような見解を持たれているのかお伺いをいたします。

3点目に、国と地方の関係についてお伺いをいたします。

2000年4月に地方分権一括法、すなわち地方自治法の一部改正によって国と地方のそれまでの上下関係は独立対等の関係と表記されました。しかし、現実には依然として上下関係にあり、今後も大きく変わることは恐らくないと思っております。

戦後70年、地方の公共インフラは見違えるよ

うに充実し、どこで暮らそうが生活するにはほとんど支障がないまでに充実してまいりました。しかし、これだけ整備されたにもかかわらず、地方から相も変わらず人口が都会に流出し、全国津々浦々まで一様に少子化、高齢化、過疎化に苦しんでおります。このままでは、さきに発表されたように2040年消滅する自治体896となるわけです。戦後の国づくりは国主導で経済成長を最優先し、それぞれの地域が持つ多面的価値は排除されました。経済成長こそ全ての課題を解決するの一点張りで国づくりを進めてまいりました。

国が計画したそれぞれの開発メニューには補助金がつき、当然その運用については条件や規制等、細かく明記されていて、地方自治体の自由裁量といったものはほとんどなかったと思います。そのことによって地方自治体においては思考停止の状況に置かれ、本来最も重要であるはずのみずからが考え、みずからが行動するという、使命をどっかに置き忘れてまちづくりを進めてきたのではないかと考えております。

その結果は、政策立案能力といったものはさほど要求されず、全国一律の金太郎あめになってしまい、地域の個性も失われ、魅力のない国へと変貌してまいりました。地方衰退には当然原因があって、結果があると思っております。その原因とは、地方分権が遅きに失した結果にあると私は思っております。価値観が本来多様化しておかなければならないのに、国も地方も経済にのみ価値観を偏重したことが現在の状況をつくり出したのではないかと私は思います。

歴史を振り返れば、国家とは中央集権と地方分権の繰り返しであります。奈良、平安、室町時代は天皇貴族を中心とする中央集権国家であり、この社会矛盾から脱却するために戦国時代があり、その結果、江戸時代には見事な地方分権社会を形成しました。しかし、明治維新以降、歴史は再び中央集権国家になり、今日まで綿々と続いております。全国各地を視察研修して気づくことは、どの自治体も抱える問題は同じであり、空き家対策、若者定住、移住促進、子育て支援、結婚推進事業など、ほとんど同じように少子化、過疎化対策を行っております。

こうなるまでに打つ手だては本当になかったのか。全国の自治体が地方創生の名のもとで多くの

補助金を期待されておりますが、結果的には補助金を使って仕事としてやってみるだけで、地方創生で自治体が抱える根本的課題、過疎からの脱却の流れが変わるとは今の状況からは到底想像できません。町を本当変えるという気迫、情熱あるいは責任といったものはほとんど感じられません。どの自治体にも体裁のいい計画書だけが並んでいるような気がいたします。

結果責任を問わない事業計画に期待するほうが無理なのでしょうか。地方創生の名のもとに何兆円という予算が使われますが、今の過疎、消滅の流れを変えるには、価値観の多様性を模索し、国と地方の役割分担を根本的に見直す必要があると私は思っております。地方創生で何が変わると言われるのか、地方分権についての所見をお伺いしたいと思います。

4点目に、西予市の評価についてお伺いしたいと思います。

大平部長も西予市に来ていただいて既に1年余りが経過いたしました。西予市の財政はもとより、住民の暮らしである地理的条件、産業、経済状況等について十分把握されたと思います。西予市の自主財源は全体のわずか20%余りでしかありません。しかし、ありがたいことに国土の均衡ある発展の名のもとに、自主財源100%の町と同じ行政サービスを受けることが当市もできております。これは西予市民にとって国に感謝しなければならない措置だと私は常々思っております。

しかし、人間はなれという怖さを持っております。なれるとありがたいも感謝の気持ちもなくなります。あるのはさらに上の満足度に対する欲求や不満でしかありません。

仕事においても同じようなことが言えると思います。高速道路を100キロメートル以上のスピードで長時間走っておりますと、一般道路において50キロメートル、60キロメートルのスピードで走ると、いつもよりやたら遅く感じる。ついついスピード違反を起こすことがあります。これはスピード感へのなれの結果であります。中央省庁で仕事をされてきて、地方で仕事をするということは、まさに高速道路を長時間走ってきて、急に一般道路を走るようなものではないかと私は思います。

地方自治体に問題があるとすれば、何が問題と言われるのか。また、国の予算配分について、今

まで配分する立場にあった人が逆に配分を受ける立場に立ってみて、交付金、補助金は本当に有効かつ効率的に活用されていると思われるのか。来年は中央へお帰りになるわけでありますが、地方での経験を本省で生かそうとすれば、どのようなことが挙げられるのかお伺いをいたします。

5点目として、国と地方の財政関係についてお伺いをいたします。

過日、本会議の質疑の中で沖野議員から次のような質問がありました。市民の方から西予市の財政状況について、三好市長は健全財政を維持していると言われるが、大平部長は逆に非常に厳しいと言われる、どちらの意見が正しいのかという質問がありました。両者それぞれ説明をされましたが、私は双方が正しいと思っております。

両者の意見の違いは時間軸の差にあると思います。現実を見れば市長が言われるように何も問題はなく、立派に経営されていると思います。国が示すそれぞれの健全財政指標に西予市は全ておさまっております。ではなぜ大平部長はそうではなく、大変厳しいと言われるのか。それは、これから5年後あるいは10年後を見通せば、極めて厳しいと言われているのではないかと私は思います。少子化、高齢化、過疎化がさらに進む当市において、収入はどんどん減少していきませんが、義務的経費、民間で言うところの固定経費は極端に変わらないとすれば当然のことであると思います。

それと、行政は一つの仮説の上で予算が組まれております。西予市の自主財源はわずか2割に対して、国、県に依存している依存財源が8割を占めております。この8割は、多少の変動があったとしても、基本は維持されるという前提に立って財政計画が立てられております。しかし、この仮説は果たして大丈夫なのかどうか、私はいつも疑問に思っております。予算説明の中で、臨時財政対策債というのがありました。これは平成13年度に国が制度化したもので、既に15年が経過をいたしております。

どういう予算かと申し上げますと、本来は国が西予市に交付すべき財源であるが、国にとりあえず財源がないために西予市が国にかわって借金をして、一時的に立てかえるというものであります。もちろん後日国が返済することになっておりますが、これでわかるように既に15年間国は財

源不足に陥っていることがわかります。

あわせて、2020年までにプライマリーバランス、基礎的財政収支を黒字化すると言われております。これは大変厳しい目標であり、実現できるかどうか、全く見通しが立っておりません。プライマリーバランスを黒字化するということは、今後の税収等によっても変わりますが、2015年度の予算で見れば13兆4,000億円の基礎的財政収支のマイナスが発生をいたしております。実施するとすれば、13兆円から10兆円の歳出カットが余儀なくされることになります。

これらを総合的に考えれば、近い将来、国からの交付金は大幅に削減されるということであり、自主財源の乏しい地方自治体にとって極めて厳しい財政運営を強いられるということになります。このことが市長と財政部長との見解の違いではないかと推察いたします。

そこでお伺いをいたしますが、西予市の臨時財政対策債は現在幾らあるのか。それは全て単年度で処理されてきているのか。本来であれば、今年度から合併の特例が終了して、交付税の算定がえが実施され、厳しい現実直面するはずであったはずのものが、大幅に緩和されました。西予市にとってまことにありがたい話ではありますが、国に余裕があつての話ではありません。

過日、ギリシャは財政再建のために緊縮財政を実施すべきかどうかに関して国民投票を実施いたしました。ここから学ぶべきことは、どんなに財政が逼迫して国が財政破綻を起こすところまでも行っても、国民の意思は緊縮財政には反対であります。そうであれば、平素からこつこつと地道に健全財政を維持する必要があると思います。西予市の財政状況について、本当の見通しはどうか改めてお伺いをいたします。

最後に、地方創生と新たな都市連携制度の創設についてお伺いをいたします。

地方創生の目的は、くどいようですが私は1つだと思っております。少子化、過疎化、高齢化する地方の現状に対して何かくさびは打てないのか、これが地方創生にかける悲願だと思います。しかし現状を見る限りにおいて、この過疎という大きな流れを変えることは5万人以下の自治体単独ではほぼ不可能に近い気がいたします。一自治体が枝葉末節を多少改善したからといって、この大きな流れを変えるなどということはとても想像

できません。

全国に一斉にスタートした地方創生、ひと・まち・しごと、恐らく8割以上の自治体が一時的に補助金を使ってにぎわうだけで、これが問題の核心につながることはなく、終わるのではないかと危惧いたしております。なぜならば、各自治体に確固たる目的があって補助金が交付されるのではなく、補助金があるから事業を実施するわけで、喉の渇きを潤す補助金とは到底思えません。制度的には従来と何ら変わりがなく、お茶を濁す程度に終わるのではないかと私は思っております。

西予市においても、周辺地域は既に待ったなしの状況に追い込まれております。しかし、これだけ現状が逼迫しているにもかかわらず、本当の危機感は行政にも議会にも感じられません。はっきり言って今までの延長線上には未来はありません。あるのは消滅する集落か消滅する自治体であります。そうなることがわかっているのであれば、今までとは違った枠組みあるいは過去の常識をかなぐり捨てて新たな常識を確立しない限り、過疎からの脱却などあり得ません。

政府は地方自治法の一部を改正して中核市になるための条件を人口30万人から人口20万に緩和いたしました。それによって中核市をふやし、中核市を中心として周辺自治体と連携してまちづくりを推進しようと国は考えておられます。愛媛県では松山市と周辺自治体の2市3町で提案を応募して、既に選定を受けられております。しかし、愛媛県で中核市になることができる人口20万人以上の町は松山市を除いてほかにありません。

こうした現状に反発しているのが富山県と京都府の弱小自治体であります。例えば富山県では、高岡市が中心となって6市で人口20万人以上を確保し、中心市を置かず、多極ネットワーク型広域連携を確立しようとして連携協約を締結されました。6市は県に対し、国に条件緩和、すなわち1市で20万人いなくても連携した6市で20万人以上を確保した場合も中核市とみなすことを要請するよう陳情をされております。

南予においてもそれぞれ市町が独自に施策を実施しても効果のほどはわかっております。真に過疎からの脱却を南予のそれぞれの市町が目指すのであれば、4市5町、人口28万人、これが連携協約を締結して、国に条件緩和を要請し、連携中

枢都市圏を確立して中核市としての交付税措置を模索する、これぐらいの野心と協調がなければ現状を打破するなどというのは夢のまた夢でしかないと思います。

国もいつまでも潤沢な予算を組むことは不可能だと思います。必ず選択と集中策がとられ、弱小自治体は蚊帳の外に置かれるのではないかと心配をいたしております。そうなる前に多極ネットワーク型広域連携を確立して南予の4市5町の共通の課題である第1次産業の振興、観光産業の振興、若者移住定住促進事業等、雇用の場の確保、所得向上を目指すことを南予4市5町が一緒になって検討する時期が来ているのではないかと私は思います。三好市長の考えをお伺いいたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

本日からの代表質問、一般質問に当たり、このように早朝から多くの方が傍聴いただきましてありがとうございました。特に西予市市議会始まって以来、女性がこれだけ多い傍聴と、本当にありがたく感謝をしております。

西予市CATVで議場での議案審議や質問、討論が放映されますが、議場でご来場いただいたの傍聴というのは臨場感があってひときわ違うものであろうかと、このように思っております。そのような視点からも、このようにご来場いただきましたことを感謝を申し上げたいと思います。

本日から3日間、各議員からのご質問がありますけれども、それは真摯にお答えいたしますが、市政執行の根本にかかわる案件は私が回答いたしますけれども、事務的で専門分野につきましては各部長から回答いたしますので、その点についてはご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、清風会の元親議員からの代表質問についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点の伊方原発3号機の再稼働についての答弁をさせていただきます。

福島第一原子力発電所の事故によりまして原子力発電所の安全神話が崩れたことは事実であります。平成26年4月に閣議決定されましたエネルギー基本計画に原子力の利用においてはいかなる事情よりも安全性を優先することは当然であり、

我が国の原子力発電所では深刻な過酷事故が起こり得ないという安全神話と決別し、世界最高水準の安全性を不断に追求していくことは重要であるとありますが、まさにそのとおりでありまして、事故はこれから起こり得る可能性があり、国が福島原発事故の検証を続けられ、今後の原子力発電を考えることがこれからのエネルギー政策のあり方にもつながっていくのではないかと考えております。

原発の再稼働に対する同意につきましてでございますが、立地自治体である伊方町と愛媛県とに最終判断を委ねるべきであると私は考えております。が、伊方原発から30キロ圏内、緊急的防護措置を準備する地域、いわゆるUPZの圏内にある周辺自治体としては市民の声を届け、判断していただく必要があろうと考えております。

原子力災害が発生した場合の対応として、西予市住民避難行動計画を平成25年9月に策定し、平成26年3月には市内で30キロ圏内に位置する全世帯に概要版を配布しておりますが、災害発生時の施設や時間帯、風向き、その他、災害発生時の状況等により対応の仕方が大きく変わっていくものと思われます。現在も県が中心となり避難経路や移転先、避難行動要支援者の対応等、県外を含めて広域の対応を検討、調整されているところであります。

議員ご指摘のように、このほかにも核燃料廃棄物処理問題、補償問題等、各種課題についての明確でない点があり、新基準に基づく安全性や必要性、緊急性の対応がどのように担保されているのかわかりづらいのが実情であります。このようなことから、招集の挨拶でも申し上げましたように7月16日に伊方発電所から30キロ圏内に位置する西予市を含む周辺5市町長が県知事への3項目にわたる要望書を提出させていただきました。

要望書の第1項目は、当地域において原子力規制委員会、資源エネルギー庁及び内閣府により国が考える安全性、必要性及び緊急性の対応について並びに四国電力株式会社による電力業者としての取り組み及び愛媛県の考え方について説明をいただきたいというのが第1点であります。

第2項目の愛媛県としても厳格な安全性を行うとともに、その確認結果を説明いただきたいというのが第2点目でございます。

第3項目につきましては、愛媛県が最終的な判

断をされる前に、知事と私ども市長、町長との意見交換の機会を設けていただくことであります。

この要請により、8月19日に西予市と宇和島市との両市主催による住民説明会を開催することができ、西予市から市議会議員各位、UPZ内の代表区長、自主防災組織代表者を初め、各種団体長の皆さん100人のご出席をいただきました。

今後説明会での資料を精査するとともに、この説明会で出された質問や意見、同日調査したアンケート結果や市民の代表者である個々の市議会の対応等をもとに、要望しております知事との意見交換の機会等において西予市としての意見を述べ、近隣市町との意見とあわせ、周辺自治体の声として総合的に反映いただくよう、強く県に求めていると考えております。

次に、安全保障関連法案のご質問でございますけれども、このことにつきましてはあくまでも私の私案、私の私見として言わせていただくことでお考えいただいたらと、このように思っております。

今、国会で提案されて審議をされている安全保障法制を構成する関連法は、新法の国際平和支援法と法改正10本を束ねる平和安全法制整備法との2本立てとなっております。

個別法の内容はさておきまして、今回の安全保障法制の何が問題になっているかということとなりますと、集団的自衛権に踏み込んだことにあります。昭和21年11月3日に公布された現憲法が国家の最高法規であり、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の三大原則として国家権力を制限し、国民の自由と権利を保障することをもととして、どんな権力も憲法のもとに従って統治しなければなりません。いわゆる立憲主義をとっておるわけでございます。したがって、国家の最高法規である憲法に反する法律は違憲であります。

今回の国会での論戦のもととなっている憲法第9条の解釈について、自衛権は認められているのか、また認められるとしたどこまで認められているのかと、いわゆる個別的自衛権までか集団的自衛権までかにあります。憲法第9条第1項において戦争の放棄と武力の行使を禁じておりますが、歴代の政府見解ではこれは自衛権公使以外の武力行使を禁じるものであって、自衛権は禁止していません。自衛権の持てる必要最小限度の実力を

保持することは憲法違反となっておらず、自衛隊も認められてきました。

そもそも自衛権とは何かということでございますけれども、1928年のパリ不戦条約以来、独立国家には自然権、いわゆるこれは自然権といえますのは条文の不要な本来所有している権利でございますが、その自然権として自衛権が認められています。国連憲章にも明記されており、個別的自衛権と集団的自衛権を認めて、国際法上、集団的自衛権を認められているものであります。

しかし、日本国憲法第9条を解釈する限りにおいては、個別的自衛権は認められるとしても外国政府への武力行使を伴う可能性のある集団的自衛権は認めていないと解釈するほうが正当であり、学者の多くが今回提案の安全保障法制が違憲と指摘されていることは当然であります。

しかし、今日の世界情勢や近隣国家の情勢を考えると、憲法9条がこのままで国民の安全を守る有効な手段であるかどうかは疑問が残ります。国民を守るべき憲法が国民を守れないとなると考えを変えなくてはなりません。独立国家の権利は先ほど話ししましたとおり当然として、自然権として自衛権があり、個別的自衛権と集団的自衛権は表裏一体の関係にあるものであり、世界的常識として当然とされていることが日本では個別自衛権のみを認め、集団的自衛権の行使を否定することはかえって異質な国家となります。

このことを考えると、政府は正々堂々と憲法改正を国民に問うべきであると、私はこのように考えます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 関連に関する質疑について、私のほうからご答弁差し上げたいと思います。

元親議員にお答えいたします。

地方創生で何が変わるのか、また地方分権についてのお尋ねがございました。

市民の皆様から地方創生の話を伺いますと、基本的に自分がどう貢献するかではなくて、市役所にこうしてほしい、ああしてほしいという要望、非常に多く耳にいたします。しかし、地方創生は市役所だけがなし遂げられるものではございません。地方創生、人口減少問題の克服の最大の敵と言われているのは無関心にあると言われていま

す。今の生活のままでその成り行きに任せていく、そういったその成り行きに任せるのではなく、自分たちの課題として捉え、行動に移さなければまさに元親議員のおっしゃるとおり何も変わりません。市の幹部等々はもちろんのこと、この場にいらっしゃる議員の皆様には市民がみずから地方創生に向け行動するように鼓舞していただきますよう、まさにお願いしたいところでございます。

地方創生というのは一言で言えば、金を稼ぐ力を身につけましょうということなわけでございますが、そのためには地方というか、私ども西予市がメジャーになっていかなければいけない、知名度を高めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

その一つといたしまして、市民が行動することで何かが変わる、一つの試金石として当市では四国西予マイナンバーでまちおこしプロジェクトに期待しているところでございます。これは何なんだという話でございますが、今度始まりますマイナンバー制度の発足に合わせて発行されます身分証明書にもなる番号カード、これにつきまして全国で普及率は低迷するであるというふうに言われてございますけれども、こういった中において全国において断トツで日本一の普及率になるということで知名度を向上させるというものでございます。知名度向上の一つの鍵になるものと考えておりますが、残念ながら先ほど申し上げたとおり当市の知名度というのは決して高くございません。

そういった中で、あの〇〇で有名な西予市が非常に重要になってくると思っております。これ自身はランチェスター戦略と言われるマーケティング戦略の一つでございますけれども、こういった専門的な考え方はどうでもいいとしても、こういったあの何々で有名など、すぐに思いつかなければ意味がございません。通常こういったブランドづくりというのは非常に根気が要り、工夫も費用も相当頑張らなければいけません。ですが、このマイナンバーのプロジェクトに関しては、市民の皆さんに難しいことを求めているわけではなく、簡単な申請書を書いていただく、あるいはスマートフォンで登録していただく、これだけで結構でございます。こういったこれだけで結構な取り組みで西予市が日本で一番有名になるという機会のチャンスだというふうに考えてございます。しか

も、経費については国が当面負担するというふうにしています。経費もかかるわけではございません。市民の皆様には我々からお声かけもしますので、無関心ではなく、ぜひ日本一になるんだという目標を持っていただいて、チャレンジしていただきたいというふうに思っています。

各議員の皆様におかれましても、同じ思いで市民の皆さんに働きかけをしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう一つ、地方分権についてでございますけれども、人口減少社会におきまして地方の自立なくして持続可能な社会というのは実現しないというふうに思っています。一層地方分権を進めていただくことが必要だというふうに思っていますけれども、地方分権の場合ですと国の仕事の切り売りというふうなことも考えられます。そうすると当然職員に仕事がふえるということにもつながりますので、そういったところは職員数というところも我々として限度がございますので、こういったところを勘案しながらやっぱりやっていかなければならないものかなというふうに思っています。

続いて、西予市の評価について、私の立場から発言していただきたいというお話がございました。本来であれば、議会で私個人の見解を政治家でもない人間が発言するのは差し控えるべきであるというふうに思っていますが、私も数少ないチャンスでございますので、簡単に私的見解ということでご発言させていただきたいなというふうに思います。

先ほど3点ございました。自治体に何か問題があるとすれば何が問題かというお話がございました。先ほど高速道路の例えで、道路に例え、霞ヶ関は高速道路、自治体が一般道という話がございましたけれども、その認識は私もそういうのは実感として持っています。トップギアで入っていたのに1速の状態にきたというような認識でございます。

ということは何が言いたいかというと、政策立案能力、政策実施能力、政策管理能力、こういった能力について非常に残念な状態だと、これは思っています。これは当市に限らず、これは私がいろんなところに説明に、南予の地域にも行きましたし、県の人たちとも話をしましたが、こういっ

たところも非常に残念な状況のように感じました。昔ながらの感と度胸と経験という、民間では昔こういうのが言われていましたけれども、もはやこのやり方では成り立たない時代であるというふうに言われてございます。今やっているのは感と度胸と経験というところなのかというと、度胸がまた据わってないところも若干あって、一部の住民から反発を恐れる余り遠慮しているところもあるなというふうに思っています。あとは政策をやめることがなかなかできない。できないけれども、実際効果が上がっているかどうかかわらなくなってしまうていてマンネリ化しているといった状況も見えてくるように思えます。

余り否定的な話ばかりしていてもしょうがありませんけれども、もっと言いますと、当市の場合、政策立案が弱点だという話はこれまでの議会でも何度か話ししましたけれども、やはり今後のことを見据えると、思いつき、思い込み、好きか嫌いかで政策を決定するのではなくて、このような状態に陥らないためにもデータをもとに政策立案、実施、管理していくことがこれからの時代求められるものではないかなというふうに考えてございます。そのためにも職員の教育というもの、非常にやっていかなければいけないなというふうに感じたところでございます。

続いて、交付金や補助金が適正に使われているのかといったお尋ねがございました。

正直これもなかなか厳しいご質問かなというふうに思っていますけれども、端的に申し上げれば使われていると国は思っていないと思っております。これは私、共通認識だと思っております。でなければ、あんなに難しい計画書を出せとか書類を出せとか、こんなことは求めたりしません。それはひとえに政策立案がやはりなかなか厳しい状況にある、だからこそこういうことに気づいてほしいがために補助金申請の要綱等々をつくったりします。これは私もそういう経験がございます。また、会計検査に関しても非常に入念にやっているような印象をこちらにきたときに持ちました。国ではそこまでやっていないけれども、やたら細かいなというふうに思ったのが私の感触でございます。私、これが国の地方に対する見方のあらわれではないかなというふうに思っています。

最後、3番目といたしまして、この経験をどう

やって生かすのかというお話でございますけれども、こういう論調に陥ることがよくあります。地方がだめだから国がしっかりしなければいけない、国が箸の上げ下げまでやらなければいけないという論調でございます。もう一方はそれとは全く反対でございます、国がもう箸の上げ下げをするのはもうやめようやというような話でございます。人が育たなければ意味がないという論調でございます。これは実は地方創生がまさにそういう考え方で出発したんですけれども、実際の施策を見てみますと、やはりその両極端の主張が相まじっているような状況に陥ってるなど、やや先ほど言った後者のような状況になってきつつはあるけれどもというような状況かなと思ってございます。

また、私も反省しなければいけません、国の官僚というのは自分たちと同じような能力、認識、知識を持っている前提で政策を立案してしまうことが多々あります。これはエリートの多分錯覚だと思います。これは私も注意しなければいけないところだと思うんですけれども、やっぱりそういう人間の能力って違いますので、そういったところを無視してつくってしまっ、できもしないような計画書をつくれと言ってしまっ、やらせるというようなことがないかなというふうに思うところでございます。

今回の地方創生もそういうところが多々ありまして、非常に難しい、小難しい資料をつくる、結局できないから業者に丸投げするといった自治体が多発しておりますけれども、やっぱりこれでは地方創生が成り立つわけがございません。私はこういったところを国に持って帰りたいなというふうに思っております。

続きまして、国と地方の財政関係についてのお尋ねがございました。

まず最初に、臨時財政対策債の話でございますけれども、もう一度簡単に制度のおさらいをさせていただきたいと思っております。臨時財政対策債、これについては本来国が交付税を措置するはずなんだけれども、お金が足りないのものでその分地方が借金をしてくれと。後でその借金については全て交付税という形でお金をお支払いするというような内容でございます。

これについて、単年度で処理されているのかしてないのか、これ質問の意図がちょっとよくわか

らなかったんであれでございますけれども、実際予算執行という形ではこの臨時財政対策債で借りたものについては全て使っておりますが、じゃあ返すのはどうなんだという話なんですけれども、大体20年ぐらいで償還するということになってございます。つまり単年度で使ってしましますが償還は20年続くという構造でございます。これはひとえに国に金がないからということなわけでございますが、このような状況でございます。当市は臨時財政対策債については100億円ぐらいございますけれども、これについては今後の国の状況等々見ながら適切に管理してまいりたいなというふうに考えてございます。

続いて、もう少し大きな範囲で国と当市の財政の見通しについてのお尋ねがございました。

議員もご指摘されましたけれども、プライマリーバランスを均衡させていかなければいけないというお話でございます。このプライマリーバランスの均衡と、つまり借金を返す分と借金をする分を同じにしようじゃないかという話でございますけれども、この目標達成するのは事実上不可能じゃないかというような指摘もございます。こういった中で、地方に対する交付金の額が非常に国の財政状況の中ではウェートを占めています。大体15兆円ぐらいございますけれども、この15兆円に関してこれを下げていくべきではないかといった議論も国の中には根強く残っているのは事実でございます。こういった状況の中、先ほどおっしゃったように2割の負担、2割しか自主財源がないような状況の中で国がせきをすれば我々肺炎になってしまうというような前回の議会でも答弁させていただいてますけれども、こういった状況に陥るのではないかなというふうに心配しているところでございます。

このようなことから、今後も毎年度作成しています中・長期財政計画に基づいて財政規律を遵守した予算編成、執行を基本に、健全財政の維持や計画的な財政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

先ほど本当の見通しというお話がございましたけれども、私も市長も間違っことを別に言っているわけではありませんで、ご指摘のとおり時間軸で見たときにやや心配するところがあるというところを私は懸念していることについてご意見させていただいていますが、それに基づいてお話し

させていただきますと、今後の財政状況につきましては人口の変動を見込み、今後10年間を想定して作成しています中・長期財政計画をもとに主な歳入歳出について改めて仮試算いたしますと、今回改めてやったわけですが、10年後の平成36年、平成26年度と比較いたしまして市税等の減少により歳入の総額は約218億円、今大体284億円でございますから、がんと減っているわけでございますけれども、こういった状況になる見込みでございます。歳出につきましては、中・長期財政計画により人件費、物件費、普通建設事業等々を減額したとしても総額は約223億円となる見込みでございます。結果として5億円の歳入不足ということになります。不足分は財政調整基金を補填するということになりますので、この見通しでは財政調整基金というのは平成40年に枯渇するのではないかとということでございます。その後は減債基金や特定目的基金の使途を変更して、これを財源に充てていくことを想定しても、平成43年には全ての基金が枯渇すると見込まれます。それ以降は赤字運営になりますので、極めて厳しい状況に陥る可能性がございます。

予算の推計については毎年度変わり得るものですので、その都度推計を見直してまいりたいと思いますけれども、家計で例えますと将来の収入が見込めない、要は定年退職する、その後の収入はない。そうすると、その後、人生生きていかなければいけないから通常は貯金をして老後に備えるということでございますけれども、人は死があるからいいんですが、自治体は死があるわけでありませんので、やはり将来を見越してお金を使っていかなければいけないというふうに思っております。

私どものほうでは去年も同じような形で一体いつお金がなくなるんだろうというのを計算しておりました。昨年度は平成35年で全てがなくなるという計算でございました。これ前提がいろいろ変わってきまして、一本算定がえに交付税措置が緩和されたという状況もございますし、私どもの予算編成の改革によって緊縮財政をとったことで大分財政的な負担が今年度は軽くなったために、この35年度でなくなるという計算が43年でということになってございます。

こういったような形で地方創生に力を注がなければいけないという一方の中、健全行政運営を未

来へ引き継いでいくためにも楽観視することなく、社会情勢や国の動向を注視しながら財政規律を重んじた対応が必要であると、このように考えているところであり、行財政改革をさらに推し進めて、適正な財政規模に縮減していくことが重要ではないかなと、このように考えている次第でございます。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 私の方からは、元親議員最後のご質問の南予4市5町の連携による連携中核都市圏のお尋ねについてお答えをしたいと思います。

連携中核都市圏構想は、人口減少や少子・高齢化社会にあっても国民が安心して暮らしを営んでいけるように、地域の中で相当の規模と中核制を備える県域の中心都市である連携中枢都市が近隣の市町と連携し、コンパクト化とネットワーク化によって一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的といたしております。その連携中枢都市の要件は、先ほど議員も述べられましたけれども、人口20万人以上で昼夜間人口比率、これは昼間の人口を夜の人口で割った値で、昼間人がどれだけにぎわっているかを指標化したものがその率が1以上など、地域圏において相当の規模と中核性を持つ指定都市または中核都市であると定められております。

南予地域で最大の人口を擁する宇和島市でも約8万2,000人であり、南予4市5町で連携中枢都市圏を構成することは難しい状況でございます。県内では松山市のみがその要件を満たしておりまして、現在伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の2市3町と圏域を構成するためビジョンの策定や連携協約の締結に向けて協議を進めているようでございます。

しかし、今後少子・高齢化社会が加速する中、県内において特に南予地域の人口減少が著しく、南予全体人口の約27万人が2040年には約16万7,000人にまで減少すると推計されております。南予地域では、産業振興、移住、交流などの活性化や医療、福祉、公共交通など、生活基盤の確保など、多くの課題が山積しており、このまま手をこまねいておりますと南予全体の衰退は目に見えて明らかであり、人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われるとともに、自治体が行政サービスを持続的に提供できなくなっ

てしまう恐れがございます。これらの課題に対峙していくには、議員のおっしゃるとおり一自治体で行うにはもはや限界であり、南予地域が広域連携して課題に取り組む必要があると、そのように考えております。

しかし、これまでそれほど連携の実績がない南予地域において、ご指摘の連携中枢都市圏構想や多極ネットワーク型広域連携をいきなり目指すには無理があらうと思っております。現在、地方創生上乗せ交付金事業において後継者がいないことにより廃業を考えている企業、事業者に対する事業継承支援を南予地域で連携して取り組もうと進めているところであり、まずはこういった小さいことから始め、徐々に広げていくことが重要と考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 次に、友志会、酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 休憩をとっていただくかと思いましたが、非常に急なことでしたんで、少し上がっておりますし、また私、長い議員生活やっておりますけれども、代表質問というのは初めてでございます。今まで一般質問ということでございましたので、ある程度しゃべるのはいろんな質問ができたわけでございますけれども、代表質問におきましては申し合わせ事項のように30分を超えてはならないということになっております。30分以内に質問をしますが、私の場合は大体書いておりますのをわかりやすく説明をさせていただきたいと思っております。

私は友志会代表、7名を代表して質問をさせていただきます。本来なれば、皆さんのところへ顔向けてしゃべって質問するのが本来でございますけれども、代表質問ということでございますので、この質問通告書に従いまして読み上げながら付説をさせていただくという形をとらせていただきたいと思います。なお、先般元親議員が国会議員並みの質問をされましたので、私はもう非常に身近な形の現場の今形の中でそのような現場に即した市民に即した答弁を市長に求めたいと、かように思っております。

それでは、3点につきまして質問をさせていただきます。

三好市政のこれまでの総括につきまして。

三好市長は平成16年5月の選挙により初代の西予市長に就任されました。そして、本年1月に

は合併10周年記念式典が挙行されました。そこで、これまで11年間の実績は目をみはるものがあると思います。2期目、3期目には各種のマニフェストを示され、そして次々と具現化、実現化をされました。

具体的には、ハード面では合併前からの事業でありました城川町宝泉坊、野村町の乙亥会館の完成、新庁舎の完成、市民病院移転新築、下水道・農業集落排水整備、小学校統合とそれに伴う校舎新築、大規模林道整備、そして市道等の生活インフラ整備、三瓶町の朝立会館建設等々、すばらしい実績であります。

また、ソフト面では、ごみ減量対策、これは2億円減量対策でございます。スポーツ立市構想、これはまだまだできてないかなという感じがしますけど。私の私見はなるべく入れないように質問させていただきたいと思いますが、かんきつ償還助成、これは宇和町の方はわかりませんかもしれませんが、クーラー防除の長年の償還を市のほうで補助をしていただいております。バイオマスペレット事業、カーボンオフセット、ロマンの里構想、重伝建選定、楠本イネの顕彰、限界集落対策、水道料金の平準化等々。そして、特筆すべきは、市内27地区への地域づくり交付金事業をやりまして、各地区の自立とそして知恵の出し合いの競争の案を事業をいたしております。そして、特に特筆すべきことは、四国西予ジオパーク選定ではないかと考えております。四国西予ジオパークの決定後は、さいよ、どこへ行ってもさいよ、せいよではなくてさいよと、さいよし、さいよしと言われておりました。誤って呼ばれていたのがせいよと正しく言われ始めました。しかし、それぞれの事業でまだまだできてないよと、まだまだこれからじゃないか、これで十分だよ、もういいよといろんな評価があります。

日本創成会議・人口減少問題検討分科会の、俗に言う増田レポートでございますが、消滅可能性都市、これも新聞紙上を騒がせております消滅自治体に関して議論が行われていますが、西予市は消滅自治体の一つに入っていたように思います。しかし、いたずらに人口減少を悲観するのはお互いにやめましょうじゃありませんか。今まさに政治、行政、住民が議論を深め、お互いに力を合わせ知恵を出す時期に来ていると考えます。

市長は10年後の西予市を視野に、人口減少社

会は避けて通れないと認識しながらも、あらゆることに柔軟に対応できるよう減少幅を緩やかにすべく、地方創生に取り組んでおられるようでございます。

以上を念頭に、以下の4点についてお尋ねをいたします。

1点目。11年を過ぎまして、ハード、ソフトまた各施策についての総括はこの合併して端々が疲弊し、そして人口が減少する中でどのように評価しておられますか。行政アンケート評価は別として、各組織の行政組織評価を結果が出ておりますけれども、それは別として、今こそ力を深め、お互いに力を合わせる知恵を出すべきではないでしょうか。

2点目。人口減少、1次産業衰退など、地域がこれほど寂れるなら、合併しなかったほうがよかったといった声がいまだにあります。これについてどのように説明をされますか。

3点目。ブータンという国がございます。ブータン国の国民総幸福度がよく言われます。貧しくとも、そして一生懸命になって、何かしら日本にブータン国王が来たときにブータンの国の幸福度が非常にいいというような評価が出ておりました。そして、今、テレビ、自動車、食糧など、物質面では非常に便利になった社会でございます。しかし、物質が増せば、便利になれば便利になるほど市民の満足度は次の欲求に変わるのが人間の得手ではないでしょうか。満足度に比例して幸福度が満ちるものとは限りません。物質が足れば足り、そうすればするほど何か物足りなさを感じる。昨今そのような社会が非常に感じるのは私だけでしょうか。市民の幸福感は人口減少が進む中、どのように市長は市民の幸福である、西予市に住んでいいな、よかったなというような幸福感をどのように創生するのか、お尋ねをいたします。

最後に4点目でございますが、南海トラフ地震やゲリラ豪雨などの異常気象、先日から非常に局地的に異常警報が出ております。本日も宇和島市は警報が出ておりますので、小学校は自宅待機でございます。西予市は出ておりません。そのような現象がある、また原子力災害、想定されております。交通事故等の社会災害など、市民の安全・安心をどのようにしてつくり上げ、信頼を得ることができるとお考えおられますか。

以上、4点についてお尋ねします。

まず、大題の2点目でございますが、私ども議会で特別委員会で先進地へ参りました。視察をいたしまして、教育委員会、そして市民課、俗に言えば保育所と幼稚園を一緒にして、そして子育て支援課とか、そういう形をつくっております。そういう先進地へ参りました。

その中で、人口減少の対応、婚活、非常に積極的な行政をされているところへ行ってみました。これもやはり地方創生ではございませんけれども、人口減少の中での婚活を一生懸命やり、そしてそれを一緒にフォローで流してつながって子育てやる、そして子供ができたなら住宅を空き家とか対策で対応する。そのような対策をしている、実行している、全国でも先導を走っている市でございますけれども、そのようなところを見てまいりますと、西予市はまだまだなのかなというような気がいたしておりますので、質問をさせていただきます。

国の人口推移予測によると、西予市も将来に人口減少が必ず来ます。その中で、希望が持てないような数字がとかく公表されます。先ほども言いましたけれども、まだまだ人口減っても頑張っているんじゃないかというような気持ちで質問させていただきますが、自分たちの地域に住みたい、そして地域を守りたいという人がたくさんいます。それは小さな子供たち、つまり小学生の子供たちも仲よしの友達とこの西予市で暮らしていきたい、そんな思いを持っていると感じています。

これから地方自治体の最大の課題は人口減少問題というにどのように取り組んでいくかだと思います。これを優先項目の最上位として取り組むべきだと考えますので、これについての市長の考えをお尋ねをいたします。

また、ただこの数字を受け入れるだけではなく、上方修正する力が我が西予市にもあると信じております。表現は適切でないかもしれませんが、苦しいところからは上がる力を市民はまだまだ持っていると思います。先ほども大平部長が言いましたように、後ろ向きでなしにやはり前向きにいろんな政策とかそういうものを考えていく力、こういうものが必要でないかと、つくづく感じました。その力を行政が少し背中を押すことによって西予市の可能性が広がっていくと思います。そのためにはやはり子育てや婚活についての

西予市独特の支援策の確立が重要なポイントだと考えますので、これに対する取り組みをお尋ねいたします。

3点目でございますが、新たな教育委員会制度について。

平成6年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が国会において改正され、平成27年4月より新教育委員会制度が始まりました。本年の4月より始まっております。これまでの制度の課題としては、旧の教育委員会制度でございますが、教育委員長と教育長の関係性、これはどっちが偉いんぞやというような質問が市民から聞かされるようなところでございます。教育委員会審議の形骸化、いじめ等の問題、必ずしも迅速に対応できてない。地域住民の民意が十分に反映されてない教育委員会に対して、地方教育行政に問題がある場合、国が最終的に責任を果たす必要があるのではないかと、このような問題点を提起されまして、それに対応するために教育行政の責任体制明確化、教育委員長を廃して教育長に兼任すると、いろいろ体制はありましようけども。教育委員会審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、いじめとかいろんな問題が出たときに、このような問題を危機管理の早急な対応ができるような。地域の民意を代表する首長との連携強化、教育委員会との首長の連携強化、いじめによる自殺が起きた場合においても再発防止のために国が教育委員会に指示できることの明確化など、これからの教育委員会改革ができ上がりました。

今まで首長が余り教育に口を出さないほうがいいのではないのかなと考えていました。大阪の橋下市長が教育行政に対して非常な、口を出すというわけではございませんけども、個性を発揮いたしております。そのような中で、政治的中立性を確保しながら総合教育会議が設置されるようになりました。総合教育会議は、教育に関する大綱を首長が策定する。首長及び教育委員会はそれぞれの所管する事務を執行し、地方公共団体としての教育改革に関する方向性が明確にされました。総合教育会議招集は、首長、西予市におけば市長が行い、首長と教育委員が構成員になります。この会議での協議調整事項は教育行政大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずる施策、児童・生徒等の生命、身体の保護等、緊急事態への対応などとなっております。

これにより、首長が市長が公の立場で教育行政に議論することが可能になりました。市長が公の立場で教育行政について議論することが可能になりました。教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されます。されましたですね、4月ですから。任期は教育長は3年です。今までの教育委員は任期は4年です。教育長と教育委員は任期が1年ずれます。選任方法が教育委員による互選であった今までから大きく変わり、議会の同意を得た上で、議会も教育長の人選に同意をします。今までは議会は教育委員の同意はしましたけれども、教育長の同意案件はございませんでした。首長が直接任命、罷免するようになります。そこで、新制度、それで議会も同意については責任を負うことになります。教育長が何かありましたら、同意案件でございます議会も同意責任をとることになります。新制度移行後、県下においては現在愛媛県、東温市、八幡浜市、松前町が新教育長が任命されております。そこで新教育委員会制度についてお尋ねをいたします。

まず、教育行政大綱は必ず策定しなければならないのか。策定する場合、自治体ごとに特色のある大綱とすることができのでしょうか。これは首長が教育行政に議論ができるということから鑑みますと、市長、首長の考え方が反映できる大綱としてできるのかというところでございます。

また、公の場で首長が教育行政に議論することが可能になりますが、市長におかれましては教育に関する政策提言、今までと変わったような政策提言をする考えはございますか。

次に、これから新教育委員制度のもと、首長による関与が大きくなると考えられますが、どのように対処されるか、考えがあるかお聞きをいたします。

最後に、教育というのは、戦後今70年でございますけれども、子供たちのいろんな問題が出てますし、社会も親が子を見ない、子も親を面倒見ない、いろんな犯罪とかいろんなもんも私自身はこの長い教育の中から出てるんじゃないかと思っておりますが、教育行政は50年スパン、サイクルで回っているというように考えておりますが、新教育委員会制度についての改革についてどのように捉えているのかをお尋ねします。

以上、私、友志会代表としての質問を終わります。そして、終わりますが、市長に対して友志会

という形もありますけれども、これらの質問は市民からの立場という形で、市民にもわかりやすいような、CATVも流れておりますし、文章もこれから情報公開です、議会も努力しておりますので、このような形で市民にもわかりやすいようなご答弁を求めたいと思います。

なお、先ほどありました広報にも出ておりましたマイナンバー制度日本一でやはり議会も行政も市民も心をつにして何か日本一だ、一番だと、どこからも行政視察が来るとか、そのような形にみんなで、大平部長が先ほど言いましたように、また広報の一面にうたってるような何かを日本一に、市民、行政、議会、全部が力を合わせてやることから始めようではありませんか。

これで私の質問を終わります。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時32分）

○議長 再開いたします。（再開 午後10時50分）

三好市長。

○三好市長 それでは、友志会、酒井議員による代表質問についてお答えをさせていただきます。

三好市政のこれまでの総括の関係で4点に関するご質問がありましたので、順を追ってまずご説明をさせていただいたと思います。

まず、ハード・ソフト面の諸施策の総括についてでございますが、これについてお答えさせていただきます。

5町の合併でできた西予市において、三好市政の最大の使命は西予市の基礎、基盤づくりということであります。合併前の東宇和郡4町と西宇和郡三瓶町で設置した東宇和・三瓶町合併協議会で幹事会の幹事長を私は務めさせていただきました。その立場上、合併に至る経過を知り、また合併協定書の細部の取りまとめや西予市建設計画、いわゆる西予市まちづくり計画でございますが、を取りまとめたことなどから、当然ながら初代市長として任命、選任された責務として西予市建設計画の遂行を主眼としてやってまいりました。

ハード事業につきましては、合併後10年間で優遇措置のある補助金や合併特例債を有効活用することを考え、まず10年間の一つのめどとして事業を実施してまいりました。事業を推進するに当たっては、当然ながら市民の合意形成や議会の承認が必要であります。その点につきましては、

理解力のある住民や使命感を同じくする議会があったことに尽きます。その顕著なものが4年半前に完成しました本庁舎であります。合併した県内市町の中で本庁舎建設を目指しながらもその目的を達してない市町もある中で、早期の完成はそのあらわれであると、このように思っておるわけがあります。

ソフト事業につきましては、地域の声を聞き、地域に入り込むことで、その時々に必要な事業が見えてまいります。限界集落対策や地域づくり交付金の創設、かんきつ償還助成はその典型であります。理想を追い続けたのがバイオマスタウン構想のペレット製造やカーボンオフセットクレジットでありますし、卯之町の古い町並みの重要伝統的建造物保存地区の選定であります。また、四国西予ジオパークの認定でもあります。

一方、合意形成に至るまでの難しさを味わったのが上水道事業統合や西予市衛生センターの場所選定でありました。その折にも多くの方々がいろいろな立場で協力と理解をいただく中で、人々の気持ち少しずつ変わっていく過程を経験しました。まさに市政は人で成り立っていると、こういうことを実感したわけでございます。当然ながら市民の目から見てまだまだ不十分だと言われましょうが、三好市政としてこの10年間に目指していた西予市の基礎基盤はおおむねできたと思っております。

続いて、市町村合併についてでございますけれども、一般論として人は悪い状況について自分以外のものについてその要因を求める傾向がございます。ご指摘の合併成立失敗論も同様の傾向のあらわれであると思われます。人口減少、経済の悪化、地域の活力の低下などの悪い状況について、市町村合併が原因だと言いたい気持ちはわかりますけれども、残念ながら市町村合併と地方の衰退とは因果関係はございません。合併しなかった多くの市町村においても人口は減少し、産業は衰退しておりますし、単独でやっていけると踏んで合併交渉が白紙になった後に今になって合併する気であったという合併破綻論失敗論も聞こえてきます。たればではいけませんが、もし合併がなかったならば旧町単位でこういったご意見も出てきたものと思われます。

当市の場合、むしろ市町村合併により新庁舎建設や情報通信網の整備、防災力の向上などが図ら

れて、住民サービス及び利便性が向上されたのではないかとってはおるわけでございます。市町村合併を後ろ向きに捉えるのではなく、人口減少社会の中で今後のまちづくりをどう進めていくかという未来志向で考えていく必要があるのではないかと、このように考えております。

次に、市民の幸福感についてでございますけども、幸福度は所得などの経済的要素だけでなく、家庭や社会とのかかわりなどの要素を含めたものとして政府の新成長戦略で定義されております。以前に民主党政権のとき、かわったときに経済成長が見込まれない中で、経済的に恵まれなくても幸福度が世界一高いブータンを例に挙げつつ、日本もこのような社会を目指すべきものという考えから、何で満足してもらえるものかという議論になってしまったのだと考えております。数値化しても信用に足りず、結果として幸福度は浸透することなく、民主党政権とともに議論も消えていきつつあったと、このようにも思っておるわけでございます。

市民の幸福感は住民にとってそれぞれ異なることから、人口減少社会の中でみずからの感じるところにより自己実現を行った結果、その幸福感を得ていくものと考えております。ブータンの例にとってみれば、西予市民は都市住民より実質的に幸福度は高いのかなという感じも受けておるところでもございます。したがって、市が取り組むべきことは、行政サービスの充実による市民の満足度を向上させ、自己実現をサポートすることであり、これらをいろいろな施策を行うことによって実現していかなければならないと考えております。

最後に、市民の安全・安心についての考えでございますが、これについてお答えさせていただきます。

近年、国内で台風やゲリラ豪雨を初め、災害は大規模化するとともに頻発化しております。また、南海トラフ地震の発生など、予測が難しい状況でもあります。一方で、社会情勢も変化し、原子力問題など災害も多様化してきております。自助、共助、公助という言葉がございますが、災害の規模が大きくなればなるほど初動時の公的機関の支援がどうしても難しくなるということになります。行政と関係機関、自主防災組織、消防団を初めとする地域組織との連携がこういうことから

非常に重要になってくると思っております。

自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき結成された自主防災組織がこのたび68組織、100%の組織率になりました。市では活動状況や意見交換の場として連絡会を開催し、連携を図っております。まず、防災についての知識や技能を有する防災士は西予市内で今115名になっておりまして、より地域に密着し、連携できる組織となるよう、防災士会の結成に向けて現在進めているところでございます。

想定される災害でございますが、災害の種類、自然条件や地域によりさまざまであります。避難路や避難場所等、ハード面の整備だけでなく、ソフト面においても地域と一体となつての避難訓練や地域各種グループ等からの要望による出前講座の実施など、職員の顔が見えるそれぞれの地域にあったきめ細やかな対応が安全・安心につながるものと考えております。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 酒井議員にお答えいたします。

人口減少問題への取り組みについてお尋ねがございました。

人口減少問題はこれまで数次の議会でも答弁させていただきましたとおり、市の重要課題として捉えてございます。現在、松山大学と協同いたしまして当市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した人口ビジョンを策定しようと考えてございます。

ご質問の中には小学生は非常に愛着を持って西予市をというお話がございましたけれども、確かにこの人口ビジョンをつくるアンケートの中で小学校、中学校、高校生を対象に西予市が好きかとか、西予市に将来住みたいかとか、こういったようなアンケートをとらせていただいておりますけれども、この中で小学校に関しては非常に高い率で西予市が好きだ、将来も住みたいという方がほとんどでございます。ところが、中学校になるとそれが半分ぐらい、半分以下になってきます。さらに高校になるとさらに少なくなると。より現実をわかってきているところなのかなというふうに思っているわけでございますけれども、いかにこれをそのままの小学校のままの状態にしていけるのかというのが非常に過大になってくるのかなというふうに思っておりますが、こういったアン

ケート結果なども踏まえまして、人口ビジョンを決定していきたいなというふうに思っていますが、その人口ビジョンをさらに踏まえて、年内に策定予定でございます西予市創生総合戦略、仮称でございますけれども、現在検討中でございます。まずは若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための取り組みを行い、安定した雇用を創出し、市内で起業、創業できる環境を整えるとともに、移住希望者が不安と考えている雇用や日常生活、交通の不便さを解消しつつ、未来を担う子供たちへ郷土愛を育むための情操教育、人材育成に努めるための施策等々を盛り込んでいきたいなと、このように考えてございます。これをもって人口減少問題に取り組んでいきたいと、このように考えている次第でございます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 子育て、婚活支援についてのお尋ねがありました。

議員ご指摘のとおり、少子化は全国的に憂慮すべき課題であり、西予市にとっても非常に大きな課題でございます。そこで、子供を産み育てるには、まずは結婚して家庭を持つことが一般的であろうと考えますので、先に結婚支援の取り組みについて、私のほうから答弁をさせていただきます。

西予市では、現在結婚推進委員会が中心となり結婚相談、婚活イベントの実施、情報交換会など、積極的な活動を展開し、少しずつではありますが、カップル成立や成婚の実績が上がっているところでございます。しかしながら、この活動は個人情報や価値観の多様化など、大変デリケートでプライベートな問題を含んでおりまして、その活動がなかなか結果に結びついていないというのが現状でもございます。西予市では、現状のままでは独身者の増加、また晩婚化の進行により地域力の低下、ひいては地域社会の崩壊を招くなど、社会基盤の存続に危機感を持っているところでございます。

将来に向け地域の中心となる人材を育成するためにも、当市といたしましても独身者への出会いの場や機会を提供し、今後なお一層の婚活支援を継続していきたいと考えております。また、先進地の取り組み事例なども参考にしながら、いろいろな婚活支援の取り組みを検討し、一組でも多くのカップルが誕生するよう取り組みたいと考えて

おります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 続きまして、子育て支援の取り組みについてお答えをさせていただきます。なお、子育て関連施策につきましては、これまでもご指摘をいただいております、答弁が重複する部分があるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

少子化対策を考えるとき、子育て支援は大変重要なポイントだと認識をしております。国は結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の必要性を強調し、地域少子化対策強化交付金を創設、各自治体の積極的な取り組みを支援しております。本市ではこの交付金を活用し、子育てハンドブックを作成し、小学生以下の子供のいる全世帯に配布をしたところであります。また、本年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、子育てするなら西予というサブタイトルを掲げた西予市子ども・子育て支援事業計画を作成しております。

このことについては、議員も十分ご承知のことと思いますが、事業計画の策定に当たっては全ての子育て世帯を対象としたニーズ調査及び教育、保育現場の教諭、保育士のグループインタビューを実施し、その結果が反映されたものとなっております。今後はこの事業計画に基づき、保護者や地域の皆様の声にしっかりと耳を傾け、本市の実情に即した切れ目のない子育て支援を実施するため、関係各課がさらに連携を強化し、取り組んでまいりたいと思っております。

以上、子育て支援の取り組みについての答弁とさせていただきます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 教育に関する大綱についてのお尋ねがありました。大綱を協議策定する場である総合教育会議に関する事務につきましては、補助執行により教育委員会事務局が担当しておりますので、まず私のほうからご説明を申し上げます。

教育委員会制度は、経過措置として一部に旧制度が残るものの、平成27年4月から新しい教育行政の組織及び運営が始まりました。ご指摘のとおり、今回の改正は教育の政治的中立性、継続性、そして安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の

構築、首長と教育委員会との連携強化並びに地方公共団体に対する国の関与の見直しなど、大変大きな制度改正でございました。

その改正の骨格をなすものの一つが教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定でございます。

まず、その大綱に関するご質問の1点目、大綱は必ず策定しなくてはならないのかという点でございますが、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、いわゆる国の教育振興基本計画でございますが、それを参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めるものとする規定され、首長には大綱の策定が義務づけられたところであります。大綱の対象期間は、首長の任期が4年であることや参酌の対象である国の教育基本計画の対象期間が5年間であることに鑑み、4年間から5年間程度が想定されているところでありますので、首長の任期中に1回は策定されるということになるかと思えます。

次に、自治体ごとに特色ある大綱の策定は可能なのかというご質問でございますが、先ほど触れました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中でその地域の実情に応じとの文言が明記されており、大綱に記載される施策は近年の教育行政には福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要な分野がふえていること、また地域におきまして今まで以上に学術や文化、スポーツ振興など、総合的な推進が求められていることなどもございますので、本市の実情や特性を十分に考慮した内容にすることが肝要かと思えます。

ただし、大綱と同様に教育基本法を参酌して策定されるものとして地方公共団体の教育振興基本計画があり、当該計画を既に定めている場合などには総合教育会議で協議、調整して、その計画をもって首長の定める大綱とすることも可能であるとされております。当市におきましては、平成26年3月に教育振興基本計画を定めているところであります。

いずれにいたしましても、大綱の策定の過程におきまして教育行政が混乱しないよう首長と教育委員会が十分なる協議、調整を行うことが求められるということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは次に、私のほうから市長は教育に関する政策提言をするのかということについて答弁をさせていただきます。

改正法に基づきまして、首長と教育委員会が構成委員となる第1回総合教育会議を先般6月29日に招集して開催をいたしました。

この会議は、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題であるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものでございます。

本市は、先ほど部長から説明もありました教育振興基本計画でございますが、平成26年3月に策定しておりまして、その基本的な理念は「ふるさとの未来へつなぐ人づくり」で、基本目標、「夢を育む未来へつなぐ西予っこ」、「ふるさとを愛し、生涯現役西予びと」としております。そのための取り組みとして計画期間を5年間として青少年の健全育成などはもちろんのことでございますが、ふるさと教育充実のため四国西予ジオパークと連携した文化施策の推進、少子化等による学校再編の推進、えひめ国体の推進など、西予市の特徴のある取り組みも入っております。

今後見直しがなされる西予市総合計画との調整を図りながら、この教育振興基本計画を総合教育会議の場で教育委員会と協議、調整して、見直しをしたいと考えております。そこでの意見を反映した教育振興基本計画を当面教育に関する大綱とすることが妥当と考えております。

なお、この計画では施策の現状、課題、また主な取り組みなど詳細な部分まで盛り込まれているため、大綱は市民にわかりやすく示したいと考えております。総合教育会議は年2回以上開催する予定としておりますので、この会議で教育課題について協議、調整するなど、教育行政に対する私の考えをその折々に述べさせていただきたいと思っております。

次に、首長の関与についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

今回の改正で首長が大綱の制定権を持つことや総合教育会議を設置することで一部の自治体では教育行政に対する首長の影響力や関与が過剰に強まって、教育の政治的中立性や教育行政の安定

性、継続性が低下するのではないかという声もございます。私としましては、本市の教育行政を総合教育会議において協議、調整をして、市長と教育委員会の相互が合意した事項についてお互いにその結果を尊重しなければならないものであると、このように考えております。これまで同様に、教育の政治的中立性や教育行政の安定性、継続性を確保して、地方教育行政を推進すればと考えております。

次に、新教育委員会制度についてどのように捉えているかということでございますけれども、今回の改正のポイント、先ほどもお話いただきましたけれども、まずは教育長を教育委員会の主催者代表とすることによって、今までは教育長と教育委員長とちょっとそれぞれのわかりづらいところがございましたけれども、それを一本化したということでございますが、教育行政の責任者として教育長の立場を一般社会にわかりやすくする形で明確化したということが上げられます。

まず、首長については、教育行政における総合教育会議を設置することや教育に関する大綱の制定権を持つこと。直接教育長を任命することによって任命責任を明確にしたことが上げられます。このように地方教育行政における首長と首長の役割がより一層明確になることによって首長と教育委員会が連携して教育施策を進める体制ができ、幼児教育と保育の一体的な推進、教育行政と福祉、雇用、地域振興など、あらゆる分野において行政との連携がより円滑に、より充実した形で推進できると、そういうことを期待しながら進めていきたいと考えております。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

9番松山清君。

○9番松山清君 平成27年9月定例議会におきまして一般質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

先月初めには愛媛県オフサイトセンターの西予市での運用が始まり、伊方原発の再稼働に向けての準備が着々と進んでおり、そのような中で西予市の果たす役割、重要性が南予の中で高まってきており、当市を取り巻く環境も時代とともに変化

しているということを実感しております。

西予市は、合併して12年目ということで、宇和島市や大洲市、八幡浜市と比べると市としての歴史は浅いものの、今後地理的要素からも、また南海・東南海地震についての避難などの防災上の拠点としての役割からも、南予の中心としての一定の役割が期待できるのではないかと思うわけでありまして、今後もまちづくりの中にそのような方向性を取り入れていかなければならないのではないかと考えているところであります。

そのような中で、大きく5つの点について質問をいたします。

まず初めに、ふるさと納税の取り組みであります。

このふるさと納税は、地域づくり交付金事業、子育て支援、ジオパーク推進、ほかにいろいろと活用されており、今後の財源として期待できるものであります。私も西予市外へ出ましたときに、ふるさと納税をしたという方と話をする機会がありました。そのとき、どう対応したらいいかというふうに思ったわけですが、やはり西予市を代表して大変ありがとうございましたとか今後ともよろしくお願いしますというようなことを伝えたわけですが、改めてそうやって寄附をしていただくという方に対して感謝の気持ちを持たなくてはならないなというふうなことを思いました。それは、三好市長はいつも多分言われておるんじゃないかと思いますが、市長以外の我々議員、そして市の職員一人一人がそういった気持ちを持つことが大切なんじゃないかというふうに感じたわけでございます。

そこで、これまでの実績をどう捉えているかということについてお聞かせ願いたいわけですが、西予市は平成23年、21件で204万円、24年が17件161万円、25年が26件で332万円、そして昨年度26年は45件で1,584万円というふるさと納税があったわけでございますけれども、このふるさと納税の変化、ふえてきておりますが、どういうふうに市として受けているのかをお尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 松山議員にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附の実績と納税者の対応につきましてのお尋ねがございましたが、議員におか

れましてはふるさと納税に関し格別の関心をいただきましてまことにありがとうございます。

西予市のふるさと納税の実績について、議員からもご指摘ございましたが、8月31日現在のふるさと納税の件数は136件となっておりまして、金額にいたしまして226万2,000円となっております。昨年度の年間の実績45件、金額ではそうではありませんが、実績としまして件数では上回っている状況でございます。寄附金額につきましては、昨年度は高額寄附者の方が1人おられたということで下回っているわけでございますけれども、件数については大幅に伸びておりまして、このことは西予市に関心を持っていた方がふえてきたのだと、わずかではありますけれども、そのように考えているところでございます。

特にこの7月からはようやく西予市ホームページも大きく変わりまして、手続方法や商品の紹介などもわかりやすくしたことに加えまして、ふるさと納税のポータルサイト、一番有名なものでございますけれども、ふるさとチョイスというところに登録をようやくしまして、インターネットから手軽に寄附の申し込みができるように変えさせていただきましたが、こういうもろもろのことをやりましたところ、申込者が大幅に増加したというふうに考えているところでございます。

さらにこのような新たな展開を行った結果、申込者への煩雑な手続が簡素化されましたので、インターネットを介して西予市の名前を多くの方に知っていただく機会にもつながっているものと認識してございます。今後も創意工夫しながら、ふるさと納税へのPRを行ってまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 ただいま26年度は大口の納税者がおられたということでございますけれども、他市と比較されてどうかというところを私なりの印象を述べたいんですけれども、例えば26年度大洲市は140件で247万円ということで1人2万円ぐらいの感じなんですけれども、宇和島市ですが、1万6,938件で2億6,814万円、八幡浜市は524件で1,200万円ということで、他市を見ますと1人割合と少ない、金額が、1人2万円とか3万円とかになっちゃうんですね、平均しますと。

それに比べると西予市、先ほど述べましたけれども、1人当たりの寄附の額が多いのか、人数は非常に件数が少ない割には金額が25年で332万円あったというようなことが実態として浮かび上がってきたわけですが、宇和島市がなぜ2億6,814万円集まったかということなんです。ですから、そういったことが今後ふるさと納税をふやしていくということにつながるのではないかと、いうふうに感じておるところでありますけれども、実績の経年変化を見ますと西予市の場合は26年は突出して多かったわけですが、まだまだ工夫の余地があるのではないかと。そしてまた、同じ納税者の方が継続して納税されていないのではないかと、いったようなことも印象として思っておるわけでございます。

今後取り組みの中で継続してやっていただくとか、そういった工夫が必要なんじゃないかというふうに思っておりますのと、宇和島市にどうしてそんなに2億円も集まったんですかということをお尋ねしたわけですが、そしたらやはり地道にやるしかないというわけです。ですから、大口でたくさん納税してもらうということを期待するんじゃなしに、多くの出身者に対してそういったお願いをすることが大事と。そして、宇和島市の場合は宇和島クラブというのを東京、名古屋、大阪でつくって、市長や議長が行って宇和島クラブというのに対してお願いをしとるというようなことも言っておりましたけれども、納税の継続性を確保するため、西予市として今後の対策、そして納税額の向上のための今後の対策等考えておられたら、何かあるんでないかと思いますが、お尋ねしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ふるさと納税をふやすためにまず何が必要かというようなご質問だったと思っておりますけれども、他市と比べるとどうかというのは確かに比較するととんでもない違いがあるというのは実際でございます。これまで議会でも答弁させていただきましたが、西予市は非常に真面目にこの制度を真正面から捉えてし過ぎていたと、やんちゃなことを余りやってこなかったというようなご回答をさせていただいておりますけれども、そういったところが如実にあらわれているところでもあるのかなというふうに思っております。7月からはそういったこともあつ

て、ホームページ等々、要は市をどうやってPRしていくのかというところを考えてこういった取り組みを進めてまいりましたが、そういったところからも件数がふえてきているのかなというふうに思っているところでございます。

こういった取り組みの話でございますけれども、西予市に思いがあって今まで継続的にご寄附をいただいている方々にはやはり感謝を申し上げなければならないなということ、これからも継続して寄附していただくことはもちろんでございますけれども、しかしながらホームページのリニューアル、ポータルサイトへの登録後の納税者の多くは、西予市とのつながりは余りなくて、産品が魅力的に感じたという理由で寄附されている、いわゆる一見様でございます。そういった方々にリピーターになっていただく、寄附の継続性を確保するためには産品の内容や品質を高め、コストパフォーマンスの向上に努める必要があるというふうに思っております。

また、2年以上継続で納税された方にはリピーター特典を差し上げたり、納税者が選んだ特産品に他の産品をつけ足したりするといったようなことでも多くの産品を知っていただくことができるのではないかなと、西予市に関心を持っていただくことができるのではないかなというふうに考えてございまして、さまざまな工夫を今後も行っていきたいと、このように考えている次第でございます。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 ぜひそういった取り組みが重要だと思いますので、新しい取り組みをしていただきたいと思います。

それで、1点ちょっと指摘しておきたい点があるわけですが、ふるさとチョイスなんですけど、先ほどこっと市外で寄附した方と会ったという話しでしたが、その人から私何言われたかという、西予市の職員はほかの市へふるさと納税しとんじゃないかと言われたんです。意味全然わからなかったんです、その意味が。

どういうこと言われたのかという、要するに例えば西予市でふるさと納税をしようと思ったらふるさとチョイスを使ってするわけですけども、西予市の商品は10万円までしかないんです。100万円しようと思った場合、じゃあどの商品ですかというときに、ふるさとチョイスは横

に100万円というのがあるんです。100万円しようと思うという選択肢が、そこを押すとほかの市へ行っちゃうんです、ぱっと。そういう落とし穴があって、結局西予市ももうちょっとそこら辺は工夫する必要があるんじゃないかなというふうな気持ちがしたわけでございますけども、やはり今までちょっと件数が少ない点もあるし、西予市のできたら例えばお米がたんさん1年分とか、たんさんした方は、そういったことが必要じゃないかと思うので、そういったことが特産品の向上につながるような何か方策を考えてほしいというふうに私は思うわけですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ご指摘もとてもなところもあると思っております。ふるさと納税自体は開始されてから6年が経過しているわけでございます。近年頻繁にメディアに取り上げられて、知名度、ふるさと納税自体の知名度も格段に上がったわけでございます。そのことによって、生産者の中にはお礼の特産品として、西予市の特産品として使ってほしいと直接商品を持ってこられる方もございます。ふるさと納税の制度を利用いたしまして、自社製品を販売するための工夫をしたり、新たな特産品をつくろうと知恵を絞ったりと、生産者みずからが奮起していただくことで、特産品の生産向上に確実につながっていくのではないかと、このように考えてございます。

ふるさと納税制度自体は地域の産業に大きな効果をもたらす一面もございますので、今後も自治体側と生産者側が連携いたしまして、全国に西予市の宝を発信できるように努めていきたいと、このように考えている次第でございます。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 ぜひ西予市の特産品、お米1年分とかそんなんでもいいと思うんですけども、生産者の生産意欲の向上とか、そういったものにもつながるように、ぜひとも応用していただきたいなというふうに思います。

ふるさと納税に関して最後の1つですが、心の問題なんですけども、市としての感謝の気持ち、これを僕は足りないというふうに思うわけです。それはどういうことかという、例えばふるさと納税をしようと思って電話をかけた人、西予市に対して、そしたらじゃあどう対応しているのかと

というようなことなんですけれども、やはりもう事務的だというようなことでお話をいただいております。ですから、やはり、そこら辺が職員の中でもそういったスキルというんでしょうか、マニュアルといいましょうか、感謝の気持ちが伝わるようにしていただきたいなと思いますし、職員のほうから、我々議員からでもですけども、ふるさと納税に対してやはりそういったお願いやら感謝やら、そういったことをしなくてはいけないというふうに思います。

つまり職員の教育とか言葉とか電話の対応とか、そういったこともこれも基本的には大事だと思うんですけども、そういったことについてどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 寄附者への感謝の気持ちということでございますけれども、人のとり方によっては非常に千差万別あるかと思えます。事務的にとられる方もいらっしゃると思えますし、気持ちのこもった感謝だったというような方もいらっしゃると思えます。ただ、一般的に役所は営業をやっているわけではありません。ですので、比較的事務的になるというのは、ここはいたし方ないところなのかなというふうに思っているわけでございますけれども、さはさりながらそれでいいのかというと、私はいいとは思ってございません。

お礼の産品を送る際に、お礼状などを送付してございますけれども、今後も心のこもったメッセージが送れるように、また電話対応等々でも感謝が伝わるように指導してまいりたいと、このように考えております。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 そういうことをぜひとも大切にさせていただきたいと思えますし、職員が感謝をする心というふうに今申しましたけど、私たち議員も同じように、させていただく方に感謝を、してもらっているという感謝の心を忘れちゃいけないということを私は改めて認識しましたので、そういったことをきょう述べさせていただきました。

続きまして、宇和病院の跡地利用についてお伺いしたいと思います。

この宇和病院というのは私の家のすぐ近所でありまして、幼いころから、私はそこで生まれましたし、セミとりに行ったりドジョウすくいに行っ

たりとか、そういった遊びの場でもありましたし、そういったものが移転によりましてなくなったわけでございます。多くの方々が地域の方々、近所の方々、町なかの方々が宇和病院が移転したことによりまして施設はよくなってそれはそれでよかったんですけども、若干の寂しさ、安心感がなくなっているといったような状況でございます。

それで、今後どう活用されていくかに関しましては、特に地域の方々はその関心が高いわけでございますけれども、今度取り壊されて跡地利用に関してどのような活用方法がよいと考えているのか、お尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 宇和病院跡地利用の方向性についてお尋ねがございました。

宇和病院の跡地利用につきましては、地元関係者、旧町の代表者及び有識者等と15名で構成いたします旧宇和病院跡地利用検討委員会、こういったものを立ち上げまして、年内に答申をいただく予定でございます。検討に当たりましては、将来人口の推移や初期投資と維持経費等々の財源なども頭に入れ、跡地は地域の空間でもあり、また西予市みんなの空間でもあることを忘れず、点、ポイントではなくて面、エリアで考えていきたいと、このように考えております。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 あの場所は宇和町小学校、宇和中学校のちょうど間に位置しまして、そういった子供たちが行き来する非常に便利なところであります。そういった中で連続する機能が期待されることに加えて、子供とお年寄りのために活用できないかというような声が地域の中でよく聞かれます。世代を超えた交流ができたり、空洞化していく町なかの地域を活性化することが今後期待されるのではないかとというふうに私は考えております。

野村町でできました複合施設のような旧町の魅力向上につながる機能と高齢者が散歩できるような公園をつくってほしいといったような声が寄せられているところでありますけれども、この多世代間にわたる子供からお年寄りまで有効に活用するといったようなことに関してはどういうふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 子供からお年寄りまで有効に活用することはできないかというお尋ねがございました。

市内でこのようなまとまった土地がほかにございませんので、検討をはやるお気持ちは非常によくわかります。どうなるんだろうと、こういうことできないか、ああいうことできないかというような気持ちは非常によくわかります。ですが、旧宇和病院跡地利用検討委員会、こちらのほうで検討を進めておりますので、その協議内容を慎重に見きわめていきたいなと、このように考えているところでございます。とはいえ、いただいた意見は非常に貴重なご意見だと思ってございますので、一案としてその委員会の委員の皆様にはお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 これまでの私の一般質問の中でも述べてきたことなんですけれども、現在の西予市の図書館が大変30年ぐらい前のもので老朽化しておるわけでございますが、宇和町時代にできたわけでございますけれども、市立図書館としては周辺の図書館と比べるとかなり見劣りするといったようなものであります。大洲市の図書館に視察にも行きましたけれども、全然今の図書館というのは違っております。広い空間の中に子供たちが集まって見るような空間や、あるいは映像のものが見れるといったようなことでありまして、八幡浜市も新しくなっておりますし、宇和島市も新しい図書館が建設予定というようなことがあります。

こういった機能的なものがありますが、以前の質問の中では西予市に図書館はスペースの問題などがあってそういった他市並みのことはできないんだといったようなことが答弁にあったわけでございますけれども、図書館などはそういった先ほど言ったように子供たちが近くにおるわけでございますし、人、集客的なこともかなり見込めるのじゃないかというようなこともありますし、今の西予市にとっては必要なものじゃないかというふうに考えておりますが、その図書館をあそこに移転するといったようなことはできないのか、お尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 現状の図書館の問題点を触れさせていただきながらということだと思います。現

状の問題点についてはわからんではない話でございますが、先ほどと同じようにいただいた意見については委員会の皆様に伝えさせていただきたいと思っております。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 大平部長のほうは検討委員会のほうをやっておられるので、そちらのほうを無視するわけにいかないというふうなことだろうと思うわけでございますけれども、やはり検討委員会、今言われた15名だけでやっていくということなんですけれども、その答申だけで活用方法を決定するのかということで、市民の意見はどうなんだろうかと。区長さんが入るとということは聞いておりますけれども、そういった中で十分な意見が反映できるのかというようなことが心配をしております。

それで、その中でも決めたことがそのままもう決まってしまって、じゃあ議会の意見はどうなんですかということにもなるわけでございますけれども、そこをどう考えているのか。それとあわせて、次の地元の地域の考え、そういったことをアンケートなどで調査することをできないのかといったことをお尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答えいたします。

検討委員会の答申だけで活用方法を決定するかというお話でございますけれども、当然のことではございますが、検討委員会の答申どおりに活用方法を決定するわけではございませんが、答申を受理した後、答申内容を庁内の関係部署や関係機関と検討の上、最終的には市長が判断し、決定するものと、このように認識してございます。

また、議会の皆様には定期的に開催しております市議会と市企画財務部との意見交換会の中で進捗状況等も含め説明し、活用方法についてはご意見いただくように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、地元の意見をというお話でございましたが、地元、地域の考えをアンケートなどでいうことでございますけれども、市では市民の皆様の意見をお聞きする手法の一つとしてこれまでアンケート調査を実施してまいりました。しかし、さまざまな方からさまざまなご意見がございまして、簡単に言えば合意形成が聞けば聞くほど難しくなってくるというような状況にございます。ま

た、市の財政状況を考慮していない安易な要望、あれもこれもというようなご意見も非常に寄せられているのが現状でございます。

以上のことから、今回はアンケート実施することとは見送らせていただこうと思っておりますけれども、旧宇和病院の跡地利用検討委員会のメンバーの皆様には地元の代表である区長様、小学校のPTA、宇和町東保育園保護者の代表の方、地元消防団、商工会青年部の宇和支部の方等々の代表も参画いただいておりますので、地元の意見が全く反映されないというようには考えてございません。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 非常に多様な意見があつて、それを反映していくことが大事だというふうに思うわけですが、その代表の15人の方がちゃんと皆さんから意見を聞いて出てきておれば、それはそれで反映されると思うんですけども、何も意見も聞かずにその会議に来て、それを聞くだけではだめなので、そのところ運営をしっかりと地元の方の意見を聞いてくることをぜひとも部長のほうからそういったことも喚起していただいたらというふうに思うわけでございます。

それで、多様な意見の中でまたもう一つ申し上げさせてもらいたいと思うんですけども、もともとあそこは病院であつたので、地域の安心・安全のために在宅医療拠点といったものができないのかというようなことについてお尋ねしたいんですけども、明浜町俵津地区でそういった在宅医療というのが取り組まれておって、宇和町でもぼちぼちそういったのも始まる動きもあるようでございますが、国のほうの介護施設とかそういったものは在宅への方向性が示されている中で充実を図ってほしいといったようなご意見もあります。こういったことに対しての取り組みは、つまり医療とか安心とかそういったものに対して取り組んでほしいということでございますけれども、どう考えるのかお尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 今ご質問があつたように、先ほどは小学校と中学校の間にあるので図書館がいいのではないかなというようなご意見から、高齢者の安心・安全という形で在宅医療拠点というような考え方、どういう連携、関係性があるのかちょっとわかりませんけれども、こういったような

さまざまなご意見があるわけでございます。こういうさまざまなご意見は先ほどから申し上げておりますとおり検討委員会の皆様に伝えさせていただきまして、そこで皆様時間をかけて熟慮している状況でございますので、そういった方々のまず答申を待ちたいと、このように考えている次第でございます。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 それでは、最後に1つだけ私の考え申し添えますけれども、あそこは本当広くまとまった土地なんです。だから、例えば図書館なら図書館だけとか、在宅医療施設は医療施設だけとか、そういった一つのものに決まらないと思うんです。ですから、複合的にじゃあ市民が何が必要なのかと、安心して暮らせるためにこういったものが要るのかと、そういったことが求められているんじゃないかと。そういう中で大きくくくると子供からお年寄りまでがそこで西予市の将来にわたってそういった市のサービスを受けたり、医療とかそういった暮らしていけたり、あるいは散歩ができたとか、そういったことが望まれているなというのは私が今感じていることであります。ですので、そういったことを十分に議論した上で選んでいただきたいというふうに思うわけでございます。この点は1つ、そういうことでお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、伊賀上野田バイパスの推進についてをお尋ねいたします。

最近、高速道路の無料化実験が終了した後、また朝夕国道56号線の交通量は以前に近いくらいに戻った感じがございまして、渋滞を避けようと一級河川肱川管理道路や卯之町の中心部、商店街を通り抜けていく車が大変増加しておるというような状況でございます。それらがスピードを出し過ぎて走るために、西予警察署は毎日パトロールカーで交通安全の呼びかけを盛んに行っておられますし、また商店街は通学路ともなっているために児童・生徒たちが交通事故に巻き込まれるんじゃないかといったようなことを心配しておるところでございます。

京都のほうでも通学児童のところに列に車が突っ込んだというようなこともございましたし、こういったことは起こるのではないかなというような懸念がございまして。現在、国道56号線の交通状況、西予市の中心部に幹線道路は国道56号線だ

けという現状であります、これについてどう捉えているのか、理事者の考えをお尋ねいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま松山議員のご質問でございますけれども、56号線の交通状況と問題点についてのまずご質問でございますけれども、西予市の主要幹線であります国道56号は道路交通センサスによる交通量調査によりますと、宇和町卯之町で平成11年に1日当たり2万1,702台あった自動車交通量が、西予宇和インターチェンジ開通後の平成17年においては9,787台、さらに5年後の平成22年、先ほど触れていただきましたけれども、高速道路無料化社会実験中におきましてはさらに7,000台近くに減少しております。その後、四国横断自動車道が宇和島まで延伸した後の平成24年9月の調査におきましては1万3,921台となっております。ピーク時と比較いたしますと、約4割近く交通量が減少しております。ただ、宇和インターチェンジをおりて主要地方道宇和野村線を経由して56号線に入る車につきましては、平成11年7,109台、平成17年9,166台、平成22年9,310台というふうに、先ほどご指摘いただきましたように徐々にふえてきております。そのため交差点、下瀬橋付近につきましては渋滞箇所の一つになっているのが現状でございます。

そのような中で、市街地での朝夕の通勤時間帯の渋滞につきましては、いまだ解消されておられません。商店街へ迂回する車両の進入により自転車、歩行者の通行にも悪影響を及ぼしている状況です。日中の混雑につきましてはかなり解消されておりますけれども、現在の状況では問題があるというふうに私どもも認識しております。

以上です。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 そういった認識を聞きましてちょっと安心したところでございますが、この必要性ということでこれまで議会、この議場でも依津から、あるいは市内南部から新市立病院のルートを考えてとき56号線だけで十分なのか、あるいは高山、三瓶、八幡浜方面から、西予宇和インターへ行くときたくさん信号がある中、56号線を通る不自由さは改善できないか、そして旧商店街を通り抜け道として多くの車が通行する中で、

小・中高校生の通学路の危険を回避できないかといったようなこと、そして先ほど申しました原子力災害時オフサイトセンターがその中心的な役割を果たさなければならないのですけれども、そういったときへのこの道路の一本だけということや、想定される南海・東南海地震での56号線が通行困難になる場合の迂回道路として必要性はないのかといったような必要性という点についてどう考えられているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまのご質問、バイパスの必要性についてのご質問でございますけれども、平成19年3月に策定いたしました西予市都市計画マスタープランの中で宇和町の中心市街地における国道56号の渋滞緩和や沿線環境の向上を図る等を目的に、市街地外周道路の整備について検討することが必要であるというふうになっております。

主要地方道宇和明浜線、一般県道宇和高山線、さらには主要地方道宇和三瓶線につながる外周道路を形成すること、これは8月3日に運用を開始しましたオフサイトセンターや西予宇和インターチェンジのある宇和下地区と西予市民病院等のある宇和上地区とのアクセスのためにも、また触れていただきましたけれども災害時に混雑することが考えられる市街地や渋滞対策協議会が公表しております下瀬橋付近の迂回路としても検討していく必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 そういう今後は方向性、そういった検討をしていく、そういった時期に来ているのではないかというふうに思いますし、やはり西予市が南予の中心として発展するためには国道56号線一本だけではどうしてもやっぱり土地の活用とか、いろいろな今言った迂回とかといったことが不足するんじゃないかというような心配をしておるところであります。ぜひともそういったことへの検討を早急に初めていただきたい、そう思うわけでございます。

ただいまの答弁の中でありました市街地外周道路の整備計画、下瀬橋の渋滞解消、こういったものに対してもどう対応していくのかといったことをお尋ねしたいんですけれども、3つまとめて聞き

たいと思いますが、最後の通告書の3番目にあります中心市街地の道路整備や防災面のまちづくりの観点から今後どう取り組んでいくのかといったようなこと、これは6月の県議会で土木部長の答弁で国、県、市の間で近年変化した都市環境の現状を踏まえ、防災面やまちづくり等の観点から、伊賀上野田バイパスを含めた中心市街地の道路整備について協議していくというような答弁が兵頭竜県議の一般質問でなされておるわけですが、それについて市としてどう取り組んでいくのかといったことについてお尋ねいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 まず、市街地外周道路の整備計画でございますけれども、路線といたしましては国道56号のバイパスとして計画されました伊賀上、江良から坂戸を結ぶ路線があるかと思えます。一番最初のご質問の伊賀上野田バイパスにつきましても、市街地外周道路の一つとして私どもも認識をしております。ただ、先ほど数字を上げさせていただきましたとおり、国道56号の交通量自体につきましては減少しているということも事実でございまして、今後整備路線の検討を行っていききたいというふうに考えております。

また、国、県におきましても、近年変化しました都市環境の現状を踏まえ、先ほど来から出ておりますいわゆる地震対策や伊方原子力発電所の不測の事態に備えて、県民の安全・安心を確保するための災害時の緊急輸送道路と位置づけされております国道、県道を重点的に整備促進する計画であるというふうに伺っております。私どももこれまで以上に国、県と中心市街地の道路整備について意見交換をしていききたいというふうに思っております。

続きまして、下瀬橋付近の交差点の渋滞の関係でございますけれども、愛媛県では県内における交通渋滞を解消し、円滑な交通を確保することを目的に、愛媛県渋滞対策協議会を設置しております。平成25年に県内の主要渋滞箇所を一般国道では124カ所公表していただいておりますけれども、ご質問の下瀬橋付近もその一つとなっております。

これまでの対策といたしましては、信号の時間調整等を実施していただきまして多少緩和につながっております。私もあちらを通ってこちらへ通勤をしておりますので、信号のいじり方でこれぐ

らい少し違ってくるのかなということを実感もしております。

協議会では、今後取り組みといたしまして本年度から具体的に対策方法を検討するというふうに伺っておりますので、市としましても協議会と連携、調整を行っていききたいというふうに思っております。

それから最後に、中心市街地の道路整備についてでございますけれども、今年度愛媛県6月定例議会におきまして先ほど触れていただきましたとおり伊賀上野田バイパスについての取り組みについて質問がございました。県のほうの答弁といたしましては、国、県、市の間で近年変化した都市環境の現状を踏まえ、防災面やまちづくり等の観点から、伊賀上野田バイパスを含めた中心市街地の道路整備について協議したいとの答弁がございました。

当市といたしましても、都市計画マスタープランにおいて中心市街地の整備に道路網の見直し整備を位置づけております。また、先ほど来触れていただきました宇和病院の跡地利用、またはちのじまちづくり事業等の中でまちづくりと一体的に道路網の整備について検討するほか、防災面においても国、県と協議をしながら市街地の道路網の整備について進めていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 ぜひとも市街地外周道路、ルートは決まっておるわけではございませんので、せっかく伊賀上バイパスで56号までつながっておりますので、これぜひ有効活用できるような外周道路の整備をまちづくりの中で進めていただきたい、それをぜひともお願いしておきたいと思います。

それで、次の商店街のカラー舗装についてなんですけれども、これについてお尋ねいたします。

耐久性と傷みぐあいということでお伺いしたいんですけれども、現在、宇和、野村、三瓶にカラー舗装を実施しておりますけれども、これは町の中が大変明るくなってよかったというふうに思っております。しかし、宇和町中心部の交差点を初めとする交通量の多いところでは、もう桜色の骨材が散乱しておりまして、早い時期からその傷みが目立っております。試験的に舗装しました商工会

のほうは激しい使い方をしたわけではないんですけども、穴があいて、また最近それは撤去されてやりかえられておるといったようなことでありましたが、ちょっと駐車場に向かなかったのかなというふうに思ったわけでございますけども、現在3町のカラー舗装、今傷みぐあいどうなのか、どう把握しているのかということ、そしてこれはちょっと耐久性が今までのアスファルト舗装よりか低いんじゃないかというような気がするわけなんですけども、そういったことについてどのように捉えているかお尋ねいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 まず1点目、カラー舗装の現状についてのご質問でございますけれども、宇和地区につきましては平成16年から20年にかけてまちづくり交付金事業によりまして宇和商店街を約1,620メートル施工しております。三瓶地区につきましては、平成17年、平成18年に中心市街地活性化事業に取り組みまして、みかめ本館から三瓶郵便局にかけて約500メートルを施工いたしました。また、野村地区につきましては、平成23年度に社会資本整備総合交付金事業を取り組みまして、本町中村線を約1,000メートル施工しているところでございます。

宇和地区の一部と三瓶地区につきましては、10年以上経過した区間もございまして、通行量が多かったり、また交差点部につきましては舗装の表面が剥がれている箇所を確認いたしております。野村地区につきましては、施工後まだ4年ということで間もないこともございまして、目立った損傷は現在のところ確認をしております。

それからもう一点、耐久性が低いのではないかというご指摘だったと思いますけれども、耐久性につきましては3地区のカラー舗装についてはそれぞれ排水性舗装を採用しております。この排水性舗装とは、近年登場いたしました新しい工法で、高機能舗装というふうにも言われておりますけれども、粒度の荒い特殊な舗装材を表層に用いております。雨が舗装表面を流れずに舗装内部に浸透し、路肩の側溝などの排水施設に流れるようになっております。

このように、排水性舗装は粒度の荒い特殊な構造上、ご指摘のとおり通常の舗装と比べると耐久性が低くなっております。また、一方では舗装の表層内に雨水を流さずに水たまりがでにくくで

きておりますので、歩行者の方にとりましては歩きやすいという利点もございます。加えまして、走行車両による騒音の低減や蓄熱性が低いという特徴がございまして、夏場の表面温度が一般のアスファルトよりは低く抑えられるというようなことで、ヒートアイランド現象の抑制にも効果が発揮されております。また、先ほどちょっと触れていただきましたけれども、カラー舗装をしている箇所につきましてはいずれも商店街あるいは近隣の地区でございまして、商業地域の活性化というのも目的の一つと掲げているところでございます。

以上でございます。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 それで、やはり耐久性が低い分傷むのも早いんじゃないかと思うわけでございますが、そういったことがあらわれているということで把握されているようですけども、この補修の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

商店街を中学生、高校生が自転車が多く通るわけなんですけども、特にひどい部分などになりますとがたがた道を走っているんじゃないかといったようなところがあります。それで、早くこの補修を急いでほしいと思うわけなんですけども、今後の計画はどうなっておるか、お尋ねいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 補修計画についてのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり交差点部におきましては車両の切り回しをすることも多うございまして、損傷が著しい場所ができてきております。

平成23年度に三瓶地区の交差点の箇所を中心に舗装表面を保護するトップコートの補修を行わせていただきました。宇和地区につきましても、今年度一部剥ぎ取りを行い、舗装補修する予定にしております。野村地区につきましては、現在先ほど申しましたように目立った損傷箇所はございませんけれども、引き続き定期点検を行って維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

今後の補修計画といたしましては、定期的に実施しております道路パトロールで損傷箇所をできるだけ早い段階で確認し、舗装表面の保護等の予防的維持作業も行っていきたいというふうに考えております。舗装の長寿命化、歩行者の安全確

保、ドライバーの快適性の向上を目的に、計画的な維持管理に努めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 ぜひ傷む前に補修をして、維持を、せっかくこれした大変商店街にとって明るくなってよかったことだと思ってますので、それをお願いしたいと思います。

そしてあともう一つは、商店街、先ほど交通の問題を申し上げましたが、通学時の通り抜け車両というのがやっぱりかなりスピードを出すので、道路を傷めてるんじゃないかというふうに思うわけですが、通学時間や通勤時間だけでも卯之町の場合は宇和高下から永長口まで進入禁止にできないのか、安全上の効果もあると思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 維持管理上、交通量が少ないとメンテナンスの回数は減りますし、ライフサイクルコストの低減にも効果があると思われます。また、小学生、中学生、高校生の通学路になっているところもございます。歩行者等の安全確保の面からも問題があることは認識しております。

しかしながら、この路線が地元の、3地区ともそうですけれども、重要な生活道路でもございます。交通制限には地元住民の理解と協力が重要になると考えておりますし、既に最高速度につきまして速度規制をされているところもございます。それと加えまして、いわゆる通過交通の車両と商店街を利用される方の車両を区別するということはなかなか難しい面もございます。行政側から一方的に制限することは今のところは検討しておりません。

なお、規制に関しましては、地元自治会、学校、PTA、商店街の組合等の要望に基づきまして道路管理者が了解した上で所管の警察署に上申することとなっております。その後、県の警察本部交通規制課で道路の規制基準や現況を判断した上で状況確認等の後、審査し、可否が決定されるような手続が行われることになっております。警察との協議、調整も必要ということでございます。ただ、指摘いただきましたように、事故が起きてからでは遅いんだよということが一番の問題

だろうと思います。今後また警察とも意見を交換しながら、可能なことなのかどうなのかも加えて検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 ぜひとも取り組みのほうをよろしくをお願いしたいと思います。

最後に、西予市移住計画についてお尋ねします。

移住計画というのは、いろんなところでこの言葉が出てくるように大変重要なことであるというふうに思いますし、一朝一夕にはいかないことなんですけども、地方創生の中の一つの対策ではないかというふうに考えております。

西予市では非常に人口減少が進んで、急激に進んでおりまして、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2020年には3万6,144人、2030年が3万350人、2040年が2万5,242人ということで、2人に1人が65歳以上のお年寄りとなるといったようなデータが発表されておるわけですが、地域の方々はぜひとも集落を維持をしていきたいと、そのためには人口の維持が必要不可欠であるといったようなことだと思いますが、西予市として今後ますます地域が寂れていく懸念があるわけですが、どのような対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 ただいまの地域が寂れていく懸念に対しての対策はあるかというお尋ねでございますけれども、合併後の人口減少と高齢化率の推移が数値であらわしているとおおり、人口が減少することにより西予市全体の体力が弱体化、脆弱化していることは否めない現実であろうと考えております。しかしながら、何もしないで現実を受け入れるだけでは、過疎化、高齢化は加速し、山間部においては集落の消滅、中心市街地においても経済の縮小がさらに懸念をされます。

このような状況は日本全国の過疎地の懸案事項でありまして、国は地方創生と銘打って地方の活性化に取り組みを始めたところでございます。西予市においても、今年度からさまざまな事業を展開する中で、活性化対策を推進しているところでございますが、人口増加に向けての直接的な取り組みはこれから進めていこうとしているところで

ございます。

いずれにしても、地方創生先行型交付金を活用したお試し移住者の受け入れ態勢の整備、地域おこし協力隊による買い物不便地域における市内産品の販売、若者に出会いの場を提供する結婚支援といった、このようなことから始めつつ、これまで答弁しておりますように西予市総合戦略を早々に取りまとめていきたいと考えております。

○議長 松山清君。

○9番松山清君 やはり地域のためには人口を維持するということが重要だというような考えは一緒だと思うわけですが、いろんな方策がありますので、そのうちの具体的にちょっと聞いていきたいんですけど、2番目の地域おこし協力隊についてなんですけど、これも地方創生の中で一つの重要な役割を果たしているんでないかと、3大都市圏から地方へ移住する政策で、地域への定住や定着を図る取り組みでございますけど、この中で6割の方が地域に定住し、定住した中の8割が20代から30代だというようなデータがございます。

それで、総務省の指標によりますと、平成21年に始めたときは89人でございますが、今26年で全国で1,511人と、そのうちの8人が西予市に來られておるわけです、今。ですので、西予市すごくこれ頑張っとなじまないかなと私は思っとるわけなんですけども、これは大体444自治体に今の1,511人が行っとる中で、西予市は18番目ということですので、これはもっとしっかりとやっていくことによって少しでも人口増加につながるんじゃないかというふうに思います。一番多いのが島根県美郷町26名ということですので、大分県竹田市は18名といったようなことで、多いところを見ますと努力している、頑張っている市に対してたくさん協力隊も来ているんだなというようなことでございました。この地域協力隊への期待はどういったものをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 松山議員にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、一つの移住政策でもあると考えてございます。この制度を使いましてこれまで都市部から西予市へ流入した協

力隊は合計で15人と、任期終了した協力隊は4人で、そのうち3人が定住しているというような状況でございます。全国的に見ましても、6割程度の定住率がありまして、若者の移住のきっかけづくりとしては評価を得ているというふうに思っております。期待しているところでございます。

しかしながら、人口流出に関しましては東京圏を中心とした首都圏に対して年間10万人も移動してございます。西予市に関しましては年間大体300前後でございますけれども、そういった方々が流出超過になってございます。実は生まれる人よりも出ていく人のほうが多いというような状況でございます。

こういった中で、1,500人を3,000人規模にしようというような、地域おこし協力隊をもっと進めていこうというような動きがありますが、はっきり言いまして焼け石に水の状況でございます。そうはいっても、こういった動きについては注目しながら、期待しつつ、やはり地域おこし協力隊ということではなくて、地域に魅力をもたらせるような施策を展開していかなければいけないと、このように考えている次第でございます。

○議長 松山議員、残り時間4分です。

○9番松山清君 じゃ、最後の質問にいたしたいと思います。

地域おこし協力隊が地域に入ることによって、ふえる人数はわずかかもしれませんが、地域が活性化するとか、いろいろとそういった効果があると思いますし、この移住政策に次につながるわけなんですけども、そういったことに関してやっぱり役割があるんじゃないかというふうに思っております。

それで、1番と2番とまとめて質問させてもらいたいと思うんですけども、西予市のI・J・Uターンのホームページというのがあるんですけども、そこは地域おこし協力隊の活動報告と分譲宅地の2つしかないわけですが、やはりこういったことを地域移住計画を進めるためには充実していく必要がある。グリーンブルーツーリズムの紹介とか働く場所のこととか、そういったことがあるんじゃないかなというふうに思っておりますし、先ほど副市長の答弁の中にありましたが、空き家を活用できないかという中で、私もお試し移住、そう

いったことはどんどん推進していくべきじゃないかというふうに思っているわけでございます。

厚生常任委員会では、北海道中標津町の移住計画について研修を7月にいたしましたわけですが、空き家を改修して1カ月10万円で貸しておりました。寝具や食器までもそろえて長期滞在ができる、言わば別荘のようにしていたわけですが、そういったことによりまして交流人口がふえるという効果がございました。

西予市におきまして、移住計画推進のためにどういったお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答えいたします。

特に何も北海道まで遠く行かなくても、実はかなり近くに移住政策について先進的な事例がございます。それは隣の梶原町でございまして、非常に先進的なことをやっております。空き家の貸し出しに関してはほぼ満室状態でございまして、こういった取り組みを進めているわけでございます。

例えば、ホームページ一つについても移住、定住を観点に、非常に先進的なホームページをつくっていきまして、よそから見られるということはかなり意識してつくっております。西予市、残念ながらそういうところまでまだそこまで行ってございませんので、こういったところからアプローチしていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

また、空き家の活用に関しましては、全体で調査した結果、2,100弱ぐらい空き家が存在しているというような状況でございました。中には老朽化して危険なものもございますけども、まだまだ活用できるというような物件もございました。

こういった空き家の状況も地域活性化に活用できるかどうかについて現在検討しておりまして、そういったこともろもろ含めまして移住、定住促進円卓会議というようなプロジェクトチームを立ち上げてございます。まずはそういうところを立ち上げて、今までやってこなかった分を取り返さなければいけないなというふうに思っておりますので、温かい目で見ていただければと、このように考えている次第でございます。

○議長 松山議員。

○9番松山清君 多岐にわたって質問したわけですが、やはりこれ今の時代の中で非常に大事ななと思っているところでございます。

今いろいろ議論したことをぜひ実施して、我々も真剣に取り組んでいきたいと思っておりますので、西予市のために頑張っていけるようにぜひよろしくお願いいたしまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月4日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時17分

平成27年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成27年9月4日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成27年9月4日

午前 9時00分

1. 散 会 平成27年9月4日

午前11時41分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹

2 番 井 関 陽 一

3 番 菊 池 純 一

4 番 田 中 徳 博

5 番 中 村 敬 治

6 番 二 宮 一 朗

7 番 兵 頭 学

8 番 小 野 正 昭

9 番 松 山 清

10 番 宇都宮 明 宏

11 番 欠 員

12 番 元 親 孝 志

13 番 沖 野 健 三

14 番 森 川 一 義

15 番 藤 井 朝 廣

18 番 酒 井 宇之吉

19 番 兵 頭 勇

20 番 山 本 昭 義

21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

16 番 浅 野 忠 昭

17 番 岡 山 清 秋

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

副 市 長 河 野 敏 雅

教 育 長 宇都宮 又 重

会 計 管 理 者 奥 野 柳之介

総 務 部 長 兼 宗 正 弘

公 営 企 業 部 長 大 平 利 幸

企 画 財 務 部 長 二 宮 紀 夫

産 業 建 設 部 長 横 山 博 文

生 活 福 祉 部 長 松 川 伸 二

教 育 部 長 道 山 升 文

明 浜 支 所 長 尾 下 孝 二

野 村 支 所 長 田 村 剛

城 川 支 所 長 坂 本 康 司

消防本部消防長 菊 池 直

総 務 課 長 三 好 敏 也

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、10番宇都宮明宏君。

○10番宇都宮明宏君 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思いをします。

まず、高齢者の福祉について、これ大変重要な問題の一つじゃないかと思っていますので、この点について質問をさせていただきたいと思いをします。要介護者及び介護施設の状況、そこらから質問をさせていただきます。

まず、要介護認定者の数、この数をお教えいただいたらと思っています。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまの宇都宮議員のご質問、要介護認定者数についてお答えをいたします。

本市には、65歳以上の方が約1万6,100人おられます。このうち5人に1人が要支援または要介護の認定を受けられております。65歳以上の第1号被保険者に占める要支援、要介護認定者の割合を認定率と呼びますが、平成26年度末現在で20.4%となっております。ちょうど5年前、平成21年度の認定率は17%でございました。その後、認定率は上昇を続けており、現状のままで制度利用が進めば、高齢者人口のピークを越えた後も認定率の上昇傾向は続くものと推測されます。

お尋ねの認定者数でございますが、本年5月末時点で40歳から64歳までの第2号被保険者を含めた認定者数は、男性953人、女性で2,399人で、合計3,352人となっております。その介護度別内訳を見ますと、要支援1と2、要介護1という軽度の認定者の割合が約46%となっており、要介護2と3の中度、そして要介護4と5の重度はともに約27%となってお

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮明宏君。

○10番宇都宮明宏君 ありがとうございます。

これ、ちょっと男女でかなりの差が、数、男性の方953、女性2,399、平均寿命と関係しているのかなと思ったりもするんですけども、ここら通告しておりませんので、後日また調査をよろしく願いいたしたいと思いをします。

そして次に、2番と3番、ちょっと私の手違いで、まず市内の介護施設の数をお答えいただいて、次に入所待機者の数という、ちょっと順番逆にして質問をさせていただきたいと思いをします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の市内の介護施設数と入所待機者数についてお答えをいたします。

介護保険施設とは、特別養護老人ホームと介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設を指しております。市内には、特別養護老人ホームが7施設で、定員合計360人、介護老人保健施設が3施設で、定員合計270名でございます。介護療養型医療施設は本市にはございません。また、居住系サービスとして、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームのことでありますが、16事業所で定員合計261人、そして特定施設入居者生活介護、これはケアハウスや介護つき有料老人ホームが該当しますが、3施設で、定員合計110人となっております。

介護保険を利用して入所する市内の施設や事業所の総定員数は1,001人となっており、第1号被保険者1人当たりの整備率で見ますと、県内では第2位となっております。このほかにも介護保険に該当しない入所、入居施設として住宅型有料老人ホームが2施設、養護老人ホームが2施設、サービスつき高齢者向け住宅が1カ所ございます。

次に、施設の入所待機者数についてのお尋ねでございますが、平成26年1月の調査になりますが、特別養護老人ホームの入所必要者数は117人でございました。入所申し込みの延べ人数は大変多いのですが、重複申し込みを除き、愛媛県が示します一定要件で絞り込んだ入所の必要があると考えられる人の数字、つまり一定の精査に基づきの待機者数となっております。同様に、介護老

人保健施設では71人が入所必要者数でございました。また、グループホームにつきましては、重複申し込みやほかの介護保険施設への同時申し込みを除きますと、62人という待機者数になっておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮明宏君。

○10番宇都宮明宏君 入所待機者数、いろいろな基準があるんで、僕が思ってたよりは少ないような気もするんですけども、そこらまたいろいろ今後の新たな基準とかも出るかもしれませんので、そこらをよろしくお願ひしたいと思います。

そして、一番大事なことだと思うんですけども、この待機者の数を減らすための工夫、各市町村それぞれ努力されてると思うんですけども、まずここらに対する取り組み、工夫、そこらをちょっとお答えいただいたらと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の待機者を減らす方策についてでございます。本年度からの3年間を計画期間とします第6期介護保険事業計画では、介護老人保健施設のつくし苑の20床の増床整備と定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム1施設の整備を見込んでおります。

つくし苑は市が設置運営する公立の老健施設として医療機関と特別養護老人ホームなどとの中間施設としての機能を果たしており、リハビリや療養などを一定期間行うことで、医療機関、退院後の在宅復帰、あるいは特別養護老人ホームなど施設入所への円滑な流れをつくり出す、そのような機能が強化を期待されております。

定員29人以下の特別養護老人ホームは、市内の住民を対象とする地域密着型サービスとして、新規に1施設の整備を認めるものでございます。少人数のユニットケアでは、利用者のニーズにきめ細やかに対応することはできますが、入所対象は常時介護が必要な方で、原則として要介護3以上となっております。

これらの整備によりまして、施設待機者の状況が少なからず改善されるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮明宏君。

○10番宇都宮明宏君 いろいろ取り組まれておると思うんですけども、また新たな取り組み、そこらに気づいて発見することも大事なことだと思

ってますんで、私ども議会のほうからもいろいろ考えて提案させていただきたいと思いますし、また行政のほうも努力をいただきたいと思っております。

次に、要介護認定者を減らすための工夫、これはちょっと課も違ったりするかもしれませんが、健康づくりの面も含めて考えていければなと私自身も思ってますし、実はうちのおやじがデイサービスを使わせていただきました。そうすると、要介護認定度がデイサービスに行き出して下がったりしたことがあったんですよ。そういうデイサービスの効果もあると思いますし、そこら認定者を減らすための工夫、また要介護度を下げるための工夫、そこらをお答えいただいたらと思っております。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の要介護認定者を減らすための工夫についてお答えをさせていただきます。

本市の要介護認定率は20.4%と先ほど申し上げさせてもらいましたが、県全体で見ますと中ほどより少し下に位置をしております。それでも、毎年1%弱ずつ増加している状況でございます。

先ほどもお答えさせていただきましたが、要支援1と2、要介護1という軽度の段階の人たちが半数近くを占めております。全国的な傾向でもあります。このような軽度の認定者を予想を上回るペースで増加しております。介護予防に重点を置いた地域支援事業の取り組みがますます重要だと考えておるところでございます。

市では、要介護状態となるリスクの高い方を基本チェックリストという質問票を個別に郵送して把握し、運動機能の向上や健康教室など介護予防事業への参加につなげているところではございますが、まだ認定率を押し下げるまでの参加状況には至ってはおりません。

先進地を見てみますと、地域住民が主体となって、地域づくりの一環として介護予防に取り組んでいるところがございます。地域の実情に応じた介護予防や日常生活支援の取り組みは、今回の制度改正でも重要なテーマの一つとして、新たな視点での仕組みづくりが保険者である市に求められているところでもございます。

本市においても、それぞれの地域における高齢

者ニーズに把握に加えて、サービス提供の担い手となる人材の掘り起こし、中でも元気な高齢者が生活支援サービスなどで支える側に立っていただけるような住民主体のシステムづくりを進めていく必要があると考えております。今後、サロン活動や見守りネットワーク、また地域づくりグループなどへの働きかけを通じて、参加者が集いやすい身近な場所で介護予防や日常生活支援が送れるようその取り組みを広げていきたいと考えております。

まさにそこが地域の包括システムのポイントでもあります。なるべく要介護状態とならないようにみんなで支え合い、住みなれた地域の中でできる限り長く暮らせるような、そんな地域社会づくりが求められているところでもございます。

なお、要介護状態となる原因を見てもみると、軽度の人は膝や腰の疾患、骨折などによりまして閉じこもりがちとなり、日常生活機能の低下につながっているケースがふえております。高齢者の閉じこもりを予防するような取り組みが一つの有効策であるとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮明宏君。

○10番宇都宮明宏君 答弁ありがとうございます。

今の答弁の中で、ちょっと一つ、今後ポイントになるんじゃないかと思うことがありましたので、これ部や課を超えて取り組んでいただきたいと思いますのですが、今軽度の方は膝や腰のけがから引きこもりがちになって認知症が進んでしまうという答弁があったと思いますけども、これ膝や腰ということは、例えばウォーキングをすることであったり、そこらで解消できたりすることもあると思いますので、ここらを進める運動、そこらの展開をお願いしたいと思っております。

そして、次の質問に行きます。

西予市の宝探しについてですが、これ西予市内にはまだまだ私も気づいていないたくさんの宝があると思っております。その宝を探すための魅力について質問をしたいと思うんですけども、まずジオパーク認定されてから、この西予市もかなり全国で知名度が上がったと思っております。そのジオパーク認定の効果についてお伺いをしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、宇都宮議員のジオパークの推進につきまして、本当にご理解をいただいておりますこと、この場をかりまして厚く感謝を申し上げます。

さて、ジオパーク認定の効果についてお尋ねがございましたけれども、ご案内のとおり、今月の24日に四国西予ジオパークの認定2年目を迎えるということになるわけですが、ジオパークのジオポイントに訪れていただく観光客の数といいますか、これは増加傾向になっております。ジオパークを活用したサイクリングやノルディックウォーク、トレイルランニング等、関連イベントが増加をしておる。ロゴマークやジオブランドを活用した販路拡大等の産業への波及なども少しずつでありますが出てきておると、このように確実に効果が出てきているという感じでございます。

例えば、9月6日に、今度開催されますサイクリング in 四国西予ジオパークでございますけれども、県内外からのサイクリストが参加して、野村、城川地区の方たちのお接待を受け、交流を図りながら両地域のジオポイントを回るというものでございますけれども、昨年は100人でございましたけれども、今回は300人を受け入れ、人数をふやしにぎやかに開催をされる予定でございます。

ジオパークは人と人との出会いの場づくりでもあります。このイベントはその一例でございます。さまざまな場面で市民同士の交流や連携、訪れる人たちと市民との交流が生まれてまいります。また、ジオパーク学習に取り組んでいただく市内の学校もふえてまいりました。また、四国西予ジオの恵みという形で、多様な西予市の産品を効果的に紹介できるようになりました。

平成26年度の実績を少しだけ申し上げさせていただきますと、出前講座が32回1,020人、学校教育でのジオ教育活動が29回で980人、ジオツアーが65回で1,291人、平成27年度はこの数字にはや近づきつつあるというぐらいですから、このジオツアーですね、非常にまた皆さんご理解をいただいとるんじゃないかなと思いますが、そのほかガイド養成講座やジオパーク紹介などを開催しております。

ジオにはさまざまなものを結びつける効果があります。今後とも、昨年12月に策定しました四

国西予ジオパーク推進計画により、関係課や市民の皆さんとともに推進をしてみたいと考えております。

○議長 10番宇都宮明宏君。

○10番宇都宮明宏君 このジオパークにつきましては、観光客とかよそから入ってくる方のことも大切だと思いますが、またもう一方で市民の方が参加していただいて、ジオポイント、そこらのことに関してもまだできる可能性があるとお聞きしてますんで、そこらの件含めて地元参加というそっちの方向にもちょっと力を入れていただきたいなと思っております。

そして次に、西予市の宝探しについてなんですけれども、これ先ほども言いましたように、気づくか気づかないかということが一つのポイントだろうと思っております。目の前に、足元にいいものがあったとしても見過ごしたら宝にはならない、それを気づくことによって宝になりますんで、そこらについての取り組みをお伺いしたいと思っております。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 宇都宮議員から、西予市の宝探しの取り組みについてのお尋ねがございました。

その前に、市民活動等々が盛り上がっていかないとなかなかねという話があったので、簡単に触れさせていただきますと、今のところそういったような活動を戦略的にやってるような状況にはございませんが、今市民活動戦略なるものをつくらうとしておりまして、年度内につくって、来年度から着手していこうかなと、このように考えている次第でございます。

では、本筋の話に戻させていただきますと、宝探しの取り組みでございますけれども、ジオパーク活動は、地域の宝を発見し磨くこととも言われていますように、当たり前過ぎてふだんは気づいていない地域のすばらしさ、食べ物のおいしさといったことを再発見し、それを高めていくことが活動の原点ということになってございます。ジオパーク活動を通じて、今まで見過ごしてきた普通の場所が地域の宝探しによって、市民や観光客が訪れるジオポイントになった場所も存在してございます。

例えば、現在西予市を代表するジオポイントとなっております須崎海岸や狩浜の段々畑、岩の上

の小さな田んぼが岩上田でございますけれども、地域を見直すジオパーク活動によりまして、人々が訪れる場所と変わってまいりました。

市内に広がるほかのジオポイントもジオパークに取り組む前と後では大きくさま変わりしたのもございます。ごみがいっぱい持ち込まれたというようなお話もありますが、そういったところもありますけれども、さまざまな活動をしていらっしゃるということでございます。

ただ、やっぱり気をつけていかなければいけない一つが、先ほどの市民活動とも話が重なりますけれども、市民の皆さんの協力なしでは単に一過性に終わってしまう。イベントやっておしまいというふうになりがちでございます。また、そういうことにならないように、気づいていない地域の宝はまだまだあるというご指摘もございましたが、まさにそうだというふうに思っております。

いずれにしても、市民の皆さんが地域の宝を探し磨くこと、自分たちの住む地域に誇りを持ち郷土愛を持つということにつながってくるものだというふうに思っておりますので、そういった活動を積極的に展開してみたいと、このように考えてございます。

○議長 10番宇都宮明宏君。

○10番宇都宮明宏君 今の答弁の中で、私と同じような考えで、市民参加の戦略を今後つくっていただくという答弁があつてうれしく思っております。

そして最後になるんですけども、この宝を見つけても発信しなければ全く意味がないので、この宝を発信する方法、工夫についてお伺いをしたいと思っております。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 西予市の宝、情報発信についてのお尋ねがございましたけれども、一般的役所というのは、こういう情報発信が非常に弱いとか、意識が薄いとか、ホームページに掲載すればいいでしょみたいな感じに捉えがちでございますけれども、はっきり言って、それでは全く意味がございません。通常、広告を誰をターゲットにして、どういう場面で情報を出すことで効果的になるのか、こういったことを考えて本来工夫してやっていかなければいけません、今の当市の場合ですと、残念ながら情報を出してるだけ

というような状況にとどまっていると。逆に言うと、それを反省しなければいけないというふうに思っています。

そこで、じゃあどういう工夫をやっているのかということでございますけれども、今、一つの取り組みといたしまして、現在、愛媛大学の工学研究科、大学院でございますけれども、理工学研究科と連携して、観光案内のアプリ、こういったものを開発を進めているところでございます。地方創生とさらに絡めまして、ジオポイントの雰囲気に関した音楽の作成、訪問者に情報提供を行うガイドブックの作成、少しずつこういったところを取り組んでいるようなところでございます。

また、統一感のあるデザイン、看板やパンフレットでございますけれども、そういった複数のメディア、媒体を連携させた、これをプロモーションミックスといいます。こういった発想もそもそも私が来るまでは何もなくあった状況でございますけれども、こういったプロモーションミックスといったような方法も使いまして考えていかなければいけないということで、まず皆さんの意識を統一しようということで、ジオパークのブランド確立ができるように四国西予ジオパークブランディング戦略、これを今現在策定中でございます。こういった統一的な考え方、戦略に基づきましてこれから、そういった戦略に基づいて鋭意進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長 宇都宮明宏君。

○10番宇都宮明宏君 いろいろ答弁ありがとうございました。

今回の一般質問を通しまして、まず私のポイントとしましては、気づくこと、そしてそれを伝えること、このことをちょっと一つテーマとして質問をさせていただきました。私自身もそこらに気をつけて行動したいと思っておりますし、また行政の方、市民の方のご協力をよろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長 次に、6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 公明クラブの二宮一朗でございます。

ただいま藤井議長より一般質問の許可をいただきましたので、9月度の一般質問をさせていただきますと思っております。

まず最初に、マイナンバー制度について質問を

したいと思いますが、たまたまきょうタイムリーなことに、愛媛新聞にマイナンバーということ、きのう成立したマイナンバー改正法の記事が載っておりました。いよいよ10月から通知カードがそれぞれ届いて、来年1月から制度が開始されるということで、マスコミ等でも制度はいいとか悪いとか、まだ理解度が不十分なんじゃないとか、そういうふうなことが今話題にもなってきております。そしてもう一つ、広報せいよにおきまして大平部長が写ってる特集記事ということで、日本一を目指すということで載っておりました。

まずは、いろいろ広報はされていると思うんですけども、この制度のことをまた簡潔に、そしてメリットとデメリットについて、市民の皆さんにいま一度ご説明をお願いしたと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 マイナンバー制度のメリットとデメリットについて、二宮議員からお尋ねがございました。

その前に、先ほど議員から、10月から順次番号の通知カードが配布されるというようなお話がございましたが、これ市民の皆さんにもやはり伝えておかなければいけないことだと思いますので、この段階で私のほうから若干のそういったスケジュールについてちょっと補足させていただきたいと思っております。

国のほうから、この通知カードというものが来る見込みを先般こちらのほうに連絡があったわけでございますけれども、11月の初旬ぐらいに通知カードが来るということでございまして、国は何もうそをついてるわけでありませんで、10月から順次カードは配布されますというアナウンスでございましたので、私どものところに来る、四国全体がどうも遅いみたいですが、九州はさらに遅いというふうに聞いておりますけれども、11月の初旬にこちらに届きますので、市民の皆様には11月の初旬ぐらいからばちばち届くというふうにご認識いただければなというふうに思います。

改めて、また何らかの方法で広報してまいりたいというふうに思っております。10月からいきなり届くわけではありせんので、ご注意お願いしたいと思います。

それでは、話を本筋に戻しまして、メリット、

デメリットについてお答えいたします。

本制度は、平成27年10月の個人番号通知に始まりまして、平成28年1月に個人番号の利用の開始、希望者へ個人番号カードの交付、平成29年1月からは国の機関、平成29年7月からは地方公共団体において情報の連携がこの番号によって開始されることとなっております。

国から提示されていますマイナンバーのメリットについてでございますけれども、マイナンバーを全国民に付番し、全国のあらゆる公的機関で、全く同じ番号によって個人情報管理されることとなります。これは、住民基本台帳コードとどう違うんだみたいなお話がありますが、これは住所が変われば変わってくる番号になってございますので、生涯変動しない番号ではございません。そういった意味で使い勝手が非常によろしくなかったわけでございます。そういったこともありまして、一生涯変わらない番号、もちろん情報リークがあったとか、いろんな問題があれば、番号変わることは可能なんですけど、基本的には変わらない番号をもとにデータの共有、連携がスムーズに行われるようになるということによって、行政手続に係る添付書類の削減、事務の簡素化がメリットとして上げられているところでございます。

こういったところが直ちにこの番号制度開始直後から市民にとって行政サービスが目まぐるしく向上するといったようなことは当然なかなか難しいわけでございます。添付書類が削減されたから、だからどうだ、そういうように普通感じてしまう方々もいらっしゃるかもしれませんが、これはバックヤード、つまり裏方で動く人たちにとっては、この番号が非常に事務の効率化につながってくるわけでございます。そこ市民のサービスの向上といったところがなかなかひもづかないのはわからなくはございません。

私どもといたしましては、そういった市民の直接的なメリットがないものの、また違った形でこの制度を利用してこうじゃないかということで考えたのが、番号カードの普及率で、断トツで日本一になるということでございます。当市、先ほど宇都宮市議からも知名度がジオパークで上がってきたんじゃないかというようなことがございますが、そういった効果も多少はあろうかと思えます。ただ、やはり全国区になりますと、なかなか知名度というか、やっぱり選択肢の一つとして名

前が上がってこないというところもまたあろうかと思えます。私は、やはりこの知名度の向上には全国紙に取り上げられることが何よりも重要ではないかなというふうに思っております。普及が見込まれないと推測されていますこの番号カードの普及率が非常に高いといったところで知名度につながってくるのではないのかなということが最大のメリットになるのかなというふうに考えているところでございます。

ちなみに、先ほど出た住基カード、これの普及率が一番高いところが富山県の南砺市というところでございますが、60%ぐらい、60%割ってるぐらいの普及率だと聞いております。この60%程度だと、残念ながら新聞には取り上げてもらえないということでございます。ですので、断トツにというところがやはりポイントになってくるのかなというふうに思っております。

また、私も国のほうに断トツで1位目指してますという話をすると、これも国のIT政策のトップであります政府CIOという人間がおるわけですが、この方、遠藤さんという方なんですけれども、もし断トツで1位になったら、IT戦略本部で取り上げてやるよというふうに言われまして、当然IT戦略本部、総理大臣軒並み大臣もいらっしゃるというような場でございますので、そういった場で取り上げられたら、また違うかなというふうに思っております。

それでは、話をちょっと戻しましてございますが、まずどうやって普及を目指すんだという話もあわせてお答えしたいなというふうに思っております。

まずは、既存の行政手続について、この番号カードの利用を前提に見直していきたいのと、そういうことを通じて西予市民の生活の必需品になるように見直していきたいと、このように考えているところでございます。普及率が相当程度高まっていけば、私ども財政的にかなり厳しい状況ではあるものの、市民サービスが向上するようなサービスの展開も当然視野に入ってくるんじゃないかなというふうに考えてございます。

最後でございますけれども、免許証や健康保険証、こういったものは皆さん嫌がらずに持つわけでございます。こういうところもありますので、もう一枚カードをふやすということでございますけれども、ぜひそういったところ、できないわけ

ではありませんので、挑戦していただきたいなと、このように考えている次第でございます。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

先の質問までお答えいただいておりますが、今言われた日本一を目指すということが本当に素晴らしいことだとは思いますが、その前に日本一を目指すためには市民の皆さんに納得してもらわなきゃいかん。納得とは何ぞやというと、やっぱり安心ではないのかなというふうに思うわけですが、よく取り沙汰されているのが、個人情報は大丈夫なのかというふうな心配があります。特に、最近年金情報の流出問題が起こり、ますます不安が大きくなっているというふうな中で、このマイナンバー法では、政府自治体などがマイナンバー業務を扱う立場の機関は、マイナンバーを取り扱うシステムの構築をする際に、特定個人情報保護評価という評価作業というのが義務づけられており、国民にその評価を公表し、個人情報の保護措置に関し、国民の意見を反映してシステム構築をするというふうになっております。そして、評価作業の取り組みについてお伺いするわけですが、国は国民に対して、マイポータルを利用してアクセス記録に確認ができる仕組みを提供しているというふうに書いてあったんですけども、マイポータルというのは何かということで、ちょっとわかりやすく説明をしていただきたらと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 私がこの内容について知っているということで答弁させていただきたいと思いますが、マイナンバーのポータルサイトでございますけれども、これは基本的には今お話がありましたように、行政機関がその当該者、その個人の情報にどういうタイミングでどういう理由でアクセスしたのかというものを一元的に管理した上で、それを表示するものでございます。

もう一つは、手続をそこでできるようにしたいと国は考えているようでございますけれども、なかなか前に進んでいないとも聞いておりまして、非常に難しいわけですね。そういった情報をひもづけて一覧にして表示するというようなこと自体がなかなか難しいんですが、そこを目指してというふうに聞いております。ポータルサイト自体

は、先ほど平成29年1月から国で開始という話がありますので、またさらに1年以上先ということで、議論が進めていく中でまた情報が外に出てくるのかなというふうに思っておりますが、今申し上げたとおりのことを基本に考えているというふうに聞いております。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

先ほど言いました個人情報の保護評価という評価作業ですけども、きのうもう一回ホームページのほうを見ておりましたら、住民基本台帳に関する事務、基礎項目評価書というのが各該当する課の部分が出とったんですけども、詳しくはわからないんですけども、このことが評価の作業の一つの評価書なのかということをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答えいたします。

まさにおっしゃるとおりでございますが、その評価書がその評価書ということなんですけれども、特定個人番号情報保護評価、PIAというんですけども、このPIAというのは何なのという話なんです。特定個人情報を保有する地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を事前に予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態に対応させるリスクを分析して、そのようなリスクが軽減できるようなための措置を講じているかどうかということを宣言するものでございます。

先ほども申しましたホームページ公開しているもので、西予市では対象となる事務ごとに、20の事務でございますが公表しているところでございます。

ちなみに、ちょっと専門用語ばかりがだらだら並んで恐縮でございますが、特定個人情報って何っていう話なんですけれども、特定個人情報とは、その番号が含まれている個人の情報の総体を指します。ですので、その番号と全く関係ない形で個人情報が存在している場合には、この特定個人情報ということには当たりませんので、通常の個人情報の保護という措置ということになります。特定個人情報になりますと、番号法という法律のもとに適正な措置を講じなければいけないということになってございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 その中の一つをちょっと、これ国民年金に関する事務ということで評価書出したんですけども、何のことやらさっぱり私が見てもわからないというのが実情で、これ市民の人が見ても多分わからないんじゃないかなというふうに思うわけですけども、この議論してたら時間が無駄になるんで、このことはちょっと置いときまして、先ほど言われた日本一に向けて、先ほど言ったように市民の皆さんが納得、安心していただくためには、こういうデータでのプライバシーの安心ではなくて、やっぱり対面で、本当に説明して納得してもらうということではないとなかなか進まないんじゃないかなと思うんですが、そういう中で、特に高齢者の皆さん、そして障害を持っている皆さんへの配慮というか、通知の説明であったり、通知から申請の説明であったりという、そういう配慮はお考えがあるのか伺いをいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答えいたしたいと思います。

高齢者、障害者への番号カードの取得に関しての配慮だということだというふうに思っておりますけれども、ナンバー制度においては国もできるだけ簡素化したカード申請を予定してございます。国もようやくこういうところに配慮してきたなという感じでございますけれども、本人からの申請に基づく事務でございます。そういうこともありまして、高齢者の方、障害者の方といった方々には、マイナンバーの周知、広報というのが取得の普及につながっていかねばいけないなというふうに考えてございますけれども、高齢者の方や障害者の方、市役所に出向くってなかなか大変な方々もいらっしゃるのも事実でございます。こういった方々については、そういう方々が集まる機会や施設、こういったところに出前的に行きまして、講座を開設したり、その際に申請書を一緒になって書いてあげたり、こういった工夫をしていかねばいけないなというふうに考えてございますが、詳細についてはまだ詰めてございませんので、詰めてそういう展開をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ぜひご配慮をお願いしたいと

と思いますが、それともう一点、高齢者や障害の方以外に、ほかの市民の方の各種団体等とか地域、それぞれの地域でちょっとわからんけど説明してくれんかというふうなご要望があったら、それも出前講座的な感じでやっていただければありがたいなと思っておりますんで、今からの仕組みづくりであれば、ぜひそれを加えていただきたいと思います。

それで、いよいよ普及率日本一に向かってということでちょっと質問させていただきますけれども、先ほど部長のほうからもお話がありました。今まで住民基本台帳カードというのがありまして、先ほど言われたように全国一が南砺市ということで60%程度というふうに言われたんですけども、西予市では、この10年ぐらいたつと思うんですけども、西予市ではどのぐらい実際に発行されているのか、伺いをいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいま二宮議員のご質問の本市におきます住民基本台帳カードの交付状況でございますけれども、まず住民基本台帳カード、略称住基カードでございます、交付を受けた方に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードが記録されたICカードでございます。写真つきのものは身分証明書としても利用することができまして、平成15年8月からこの制度が開始されておりまして、ことしの12月にはマイナンバー制度が導入されることに伴いまして、新規発行が停止されることとなっております。

ご質問の本市におきます住基カードの交付状況でございますが、この9月1日現在で累計交付枚数は1,219枚で、そのうち有効交付枚数は840枚となっております。普及率は、8月末現在の本市の住基人口で割りますと約2%となっており、ちなみに全国平均は平成26年3月末現在でございますが、約5.2%となっております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

日本一の60%から比べると、2%という、いかにも少ないなというふうに言わざるを得ないんですけども、全国平均が5.何%やったとたしか記憶しとるんですけども、それよりも低いという中で、今から日本一を目指すということになると、かなりの努力が必要だと思いますし、市民

の皆さんのご協力というのが本当に必要なんじゃないかなと思うんですが、いま一度、市民の皆さんにどのように申請をお願いしていこうと思っているのか、お伺いをいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ありがとうございます、ご質問。

まず、普及率が2%ぐらいしかないという話でありますが、逆に言うと、2%から日本一になったというのは逆にびっくりするようなお話でございますので、そのびっくりするというのがないと、南砺市がそのまま1番になっても誰も取り上げてくれません。ですから、この状況を打開するというのがやはり全国紙に取り上げられると。私、西予市に来てから全国紙で取り上げられたなんていうのは数知れるぐらいしかありませんが、この程度でございまして、そこを何とかまた違う形で知名度を図っていきたいということの一つでございます。

もう一つ、普及率どうやってやっていくんだっちゅう話でございますけれども、国でもいろいろやっているんですね。余計なお世話のような形でテレビのCMだとか、放映やコールセンターの開設、外国人向けの広報等々さまざまやっております。そういったものもなかなかこちらの地域にまでは届いてこないなというような状況もございます。市としても各支所にポスターなんか張っても僕は意味があるのかなのかよくわかりませんが、一応やらないよりましだということで、こういうことをやらせていただこうかなというふうに思っておりますけれども、何よりも大事なのは、じゃあ健康保険証を取得するときにどうしたんですかとか、免許証を取得するときにどうしたんですか、診察券取得するときにどうしたんでしょうか。結局、事務の流れになってそのまま惰性的に進んでいって取得していることが多ございます。実は、こういうことを市役所がやってきたんでしょうかということございまして、例えば住民票を異動するといったときに、その住民票を取得するときに番号カード持ってませんと。番号カード持ってないんですけどって言われたら、その手続きしてる間にこちらで写真撮ってください、申請してくださいというようなことも実はできたはずでございます。こういうのは、民間では当たり前のようにやって、例えばTSUTAYA

のカードですと、TSUTAYAのカードを持ってない人は取得せざるを得ないような手続を彼らの中でやってるわけでございますけれども、結局こういうことなわけでございまして、やっぱりそういう仕掛けづくりが非常に大事なかなというふうに思っております。

もちろん、そういう仕掛けだけではなくて、広報等々もやっていかなければいけないと思っております。当然、今後も広報せいや防災行政無線、防災行政無線といっても非常に淡泊な、大体通常流れる「西予市は日本一を目指しております」とこんな調子で言っても誰も聞いてくれないので、やっぱりおもしろおかしく、人に聞かれるような防災無線もしていかなければいけない。また、宣伝カーなども活用しまして、こういったところでもやはりおもしろおかしく、人に聞いてもらえるような形で活用していきたいなというふうに考えているところでございます。

また、市民が多く集まる場所、市民が多く就職している場所、企業さんですね、こういったところで説明会などをやって、説明会とともに申請を一緒にやるというようなことをしながら周知活動をやっていきたいなと、今現在そのように考えている次第でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 部長が本気で取り組むとおっしゃるのであれば、我々も全面的に協力をしていかなければならないなと思ったところでございます。

私が一点申し上げたいのは、本気であれば職員、職員全員が本当にそっちを向いてますよという体制づくりをしっかりとやっていただくということが一番だと思いますし、臨時の人とかを含めたら1,000人超えると思いますけども、そういう人が本当一丸となつてぶつかっていけば、僕は可能ではないかというふうに感じますんで、ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、大きな2番の総合計画についてご質問させていただきたいと思います。

その中の1番、西予市マニフェスト2012からということで、西予市マニフェストの中間評価というのが昨年9月に市長のほうに提出をされたと思いますけれども、その内部評価、そして市民評価というふうに分かれておりますが、その評価を受けて、まずはどのように評価自身を受けと

めておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 今のご質問にお答えをしたいと思います。

まずその前に、西予市マニフェスト2012中間評価公表までの工程について簡単に説明させていただきますと、平成26年3月に各担当課長において政策項目の実施状況、進捗状況調査をマニフェスト評価表に基づき行ったところでございます。6月に西予市マニフェスト内部評価委員会設置要綱による内部評価委員会を開催し、中間評価の進め方の決定、市民評価の方法及び各担当課長が行った調査の内容を確認、修正し、内部評価を実施をいたしました。さらに、7月に西予市内65の各種団体役員の124人を対象とした市民評価も実施し、返信数は70人で、返信率は56.5%でありました。8月には、第2回内部評価委員会を開催し、市民評価の確認、中間評価を決定、分析して、9月に市長に対して、西予市マニフェスト2012中間評価書を提出いたしました。この評価結果は、その後9月30日に西予市ホームページ、11月発行の公報せいよ12月号にて公表をいたしております。

以上が公表までの工程でございますが、それでは議員のご質問の内部評価、市民評価についてお答えをいたします。

ちょっと聞かれた内容と違うかもしれませんがけれども、内部評価と市民評価、そのことについてちょっと述べさせていただきたいと思っておりますけれども、内部評価は先ほどの工程の中で触れましたけれども、西予市マニフェスト内部評価委員会設置要綱第1条に基づいて副市長、教育長、そして全部長を委員とした委員会を設置し、政策の実施状況及び進捗度の評価を行い、市長に評価書を提出をいたします。

内部評価では詳細な実務の結果で評価を行っておりまして、主に仕事に対する細かな達成度が評価の対象、そういうことになっております。

市民評価は、実施状況、今後の課題、評価点が記載された内部評価資料をもとに評価を行っております。詳細な内容まで市民の皆さんにはわからないというようなところもありまして、実感を重視する傾向が強くなっておりまして、そういう傾向の中での評価となっております。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

今お答えいただいた中の市民評価ですが、ちょっとこれ見よって違和感があるなというふうに感じたんですが、この要綱、要領ですかね、マニフェストの評価要領というのを見たら、今副市長言われたように、市民評価については65団体124名の方にアンケートというか、その評価書をチェックしてもらったというふうなことですけれども、余りにも団体の役員とはいえ、124名で市民の評価なのかなというふうに思うわけですね。

去年の12月ですか、我々議会が議員定数と報酬のあり方ということで、市民の意見を聞かないかんということで、それは1,000人の方をランダム抽出をして、アンケートを送ってお答えをしていただきました。それで、返ってきたのが約55%ぐらいで、この各種団体の人の返信率も56.5%で余り変わらないんですが、ということも少なくとも五百何人ぐらいの意見は聞けるということなんですよ、議会の場合は。これで見ると、本当に100人切つとるような人数で本当に市民評価なのかなというところが私の中でちょっと違和感があるなというふうに感じたんですが、ちょうど今、また次の総合計画作成中ということで、また次にもこういうことをされるんだと思うんですが、ぜひそういうときには、そういうもっと幅広い市民の意見というふうなことを取り入れるというふうな方向にできないのか、ちょっとお伺いをしたいなと思います。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 今、ご指摘がございましたけれども、市といたしましてはマニフェスト2008のその評価の方法と同じようなところで、そういう基準の中でやらせていただきましたけれども、この方法につきましては、団体の代表の方は、その後ろに市民の方が、その団体の会員の方がいるというなことで、その代表という形をとらせていただきました。今回、今度そのようにやるかどうかは、また審査会のほうで協議をさせていただいて決めていきたいと、そのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 先ほど副市長も言われましたけど、細かいところまではなかなか市民の人はわ

からんのかもしれんのですけども、だったら評価書が、市民評価の部分について評価書と違う項目のつくり方みたいなも工夫してもらえれば、もっとわかりやすくというか、ざっぱになるかもしれませんが、市民の意見というのは聞きやすくなるんじゃないかなと思いますんで、そういうところ、内容まで含めて次回また取り組んでいただければなと思っております。

それで、中間報告をされて、市長も我々も任期あと半年余りになって、この評価のときからしたら1年半ぐらいというふうになっとるわけですけども、評価を受けて市長の任期内に、これだけは何とかやっとかないかなというふうに思っ取組んでおられる施策がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 今のご質問でございますけれども、中間報告後の取り組みについてということでございます。

庁舎内部では、昨年10月3日の課長会に評価結果を報告しまして、同日庁舎内情報ネットワークを通じて、職員に評価結果を十分分析して今後の事業推進に当たるよう周知をしたところでございます。

また、新年度に入っては、4月14日付で部長、課長に西予市マニフェスト2012の推進について同様に周知徹底をしたところでございます。評価結果に基づき、特に採点の低い政策については、見直しや改善に取り組む、政策実現を目指しております。

現在、上半期も終了しますので、各担当課長への進捗状況の調査、このどれということではないんですが、全体的なところでそういう進捗状況の悪いようなものについて見直しをするようにという、そしてまたその進捗状況の調査と評価を指示しております。もうしばらくしたら、それが出るとは思いますけれども、今後各担当課長の調査結果を踏まえて、内部評価委員会を開催し、最終結果報告の報告時期、外部評価の報告などの協議をしていく予定で進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、この場でやらさせていただきますが、マニフェストとはそもそも何かというところで、ちょっと議論のお互い同士のそごがあ

るんかなと思って、ちょっと話をさせていただきますが、マニフェスト2012、その前はマニフェスト2008、私出ささせていただきました。マニフェスト、これは三好幹二個人の姿勢として、市長として、こういうことをこの西予市にやりたいから市長として立候補して、これをやりますよと、そういうことを目的としてやっとなる個人的な意思に基づくものでございまして、西予市の公的なものではございません。

その前段では、当然ながら西予市の総合計画がございまして、一番上位の計画がございます。上位の計画を、私自身は市長としてつくらせていただいた、第1期がですね、立場でございますから、その中とマニフェストとは、大体整合性はある程度保ちながらマニフェストを私はつくらせていただいております。中には、全国のマニフェストの会議に、ローカル・マニフェストの会におられる方々は、自分のマニフェストをつくって総合計画を変更されとるそれぞれの市町もあります。一つの方法論としてそれも正解なんですよ。だけど、私の場合は総合計画をつくらせていただいた立場上、その中にもマニフェストとある程度整合性をとりながらやってきたということでございまして、それを外部の方々、あるいは市の内部の方をそれにご理解をいただいて、その目指すところと一緒にやっていただいたらということでやっておるマニフェストでございますから、その辺のご理解をいただきたい、このように思っております。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

今、市長が言われてることは私も理解をして質問しているつもりではあるんですけども、それで、せっかくそういうふうに市長がマニフェストとして発表されたことに対して、市民が本当にそれをどう思ってるかという、中間評価ですから、そこなので市民の思いを、一人でも多くの人の思いをやっぱり評価として入れていただきたいという思いで先ほどの質問をさせていただきましたんで、またご理解をお願いしたいと思います。

それでは次に、2番目のスポーツ立市構想に行きたいと思います。

西予市スポーツ立市構想ということで、よく耳にはするんですけども、その構想に対して、今西予市が合併して11年目というふうになりました

たけれども、スポーツ立市の構想を打ち立てられたイメージに対して、今どのような現状だと認識をされておられるのか、お伺いをいたします。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 ただいまスポーツ立市構想に対して現状、どう評価し、どうイメージしているかという点についてを質問があったと思います。お答えいたしたいと思います。

西予市のスポーツ立市構想、それから振興計画、これは市政における少子化対策、高齢化対策、過疎化対策の一つと位置づけられておりまして、スポーツを通しまして市民の皆さんに生活に新たな喜びや輝きを見出していただき、それとともに2017年のえひめ国体を見据えた国体選手の育成も視野に入れたスポーツによるまちづくり運動を目指して、平成19年3月に作成したものでございます。

計画のもともとの理念がございすけれども、3つ含まれておりまして、1つは仲間や指導者との交流による青少年の健全な育成、2つ目が心身両面にわたって健康で明るいまちづくり、3つ目が市民の交流と新たな連携促進による地域の活性化、こういう3つの思いが含まれております。

スポーツの意義や価値を市民が共有しつつ、豊かな生活を営むことができる地域社会を目指す、という方向、基本的な方向性を定めておりますけれども、この方向性については、市民の皆様にも一定の理解を得ているのではないかと考えているところでございます。

ただ、計画の目標が達成されまして、スポーツ活動、こういうものが活性化したかという点につきましては、現状非常に厳しい状況にあるというふうに私も認識いたしております。

計画には基本目標を定めておりますけれども、これも5つ定めてございます。1つが生涯スポーツの普及、2つ目が競技スポーツの振興、3つ目がジュニアスポーツの充実、4つ目がスポーツ施設の整備、活用、それから5つ目として総合地域のスポーツクラブ、総合型の地域スポーツクラブの設立、こういう目標を掲げまして、スポーツ関連団体の皆様方との連携と協力を得ながら関係事業を推進してまいったのが現段階でございます。

しかし、これを見てもみますと、全国的な傾向とこれも同様なんです、本市におきまして、毎日スポーツや運動をする人と、ほとんどしないと

いう人の二極化が非常に進んでまいりました。実例で見ますと、市民体育祭や各地域の体協さんのほうで主催していただいております大会、また各種の生涯スポーツのイベントにおいても、選手といえますか参加者の皆さんが固定化してきたというに思います。それと、予測を超える高齢化も重なりまして、どうしても競技スポーツ、生涯スポーツが全市的に広がっていかないというような厳しい現実を認めておるところでございます。

この点につきましては、外部的な要因だけではなく、年度ごとに事業実施計画の目標管理を行う内部組織体制にも問題はなかったんだろうかという反省すべき点もございます。ただ、スポーツの楽しさや健康づくりに対する効果は、一般市民のレベルでも十分ご理解いただいておりますので、これ計画目標年度、平成29年ですが、あと2年少しになります。これまでの課題を整理しながら、国体というビッグイベントがありますので、イベントの効果も活用しながら、課題整理しながら活用、努力してまいりたいと思っております。そういう認識でございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 スポーツ立市構想という、その言葉のイメージと実際に我々が、市民の人たちが感じているイメージというのがかなりギャップがあるんじゃないかなというふうに感じておるわけですけども、そういう中でt o t oの助成による総合型地域スポーツクラブ、そういうのも全国的にも進められておられますし、西予市にも3つできて、もう助成は終わったんですよね、全部。その会員数を見てみたときに、全然ふえてないんじゃないかなと。私も過去の委員会等でもご質問をしたと思うんですけども、これ所管になりますんで、また時間もちょっとありませんので、また委員会のほうで詳しいことはご質問したいと思うんですけども、まだできていない城川、明浜等のことを考えたり、今後の地域型スポーツクラブの運営の方法というふうなことを考えたときに、県内のいろいろ見てたら、NPOにして実施されてるところもかなりあるということで、それが本当の自立したスポーツ型のクラブになるんじゃないかなと私も感じとるんですけども、そういうふうなところに変更ができるのかできないのか、そこだけちょっと1点、お伺いしたいと思います。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 ご質問、総合スポーツクラブの、どういう方向で市民運動、市民スポーツをどういうふうに活性化するかというご質問だったと思います。私のほうの通告にいただいている内容とは少し変わるんですけども、その前に、スポーツ振興計画が市民が知っているのかと、十分理解しているのかというようなご質問もあったかと思えます。

計画策定の際に、構想が理念と目標を掲げるにとどまった構想であったということが一つ言えると思います。余りスポーツに関心のなかった方に、やはりアピールする力が弱かったんじゃないかなという問題もございます。実際、計画作成の際にアンケートを実施いたしておりますが、スポーツを全く行わなかった方、年に数回しか行っていないという方が5割程度いらっしゃいました。さらに、その内容を見ても、散歩、ウォーキング、軽い体操、こういう種目が上位を占めておりましたので、やはり既存スポーツの枠を超えた対策が必要であろうというふうに思っております。

総合スポーツクラブに対しては、地域が主体となって自立したスポーツをとという基本理念はございますけれども、確におっしゃったとおり、参加、会員数が非常に伸び悩んでおるという現状がございます。

参考までに、委員会ということでもございましたけれども、数値が、宇和の文化の里のスポーツクラブが146人、三瓶スポーツクラブが162人、のむらスポーツクラブが659人でございます。計画では、このスポーツクラブに参加する会員数を10%程度にという大きな目標がございしますが、現状では2.3%程度にとどまっているのが現実でございます。

スポーツ自体、非常に大きく捉えると、軽スポーツであり、ニュースポーツであり、競技スポーツであり、大きく捉えるといろんなイメージができると思いますが、この内容についてもう少し、どうすれば市民の方々がもう少し参加しやすい、スポーツクラブにも参加しやすい形で運営できるかということは、今後の反省を踏まえた検討材料とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

この地域型スポーツクラブにつきましては、先ほど言いましたように、委員会のほうでもう一回ご質問をしますんで、今のに加えて西予市体協との総合型スポーツクラブとのかかわり等も質問をさせていただきたいと思えますんで、調べとってもらいたいと思います。

それと、次に、ボランティアについてちょっとご質問したいんですけども、ボランティアについては今までも地域包括ケアシステムとか元気な高齢者とか、そういうふうなときにもご質問はしてんですけども、いま一度西予市民のボランティア活動への関心度ということで質問をさせていただきたいと思えますが、今市民のボランティアへの関心度はどのくらいあるのかというふうに把握されとるのかをお伺いをいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまの二宮議員のご質問、市民のボランティア活動の関心度についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、ボランティア活動とは、個人や団体がほかの人々や社会のために、自発的、自主的に行う公益的な活動でございます。昨年の12月の定例議会の答弁の中でも触れさせていただきましたが、市内全域全てについての把握は困難ではあります。福祉事務所における地域づくり、福祉、教育関係を対象範囲とした実態調査では、市内で217団体がさまざまな形でボランティア活動を実施されている状況であります。

活動分野別に整理してみますと、福祉・保健・医療分野では112団体と最も多く、環境保全分野が48団体、まちづくり分野が43団体、文化、芸術、スポーツ分野が42団体、その他12団体といった内訳となっております。

また、平成25年でございますけれど、市内に在住します20歳以上の市民2,000人を対象に実施しました地域福祉に関するアンケート結果においては、回答者の約7割が住民活動や地域福祉活動にかかわれているとの結果となりました。このことから見まして、市民のボランティア活動への関心は高いほうであると感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

今、217団体でというふうなご答弁をいただ

きました。また、幅広い部門にまたがっているということもお伺いをいたしました。基本計画を見ても、学校教育であったり、公園緑地であったり、青少年育成であったりという、これ附箋つけとるこの項目に全てボランティアという言葉が書いてあるわけですが、阪神・淡路大震災とか東北の震災以降、特に日本人のボランティアへの意識というのはかなり高まってきているというふうなことで、今後の少子・高齢化で日本の行く末を見たときに、やっぱりボランティア意識が高くなるということが、その町の生き残りにもつながってくるんじゃないかなと思うんですけれども、ただ、市民の人が、自分は思っても、じゃあどこに何を私はボランティアできるのといったときに、それがわかりにくいんじゃないかなというのが今の西予市の体制なんじゃないかなと思うんですよね。ですから、いろんな分野にあるボランティアを、交通整理できるような担当窓口、僕の一番希望するのはボランティア課とかボランティア係とか、そういうなわかりやすいのがあるといいんじゃないかなと思うんですが、そういうふうな取り組みはどういうふうにお考えなのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の市役所内でのこれからの取り組みについてかなと思っております。お答えさせていただきます。

先ほど答弁いたしましたとおり、市内には個人、団体を問わず、さまざまな分野でボランティア活動が展開されており、市では個人、団体、それぞれの活動目的に応じ、担当課が相談や支援を行っております。しかしながら、活動目的が決まっていなかったりボランティアには興味、関心があるという方へのサポート体制は整っていないのは議員おっしゃるとおりの現状でございます。

ボランティア活動を行いたい方に対して、ボランティアの心構えや基礎知識、市内ボランティアコーディネート組織の紹介など、今後のボランティア活動を行う上で必要となる基本的な情報を提供するとともに、ボランティアに関する相談等、市民の皆さんのボランティア活動のサポートを一元的に行える体制整備は必要性は感じております。

今後は、ボランティア活動を初め、これから地域や社会のための市民活動を始めようと考えてい

る市民の思いを育てるために、さまざまな情報を総合的に案内できるよう関係課と検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 いろいろ今までのご丁寧なご答弁があって、ちょっと時間も押してきましたんで、また大学生の来るまち発信、次の、これについては次回または委員会ということで、ちょっと飛ばさせていただきたいと思います。

最後に、今のボランティアもちょっとかかわるんですけれども、事業と組織のバランスについてという中の、縦割りの行政組織で対応できない事業についてというふうなことで、今のボランティアもいろんな課にまたがるというふうに言われたんですけれども、そのほかにおいても、今現在の西予市を考えていくときに、前回も質問をしました住民自治組織のあり方でありますとか、防災や減災の取り組み、そして何回も質問しております地域包括ケアシステムの構築等を考えたときに、やっぱり一つの課では全然できない。いろんな課がかかわって初めて前に進んでいくというふうなことを考えたときに、今の縦割り組織といいますか、それでもっと工夫が必要なんじゃないかなというふうに感じてる部分が多いんですけれども、たくさんありますんで、その中でも私ずっと以前から思ってた今回、将来の医療行政ということで質問をさせていただきたいと思います。

西予市民病院ができたときに、西予市民病院で地域医療もやるんだみたいなことをお伺いしたと思うんですけれども、私もかなり期待をして完成を待って、実際に今市民の方も喜んで診察に、入院にということでお役に立っていると感じておるんですけれども、また野村病院との役割を明確にして、市民の医療ニーズにも十分応えていただいているというふうには思います。

また一方で、旧4町にありました診療所、この診療所につきましては、ここずっと数年の間で医師不足から閉鎖をされたり、また診療形態が変わったり、地元住民の医療行政の不満とか不安というふうなことも、そういう声も大きくなっているのも事実であります。

私たち市民から見たら、2つの市民病院も診療所もお医者さんがおる医療機関なわけですよね。でも、行政側から見たら、市民病院は公営企業部

であり、診療所については市民課、健康づくり推進課等がかかわっておられたり、そして地元の支所の福祉課もかかわっておられると。そして、休日の当番医とかという民間医療のお願いしてる部分については、健康づくりとかね、そういうふうないろんな部分で医療という行政に行政のほうがかかわっている、そこを何とか一本化できないのかなと。僕の希望ですけども、西予市民病院ができたときの感じからいうと、西予市民病院を中心として、市民病院なんですから、そこから医者不足の問題も含めて、あと診療所の今の、ここはたくさんあるけどもこっちにはないよというふうなところも公平感ですよ、そういうところも西予市民病院が中心になって、地域医療として配分といたら変ですけども、ネットワークをつくっていただくというふうなことができれば、もっとももっといいんじゃないかと思いますし、もう一つ、今から来る痴呆の問題ですね、痴呆症の、在宅介護や認知症対策、そして24時間の見守り対策の中の医療の部分というふうなことを考えたときにも、やっぱりそういう一本化というのが僕は一番大事じゃないかなというふうに思うんですけども、今後の医療行政に対してのお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員の将来の医療行政についてご質問がございましたので、私のほうからご説明をさせていただきますが、今お話がありましたとおり、医療、いろいろ所管するそれぞれの課が違ったり云々するという体制的なところをまずご説明しますけれども、市立西予市民病院と市立野村病院は公営企業部でございますし、国民健康保険直営の診療所、歯科診療所を含めて8カ所ありますけれども、これは市民課及び各支所の生活福祉課が担当しております。また、民間医療機関との賃借契約した5カ所の診療所は健康づくり推進課、各支所の生活課がやっておるというような事務的なことで、このように分かれております。

このような背景は、ご案内のとおり、旧町時代の地域医療に対する考え方を引き継いでおりまして、それを今維持しておるところでもございます。両市立病院については公営企業法がご案内のとおり適用されておりますし、診療所は国民健康保険の適用を受けとるわけでございまして、それ

を一つで今するということの、いわゆるごちゃ混ぜにすることは私はできないと、このようにも思っております。

しかし、現実的に見ますと、市立野村病院の場合は、野村、城川の診療所に医師を派遣いただいておりますのでございまして、また市立西予市民病院、ことしから狩江診療所に医師を派遣いただいております。そういう意味では、連携が少しずつ進んでおるのかなと、このように思いますが、ただ西予市民病院や野村病院の医師と診療所の医師というのは、地域医療に関する考えが全く異なっておりまいますので、実質的な交流は基本的には難しいと、私はこのように思っております。

だから、あくまでも大切なことは、病院と診療所との信頼関係をなお一層深めていくということでございますし、また福祉分野との連携ということもあります。先ほど市民病院ができたときの考え方とちょっと違うなどと言われましたけども、実は地域連携室をつくっておりますし、退院される方々については福祉のそれぞれの、例えば介護施設等々どこ行くか、または紹介された開業医の先生と連携をしながらする地域連携室を両病院につくらせていただいて、非常にそれが効果を今上げておるということもでございます。また、福祉との連携は今後とも、今二宮議員のおっしゃった中にもヒントがございますけども、地域包括支援のシステムをなお一層深めていくというのが重要な要素になると思っております。

したがって、地域医療の連携を今後とも、なお一層深めていくという方法でかじを握らせていただいたらと思っておりますが、事務的な問題につきましては、それぞれ分かれとるとこは淡々とやりやええことで、これは簡単なことでございまして、それを統合することは不必要だと私は思っております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 済いません、時間超過しました。いろいろご答弁ありがとうございます。また時間内にしっかりおさまるような質問を考えてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。本日はありがとうございます。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時29分）

○議長 再開いたします。（再開 午前１０時４５分）

次に、７番兵頭学君。

○７番兵頭学君 ただいま議長の許可をいただきましたので、９月の定例会の一般質問をさせていただきます。

まずは、野村で開かれました５月３日の朝霧マラソン、川内優輝選手が参加していただきまして、３，０００人近くの選手が走っていただきました。この大会、私も今回初めて民泊を受け入れて、２人の方が、松山の方ですけど、とまっていたいただきました。その方、ちょっと障害のある方でしたので、私も心配しとったんですけど、帰る間に来年も走りたいから、ここへ泊まりたいというご指名をいただきました。私もぜひどうぞということでしましたけど、この民泊、今進めておりますのが２年後に行われます野村の国体の相撲の民泊の受け入れ、これにもつながると思いますので、ここの場をかりて宣伝させていただきましたが、それとあと８月３１日にラジオ体操、これは野村小学校の統合記念ということで、一番最後の日にラジオ体操が野村町に来るということで、市長以下教育長、副市長も来ていただきましたが、本番は１０分程度でしたけど、その後に約２０分ぐらい西川先生ですか、体操の方がラジオ体操の正式なやり方ということで、かなり丁寧に、そして一つ一つの動作に意義があることを教えていただきまして、残られた方が１００人近くまだいたと思うんですけど、その方はラジオ体操ってこんなに厳しかったかねということで、やはりそういったことで、今の健康づくり、それに対しての市民、町民はそういう方向に、やはり健康で長生きしたいという方向でしとるんじゃないかと思います。

それから、先ほど宇都宮議員が質問されたときに、市長の答弁がありましたように、あさって日曜日、第２回サイクリング in 四国西予ジオパークが開催されます。また二重の宣伝になりますけど、近隣の市民の皆さんには、ご迷惑をおかけするとともに、応援のほうをぜひお願いしたらと思います。

そういったことで、このような、先ほども申しましたように、健康づくりには市民一人一人が、自分も健康で長生きしたいという思いがあろうかと思います。そういった意味も含めまして、ま

ず介護保険についての質問をさせていただきます。

介護保険が始まりましたのが平成１２年度と伺っておりますけど、この介護保険は住みなれた地域に自分らしい生活ができるというのが目標だと聞いておりますけど、これが３年に１度の改定のたびに値上がりしております。この始まってからの保険料の推移をまずお伺いします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、兵頭議員のご質問、介護保険が始まってからの保険料の推移についてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、平成１２年に介護保険制度が誕生しまして１５年がたちました。最初の３年間、つまり平成１２年度から１４年度までの第１期介護保険事業計画期間における保険料月額の基準額は、明浜町３，１１８円、宇和町３，０００円、野村町２，６００円、城川町２，３１７円、三瓶町２，８００円でした。ただし、始まったばかりの平成１２年度と１３年度の保険料は段階的な負担軽減が図られておったところでございます。

この後も基準額でお答えさせていただきます。続く平成１５年度から１７年度までの第２期計画期間は、明浜町３，１３６円、宇和町３，２００円、野村町３，２００円、城川町２，７７５円、三瓶町３，０５０円となりましたが、合併に伴い、平成１６年度と１７年度は３，１００円に統一されております。

その後、平成１８年度から２０年度までの第３期では３，８００円、２１年度から２３年度までの第４期が４，１００円、２４年度から２６年度までの第５期が４，７００円、そして本年度から２９年度までの第６期が５，６００円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○７番兵頭学君 平成１２年度はまだ合併されておりましたので、合併してからいいますと、合併当初が３，１００円で統一されたということで、今５，６００円ですから倍まではいきませんが、そのように毎回見直しのたびに値上がりしとるというのが現状です。

また、これ全国平均では５，５１４円、愛媛県では５，５９９円にことしの４月からなっており

ます。この10年後、団塊の世代が75歳になるときに、2025年ですが、基準月額が全国平均で約8,200円、それから県のほうで試算で約8,641円になろうという、大幅増の予想がされておりますけど、どうしてこのように値上げになっているのか、その原因がわかれば教えてくださいたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の保険料が値上げになる原因についてでございますが、事業計画期間中の3年間に必要な費用、その大部分が介護給付費とはなりますが、この必要総額の22%を65歳以上の第1号被保険者の介護保険料によって賄うことと定められております。年間五十数億円という介護保険の費用の22%、本市の場合ですが、第1号被保険者に所得段階に応じて負担していただき、残りは国、県、市の公費負担と40歳から64歳までの方に保険料を負担していただくという計算式となっております。したがって、介護サービスの利用が進み、その結果介護給付費が膨らみ続ければ、それに応じて保険料も上昇せざるを得ないという状況になっております。

西予市における被保険者1人当たりの介護給付費は、県内市町の平均と同額レベルですが、言うまでもなく、これを抑制していく取り組みが国を挙げて急がれているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 この値上げになる原因はそういう説明がありましたけど、これ高齢化率とか要介護の認定率が高い地域のほど保険料が上がるような傾向に見られるというのは記事を見たことがあります。

また、昨日新聞に、けさの新聞ですね、載っていましたけど、2014年度の概算、国全体の医療費が40兆円を超えるというな新聞に出ておりました。また、これ1人当たりが31万4,000円で、75歳未満でいいますと21万1,000円、75歳以上になりますと93万1,000円、1人当たりかかるとということでございます。このように、やはり高齢になるほど、どうしても医療費が高額になるのではないかと思います。この高額になる医療費、これの対策はあるのか、まず伺います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の保険料の上昇を抑制する対策についてでございますけれど、先ほど宇都宮議員への答弁にて、本市の要介護認定率が20.4%だと申し上げました。その半数を占める軽度認定の方々への自立支援の充実強化、また要介護状態となるリスクの高い方々も含めた介護予防や日常生活支援のさらなる取り組みが、介護給付費の抑制につながっていくものと考えております。その道筋は、国が新しい総合事業として市区町村へ投げかけたところでもございます。

高齢者の皆さんが地域の中で安心して暮らし続けられるよう通いや集いの場、生活支援サービスの提供など、元気な高齢者の方も担い手となりながら地域の中で仕組みづくりを行っていくこと、そのためにより多くの皆さんの健康寿命を延ばしていく地道な取り組みが重要となってまいります。

これらに加えて、本市では認知症対策も重点テーマとし、地域の包括ケアシステムの構築に向け、いち早い対応を目指しているところでございます。このような道のりが強いのは保険料の上昇を抑制する確かな手だてになるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 確かに健康寿命を延ばす、これ一人一人が、自分自身のことですので、自分で目覚めながら高齢化社会を乗り切る、それ以外にないと、基本的には私もそういうふうに考えております。

そのことを踏まえまして、次に、健康づくり推進について伺いますが、先ほどありましたように健康寿命、平均寿命、これの説明を伺います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 健康寿命と平均寿命の定義かと思いますが、まず平均寿命でございますが、厚生労働省が毎年発表しています簡易生命表で明らかにされておりまして、年齢別死亡率をもとに、各年齢の男女があと何年生きられるかを示す平均余命を算定したもので、したがって0歳児の平均余命が平均寿命となっております。

次に、健康寿命でございます。健康寿命とは、日常的に介護を必要としないで、日常生活が制限されることなく、自立した生活を送ることができ

る期間のことをいいます。生活の質を重視する考え方に基つきまして、世界保健機関が平成12年にこの概念を公表しております。平均寿命から介護や病気で寝たきりの期間、いわゆる自立した生活ができない期間を引いたものが健康寿命となります。例えば、85歳まで生きたとして、介護に5年、入院に5年を要した場合は、健康寿命は75歳となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 健康寿命、平均寿命、平均寿命はご存じのように男性が約80歳、女性が87歳というふうに統計で出ております。また、健康寿命、私の調べたところによりますと、男性が約71歳、女性が74歳であるということなのですが、この、男性が9歳、それから女性が13歳、この間が介護が必要になるというな考えになるのかと思います。この平均寿命と健康寿命、いかに縮めるかによって、これからの介護保険料の金額も変わってくるのではないかと思います。

そこで、健康寿命を延ばすために、高齢者向けの健康づくりを目的とした教室があると思いますが、そのグループと数、それから人数を伺います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、健康寿命を延伸していかなければならない、そのために少し具体的な取り組みをご紹介させてもらいたいと思います。

保険事業でございますけれど、特に各種検診の取り組みの充実や重症化予防、健康増進のための若い世代を対象とした水中運動教室、介護予防事業などを行っております。また、今年度策定します第2次西予市健康づくり計画では、健康寿命の延伸を最重要目標としております。明らかになっている健康課題から、生活習慣病、筋・骨格筋系疾患、心の健康を3本柱として、現在その対策の検討を行っているところでございます。

ご質問の高齢者向けの健康づくりでございますけれど、このことにつきましては、地区を担当する保健師が行う健康相談や健康教育のうちに、主に65歳以上を対象に実施する介護予防を目的に行っていることについてご説明をさせていただきたいと思います。

平成26年度の健康相談は、合計で350回、4,430人に実施をしております。健康教育は、先ほど申しました水中運動教室や男性の料理教室など合計で約580回の7,360人となっております。グループ活動としましては、社会福祉協議会や老人クラブがいきいきサロンのリーダーを中心に自主的な集まりを開催しておりますので、こうした機会に保健師や栄養士が健康づくりについて協力を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 今の取り組み、確かに職員がやっとな取り組みもありますし、そして先ほど二宮一朗君の質問の中にもありましたボランティア関係、NPO関係、こういった取り組みもあろうかと思います。

それで、高齢者向けに対してのNPOやボランティアが絡んだ活用があるのか伺いたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問のNPOやボランティアなどの活用でございますけれど、まずボランティア組織では、食生活改善推進協議会員と食育推進計画の協議や活動、そして小学生を対象とした健康教育などで連携した活動を行っているところでございます。

しかしながら、NPO法人等の活用につきましては、残念ながら現在はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 ボランティア、簡単に言いますが、私自身も野村におりますけど、こういう高齢者向けのボランティア自体は私もまだかわってないんですけど、このボランティア、やはり民の力といいますか、これを利用する上手な施策をこれからもとっていただけたらと思います。

次に、また同じのむらスポーツクラブについてお伺いします。

私の地元にのむらスポーツクラブ、会員数先ほど教育長がおっしゃいましたけど約659名、これ設立当初から余り変わっておりません。教育長もおっしゃいましたが、少子・高齢化などにより現状維持が精いっぱいのところであります。こののむらスポーツクラブも健康づくり教室等を開催

しておりますが、その数と人数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 兵頭学議員におかれましては、のむらスポーツクラブの運営等に深くかかわっていただき、住民の皆様の健康づくりにご尽力、ご指導を賜っておりますこと感謝申し上げます。

のむらスポーツクラブで健康づくり教室を開催している団体数とその人数ということでございますが、のむらスポーツクラブにおかれましては、いきいき健康体操野村教室、のむらノルディック夢クラブ、また最近市内の各イベントで活躍されておりますフラダンス愛好会「ミノアカ」など13団体が活発な活動をされており、会員数は約220名でございます。

以上でございます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 13団体220名、かなりの数だと私は思っておりますけど、こののむらスポーツクラブ、ご存じのように来年3月t o t oの補助が打ち切りになりまして、今の段階ではどうこう言えるあれではないんですけど、今事務員を1人雇うとしますし、その活動がこのままいけば停止するような影響もあるかと思いますが、その影響をどの程度になるのか、わかればお教えいただいたらいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 スポーツ振興くじ助成金、通称t o t oといいます。t o t oにおける総合型地域スポーツクラブ活動助成とは、地域における運動、スポーツの活動の拠点であり、地域住民の皆様の交流の場となる総合型スポーツクラブの設立及び育成の促進を図ることを目的として創設されたものでございます。

クラブ設立に当たっては、地域の特性、周辺環境を考慮の上、将来的に助成金に頼ることなく自立した活動が行われるようにすることが助成事業の性質でございます。

総合型地域スポーツクラブ自立支援事業及び総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業において、助成、初年度から継続5カ年度までの間、助成が受けられるという事業でございます。また、t o t oの助成金の10%相当分を西予市も支援してきたところでございます。

のむらスポーツクラブにおかれましては、クラ

ブ設立以来、スポーツの推進はもとより、地域づくり活動としての保育所、幼稚園、中学校の芝生の管理、こどもの日祭りの展開、健康づくり活動など行政ではなかなか手の届かない地域に根差した活動を実践していただいております。改めて感謝しているところでございます。8月31日に行われましたラジオ体操の公開放送におきましても、600人を超える市民の皆様がお集まりいただいたもののむらスポーツクラブの存在が非常に大きかったものだと感じているところでございます。

ご質問のとおり、のむらスポーツクラブにおかれましては、本年度がt o t oの助成金を受けることのできる最終年度となるわけでございます。来年度からは、現在のところ、宇和と三瓶にありますスポーツクラブと同様に、西予市総合型スポーツクラブ育成振興補助金5万円を市から支援させていただくという予定でございますが、のむらスポーツクラブに限らず、各スポーツ団体が実施される個々の事業につきましては、個別に検討させていただきたいと考えているところでございます。

自分の健康は自分で責任を持って活動が続けよう、一緒に運動する仲間とともに楽しく運動しようというような会員の皆様からの非常に前向きな意見もあるとお聞きしているところでもありますので、会費等、補助金以外の財源確保も十分にご検討いただき、引き続き健康づくり活動を積極的に展開される中で、地域の皆さんの健康づくりに対しましてもご指導、ご協力をお願いするところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 確かに宇和町から三瓶町、このスポーツクラブがありました。5年たてばt o t oからの補助金はないということで、これはもうわかつたことですので、これ以上の質問はないわけですけど、個別に検討をするということですので、のむらスポーツクラブ、健康づくりのほうには非常に力を入れております。

また、三好市長、9月1日の補正予算の説明の中で、地方創生元年であるということを言われまして、その中に民の力を活用し、官民一体となって取り組むというような地方創生の話をされましたけど、まさにこの健康づくりも官民一体の体制が必要ではないかと思います。そこら辺の所見を

伺ったと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の健康づくりも官民一体の体制が必要ではないかというご質問でございますが、市では保健事業としまして市民の健康づくりの推進を行い、栄養、運動、休養の観点から実施をしております。官民一体での取り組みは大変重要であり、さきに答弁しましたように、栄養、食育では、食生活改善推進員がともに活動をしていただいております。特に、健康づくり、体を動かすことに視点を置きますと、のむらスポーツクラブではヨガ、健康体操などさまざまなメニューを開設し、それぞれの嗜好、体力に合った教室を選んで、気の合う仲間と継続して取り組むことができる運営は、行政だけでは行き届かない市民の健康づくりに大いなる貢献をしていただいております。

今後もそれぞれの立場から知恵を出し合える官民一体のつながりを重視した健康づくりを推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 横山部長の答弁の中に、行政だけではできないという答弁もありました。実際、ボランティアを活用した民の力も必要になろうかと思えます。今後ともその方向に進むように要望して、この質問を終わらせていただきます。

次に、2番、ふるさと納税についてですが、昨年、私3月やったと思いますけど、一般質問の中で、ふるさと納税を質問しましたが、その当時のホームページから比べますと、本当に数段上に見やすくなりました。寄附実績なども記載していただいておりますし、本当に以前に比べたらよくなったなあと感心しておるところでございますが、お礼の品もまた1万円から3万円が11セット、それから3万円から10万円が15セット、10万円以上が11セットの品ぞろえもあり、本当にふえたなと思っております。

その中に、西予市の場合、宇和の米どころもありますし、その他おいしい米がたくさんあるかと思いますが、そこの中にお米がないのが不思議でなりませんが、米が掲載するのかせんのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 兵頭議員にお答えいたしま

す。

各議員もそうなんですけれども、ふるさと納税に非常にご関心いただいて本当にありがとうございます。

なかなか私が着任した当時、5月でございましたが、初めての議会の場でも、市長から非常に真面目な取り組みをし過ぎてきたと、もう少しやんちゃなこともしなければならぬというお話がございました。1年間いろいろすったもんだして、やんちゃなことやっぱりなかなか市としては今まであまりやったことがないので、冒険をしないという風土があったわけなんですけれども、何とかここまで持ってこれたなど。正直、私個人としては不満なんですけれども、何とかここまで持ってこれたというふうに思っております。

関係ない話は置いて、お米のお話でございますけれども、ふるさと納税、地方公共団体にとって有力な収入獲得、情報発信の手段としての効果が期待しているわけでございますけれども、その多くは寄附方法の多様化、返礼品の充実、情報発信の強化等々進めているところでございます。

きのうの松山議員への答弁でも申し上げましたが、ホームページも大胆にリニューアル、正直私はいろいろ不満があるんですけれども、これでも頑張ったところでございます。この効果もあって寄附件数がふえているところでございます。

長々前段話しましたが、お米でございすけれども、現地の特産品のセットとしてでございますけれども、単体での産品セットではございませんが、セットの中に入っている状況でございます。重いお米が自宅まで届くという利点も手伝って、ふるさと納税の返礼品としては、ほかの地区でございすけれども、非常に人気が高いということだそうでございます。

県内有数の米どころであります当市にとって、産品のラインアップに加えることは必要であろうというふうに考えておりまして、新米がとれてないので、新米がとれてからやりましょうということで考えているところでございます。

以上です。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 新米がとれてからという返事でしたけど、よそによりますと、収穫次第郵送しますとかという表現もありますので、そういった方

向も考えていただけたらと思います。どちらにしても、新米が出ましたら載せるということです、ぜひそのほうに進んでいただけたらと思います。

また、同じくそのホームページの中に、寄附者に使い道を選べる、選択するコーナーがございますが、この選択の中、どの選択が一番多いのか、まず教えていただけたらと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ふるさと納税の使い道についてのご質問がございましたけれども、現在、寄附者が6つの項目から選べるというようになってございます。

一番希望が多いものは、市長にお任せまちづくりでございます。市長が必要と認める事業に使ってほしいと希望される方が、本年度当初から8月末までの人数で約40％程度となっておりまして、次に、多く希望されているのが、環境や景観保全、医療、福祉、子育て支援に財源を充てる人も自然も環境も元気で安心できるまちづくりで、約30％でございます。

このように、寄附者自身が使い道を選んでいただくということで、寄附という形で地域貢献をより身近に感じていただくことにつながっているものと、このように考えています。

そのようなことに鑑みまして、使い道具体化、多様化させるような見直しなどもあわせて行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 何でこの質問をしたかといいますと、例えば八幡浜さんとか宇和島さんは、この同じように6つぐらいあるわけですけど、その選んだところの結果報告まで出されとるわけです。この環境に何百万円使いましたよとか。これは、昨日松山議員が質問された中で、大平部長がポータルサイトの今回載せてるふるさとチョイスですかね、あれに載せてから一見さんが多くなったと言われましたけど、その一見さんも言うたら継続的なリピーターにしようと思えば、やはりそういう選ぶだけではなしに、選んだらこれだけここに使いましたよとかという、そういうサイトも簡単に載せられると思いますので、その辺載せるつもりがあるのかお伺いしたらと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 この制度というのは、正直おもしろいことをやったら勝ちだというような状況でございます。私どもの市役所側というのは、殊に公務員というのは非常に頭のかたい人たちが多ございまして、なかなかこういったところ前向きに進まないわけでございます。

ですので、企画財務部は、今年度から1年生をこの担当に充ててございます。この若い発想でやっていただくと今頑張っているところでございます、ご指摘といったところも含めまして、私個人としてもそもそも不満だらけでございます。そういうこともあって、役所の中の調整がなかなかうまくいかないところもありますけれども、頑張っていきたいなど、このように考えている次第でございます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 ぜひその1年生に期待するところではあります、こういうふるさと納税、お礼の品を贈るということ自体が、やはり地域おこしにもつながりますし、ぜひ宇和島さんまでいかんでもええんですけど、かなり売り上げを伸ばせれるようなホームページ、ぜひまた改革をしていただけたらと思います。

それでは次に、マイナンバー制度についてお伺いします。

先ほどの二宮一朗議員が同じような質問をされて、ちょっと一点気がついたとこととか、私のほうから質問ですが、このマイナンバー制度の中で、セキュリティはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問のマイナンバー制度に係るセキュリティ対策はということでございますけれども、ご存じのように、日本年金機構の個人情報流出問題をきっかけとしまして、マイナンバー制度における運営上の不安というふうなものがあるところでございます。

今回、各機関で情報連携することによりまして個人情報、各関係機関で管理したものは引き続きそれぞれの機関で管理をする、必要なときに必要な情報だけを随時やりとりをする分割管理の仕組みが採用されております。特定の機関におきまして一元管理されることはありませんので、個人情報がまとめて流出するというふうなことはない

いうふうに考えているところでございます。

ただし、当市が所管します各業務に係る市民等の個人情報については、当市のシステムやサーバーで管理運用をしているため、独自のセキュリティー対応が必要かというふうに考えております。

当市としましては、特に外部からの標的型メールによる悪意のある攻撃に備え、セキュリティー研修や外部との不審な通信を監視するなどの対応をとっておるところでございます。

セキュリティー対策に完璧なものはないというふうなことが言われております。国、県等との指導あるいは連携を図りながら、マイナンバー制度に向けてのハードそしてソフト、両面にわたっての対応をしていきたいというふうなことを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 今、宗部長もおっしゃいましたが、完璧なものはないということで、十分気をつけていただいて、情報が漏れるということがないようにぜひ頑張っていただけたらと思います。

その中で、一つこれ追加、関連になりますけど、昨日大平部長がマイナンバーでまちおこしプロジェクトの、広報せいよにも載っておりますし、言われましたけど、そのマイナンバー制度日本一を目指すという数値目標があるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答えいたしたいと思えます。

広報紙におきましては、90%というような目標値を出させていただいているところでございます。もう少し現実的なお話をさせていただきますが、私どもとしては、今現在検討しているわけでございますけれども、18歳以上の方、つまり選挙権を有する方には持っていただきたいなというふうに思っております。これを単純に計算しますと、大体17歳以下、18歳未満の方の人口が大体5,500ぐらい、5,600ぐらいという状況でございます。私どもの人口が4万人ちょっとということで、これを単純計算いたしますと、大体71%の方が全員持ってもらおうということになるわけでございますが、先ほど言った90%というお話でございます。90%は何をもってということなんですけれども、18歳以上の方が9割

持つと、これを計算しますと3万人ということになります。大体3万人ということになります。この3万というのを一つの目標とさせていただきたいなというふうに思っておりますけれども、この3万人という目標がクリアいたしますと、あらゆる行政手続や行政サービス、また民間の活動等々にも使うことが現実的に出てくる話になってきます。

一方で住基カードでございますが、住基カードも鶏が先か卵が先かという話になりまして、普及率がなかなか進まないのは、誰にも何もサービスがない、メリットがないという話と、一方で普及が進まないで、それに向けて制度を整えとか、行政サービスを整えていこうという発想が全然思いつかない。私も役所に、こちらに来たときに、住基カードを持っていたので、更新するという話で、持ってるんですかという形で職員に言われて、全く進めてないなというのを現状として認識したところでございますが、こういう状況で、やはり鶏が先か卵が先かの議論に陥らないように、まずは普及だと。そこからサービスを展開していくことを考えていく、これが重要かと思っております。

以上です。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 90%、高い目標だと思いますけど、その目標を達成するためにももう一つ気になることがありまして、実は昨日の新聞に、愛媛新聞ですけど、簡易書留で約5,500万世帯に送られる個人カードの通知が約5%275万世帯が恐らく配られないというような報道されておりました。これ西予市に当てはめますと、1万8,000としても5%で約900世帯の配布漏れができるおそれがあるのかなと思っておりますけど、その辺の対策はどのようにされているのかお伺いします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、10月5日から通知カードと申請書が各世帯に送付されます。議員がおっしゃってございましたように、この通知カードと申請書は簡易書留で国のほうから送付されることになっております。

この簡易書留でございますけれども、転送が不可

ということで、転送ができないということになっております。そういうことで、住民票どおりそこに住居していれば、必ず届きますけれど、住民票はあるけれど住むところが違うよといったときにはちょっと届かないということになりますので、それが届かない部分につきましては、市のほうに返ってきます。市のほうとしましては、再度不達者、届かなかった方へ普通郵便にて文書になるんですけど、通知カードが届かなかったためにとりに来てくださいよとか、あるいは正しい住所に変更してくださいというようなことを普通郵便に送らせていただきます。この普通郵便につきましては、転送が可ということで、転送されますので、その郵便が届いたときにとりに来てもらうのかなということで、そこで簡易書留で届かなかった部分については減ってくるのかなと思います。それでも届かなかった方に対しては、最低3カ月間市のほうで保管していくことになっております。

以上でございます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 転送不可、簡易書留は転送不可ということで、市がもう一度普通郵便で送ると言いますが、私の家自体でも、例えば番地が違ったら配達できないという、今の郵便局の方がおっしゃられております。これは、郵便局に申し込まんといけんと思いますけど、ぜひある程度の機転をいただいて、日本一を目指すなら、そういったきめ細かな気配り、目配りも必要だと思いますので、ぜひそのきめ細かな配慮で日本一を目指して、マイナンバーの90%以上を目指していたらと思います。

次に、愛媛いやし博についてお伺いします。

西予市が高速が延伸した年が町並み博、それから2年前に宇和島圏域で南予いやし博が開催され、多くの方が南予に訪れていただきましたが、今回が合わせて3回目になろうかと思います。

この南予いやし博2016、来年のことですが、どのようなプログラムになっているのか、お伺いします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。

質問の中で触れていただきましたように、これまで取り組みをされました愛媛町並み博200

4、愛媛南予いやし博2012の集大成といたしまして、今回愛媛いやしの南予博2016が実施される予定となっております。

南予地域での課題であります少子化、若年世代の流出による人口減少が予測される中、地域の持続的な活性化を図るために、地域資源を観光ビジネスとして着実に実需につなげることを目的としておりますし、また南予の豊かな自然や歴史文化に加え、食へのこだわりやサイクリングを新たな柱といたしましたさまざまなプログラムにより、南予地域へのプロモーションを実施する予定となっております。

開催期間につきましては、平成28年3月26日土曜日になりますけれども、それから11月20日日曜日までの8カ月間というふうになっております。また、本年11月からは、南予博を盛り上げていくプレイベントを開催することとしております。

開催場所ですけれども、南予の9つの市町、加えて南予の玄関口である伊予市というふうになっております。

誘客の対象につきましては、県内、中四国地域を主なものとしておりますけれども、広く誘客を図ることとされております。

また、全国に通用する素材、資源を大都市圏を中心とした全国及び海外にも発信し、誘客に取り組む計画とされてもおります。

県実行委員会が主体の広域コアイベントは、南予共通の魅力を広域的に発信し、南予のイメージ形成につながる食、食文化、サイクリング、アウトドアをテーマとしたものとなっております。

また、市町単位で実行委員会を構成し、特色ある素材をテーマに、南予の魅力や多様性を発信し、新規イベントや観光プログラムの開発、既存イベントの拡充などの展開による地域コアイベント、加えて民間団体、企業等が実施する地域資源を生かした観光まちづくりや移住、定住促進に資するプログラム等が予定されているところでございます。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 南予9市町プラス伊予市、5市5町の大イベントでございます。このイベントの中、特に西予市はこのイベントにどういうふうに取り組んでいくのか、お伺いします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 西予市で開催される取り組みについてお答えをさせていただきます。

愛媛県実行委員会が実施する中核的なイベントとして、南予に共通する素材をテーマに、南予の魅力を広域的に発信し、南予のイメージ形成につなげてまいります。広域コアイベントの中では、上質な食と旅をテーマとしました南予プレミアムダイニングの一つとして、卯之町の町並みに復元される予定になっております武蔵のほうで、ジオの恵みをテーマにした創作料理を振る舞う予定としております。

また、南予シトラスクルージングとして、みかめ本館の屋形船での周遊を行い、地元産のかんきつを使用したスイーツ等で上質な時間を過ごしていただく予定も組んでおります。

文化的なプログラムといたしましては、民俗芸能をテーマといたしました卯之町ブロードウェイを、歴史文化博物館の特別展示と連携いたしまして、南予各地に伝わる民俗芸能に焦点を当て、これは保護と次世代への継承を目的としておりますけれども、会場を卯之町の町並みや開明学校等の施設を利用しながら行う予定としております。

西予市が主体で実施する地域コアイベントの中には、環境スポーツイベントを予定しているところでございますが、これは具体的に言いますと、明浜の大早津海岸でシーカヤックを約4キロメートル、明浜から三瓶経由で宇和文化会館駐車場までをサイクリングで40キロメートル、その後文化会館駐車場から7キロメートルをハイキングしていただき、海から山まで西予市の自然を楽しんでいただくイベントも予定しているところでございます。

このイベントに対します参加予定人員につきましては、定員300名というふうに考えております。

来年度のジオパークの認定記念行事とあわせて日程を調整したいというふうに現在考えているところでございます。

また、各地域でさまざまな活動をされておられます団体の自主企画イベント提案も県が現在受け付けを行っておりまして、取りまとめられました上で、県実行委員会の審査会において認定されますと、上限50万円ではございますけれども助成を受けるようなことができるようになっております。

今回の南予博につきましては、博覧会の期間だけでなく、これを契機として、将来に継続して活動ができ、実需につながるイベントになるように期待を寄せているところでございます。

今後、協議を重ね、西予市の実行委員会を組織として事業に取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力につきましてもよろしくお願いをいたします。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 今ほどの西予市だけの取り組み、ほかのともそれぞれの取り組みをされておると思いますけど、この実行委員会がこれからいろいろ協議していくということですけど、機会あるごとにこれを市民に知らせるという方法も必要かと思います。これは、これからの話ですけど、徐々に宣伝をしながら進めていただきたいと思います。まだ全然そういうことを気にかけてない方もほとんどいらっしゃるんじゃないかと思います。

それと、この質問にはないわけですが、最後に1つだけお願いといたしますか、質問をさせていただきますが、今回のイベント、過去2回に比べて相当な規模になっておりますし、南予一円になっております。今私が考えているのが、南予に人を呼び込むのに一番手っ取り早い方法は何かと思いますと、大洲宇和間にある高速料金、これの無料化が一番交通量を呼び込むのには早いのではないかと思いますし、愛媛県が進めておる事業でございますので、何とか国、公団のほうにかけあっていただきまして、無料化に、この期間、8カ月間だけでもいいので無料化にできないのかと思っております。無料化が無理であるのであれば、土日並みの割引でも消費者の心理からいいますとえらい違うのではないかと思います。その辺の検討できるのかどうか、お伺いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 こちらから今ほどの追加のご質問についてお答えさせていただきますが、大洲の北只から西予宇和インターまでの無料化の問題だと思っておりますが、今ほどの部分的な目的を持ってやることについては、恐らく話が進めることが、やる必要があるのではないかなという感じも受けましたが、私個人としては無料化は反対しておる人間です。なぜなら、民主党政権のときに無料化実験をしたときに、一般国道の関係の店が非常に大打撃を受けられまして、私に非常にそのことに抗議の

申し出がありました。私も一つの経済効果を見たときに、確かにそういう問題が含まれているということが実感をして、安易にそれをするのに対して私はしないと、それぞれの今まで国会議員の先生方からもヒアリングを受けたけど、私は反対ですということを言っていました。

したがって、今の部分的ないろいろな取り組みとして無料化等々についてはお話をすることについてはやぶさかではありませんが、根本的には私自身は今しないつもりであります。

以上です。

○議長 兵頭学君。

○7番兵頭学君 市長からの答弁でしたけど、以前私がその国道から、高速からおりた渋滞を何とかしてくれということで市長にお願いしたときに、やはりそういう答弁でした。

確かに宇和島から来られた方はかなりの台数が国道56号線を通りまして、あその料金を通らないという方が結構いらっしゃいます。それで、地元の飲食店が潤うという、これは当然そうなりますけど、ぜひ今回の場合は8カ月間の限定ということでご理解いただけるのではないかと思いますし、県全体で、南予全体で取り組むということです。西予市だけ、うちは嫌でというのはなしに、ぜひ検討していただくということでお願いしたと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月7日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて閉会いたします。

散会 午前11時41分

平成27年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成27年9月7日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成27年9月7日

午前 9時00分

1. 散 会 平成27年9月7日

午前11時49分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹

2 番 井 関 陽 一

3 番 菊 池 純 一

4 番 田 中 徳 博

5 番 中 村 敬 治

6 番 二 宮 一 朗

7 番 兵 頭 学

8 番 小 野 正 昭

9 番 松 山 清

10 番 宇都宮 明 宏

11 番 欠 員

12 番 元 親 孝 志

13 番 沖 野 健 三

14 番 森 川 一 義

15 番 藤 井 朝 廣

17 番 岡 山 清 秋

18 番 酒 井 宇之吉

19 番 兵 頭 勇

20 番 山 本 昭 義

21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

16 番 浅 野 忠 昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

副 市 長 河 野 敏 雅

教 育 長 宇都宮 又 重

会 計 管 理 者 奥 野 柳之介

総 務 部 長 兼 宗 正 弘

公 営 企 業 部 長 大 平 利 幸

企 画 財 務 部 長 二 宮 紀 夫

産 業 建 設 部 長 横 山 博 文

生 活 福 祉 部 長 松 川 伸 二

教 育 部 長 道 山 升 文

明 浜 支 所 長 尾 下 孝 二

野 村 支 所 長 田 村 剛

城 川 支 所 長 坂 本 康 司

消防本部消防長 菊 池 直

総 務 課 長 三 好 敏 也

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程			場特別会計歳入歳出決算 の認定について		
1	一般質問				
2	議案第 92号	西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 93号	西予市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 4号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 94号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第 5号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 95号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	認定第 6号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
3	議案第 96号	市道路線の認定について	認定第 7号	平成26年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
4	議案第 97号	平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）	認定第 8号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
5	議案第 98号	平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）	認定第 9号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 99号	平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	認定第 10号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 100号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	議案第 106号	平成26年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
	議案第 101号	平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	認定第 11号	平成26年度西予市上水道事業会計決算の認定について	
	議案第 102号	平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	議案第 107号	平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	
	議案第 103号	平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	認定第 12号	平成26年度西予市病院事業会計決算の認定について	
	議案第 104号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	認定第 13号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	
	議案第 105号	平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）			
6	認定第 1号	平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	8	陳情第 1号	高齢者が地域で活躍でき
7	認定第 2号	平成26年度西予市授産			

		る場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望
陳情第	2 号	農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出についての陳情
陳情第	3 号	森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出についての陳情
追加	議案第 1 1 1 号	西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得についての議決の一部変更について

本日の会議に付した事件

1	一般質問						場特別会計歳入歳出決算の認定について
2	議案第 92号	西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
	議案第 93号	西予市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 4号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について			
	議案第 94号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第 5号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について			
	議案第 95号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	認定第 6号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			
3	議案第 96号	市道路線の認定について	認定第 7号	平成26年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について			
4	議案第 97号	平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）	認定第 8号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
5	議案第 98号	平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）	認定第 9号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
	議案第 99号	平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	認定第 10号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
	議案第 100号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	議案第 106号	平成26年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について			
	議案第 101号	平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	認定第 11号	平成26年度西予市上水道事業会計決算の認定について			
	議案第 102号	平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	議案第 107号	平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について			
	議案第 103号	平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	認定第 12号	平成26年度西予市病院事業会計決算の認定について			
	議案第 104号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	認定第 13号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について			
	議案第 105号	平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	8 陳情第 1号	高齢者が地域で活躍でき			
6	認定第 1号	平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について					
7	認定第 2号	平成26年度西予市授産					

		る場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望
陳情第	2号	農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出についての陳情
陳情第	3号	森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出についての陳情
追加	議案第111号	西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得についての議決の一部変更について

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、1番源正樹君。

○1番源正樹君 改めまして、おはようございます。議席番号1番源正樹です。

ただいま藤井議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従いまして一般質問をさせていただきます。

本定例会では、1点目に、オフィス改革及びICT活用に関しての行政改革について、2点目に、西予市ホームページやソーシャルネットワークサービスに関してのウェブ戦略について質問させていただきます。

それではまず、行政改革について質問をいたします。

当西予市では、早期退職制度導入及び職員新規採用抑制による職員数の削減、事務事業評価システムの導入、また愛媛県主催の第1回行革甲子園では最優秀賞を受賞されるなど、行政改革が進んでいると認識をしております。

平成27年度より企画財務部においてオフィス改革が行われています。通常なら課の奥にある管理職席が中央に配置されたり、会議スペースを新規に設置されたりと、机や各機器の配置が従来のものと大きく変更され、業務が行われています。

また、民間企業である日立製作所、日本マイクロソフト、コクヨファニチャー、また国の機関である総務省行政管理局など、先進的なオフィス改革が行われているオフィスを視察されていると聞いております。

次の質問でも触れますが、西予市の公式フェイスブックページの一つである西予市行政改革日記にて積極的にこのオフィス改革について情報発信をされています。今回、この一般質問をするに当たり、これまで5月1日に投稿を始められてい

ますが、今までの投稿全て文字情報にまとめてみますと、約6万文字ありました。原稿用紙400字詰めにしますと150枚、これはかなりの分量であり、このオフィス改革について並々ならぬ強い決意を感じているところであります。

まず1点目、このオフィス改革の目的は何なのか、またオフィス改革を行うことでどのような効果があったのか、お尋ねをいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 源議員にお答え申し上げます。

企画財務部のオフィス改革についてのお尋ねでございました。オフィス改革の目的でございますが、ストレートに申し上げるとさまざまな効果があるわけでございますが、その裏に隠れている本当の目的は、紙が何枚削減されたとか、そういうつまらないことを言いたいわけではございません。ひとえに改革全て職員の意識改革でございます。職員の意識改革をするためにさまざまな改革をやって、それとは異なる効果を上げているというふうに考えているところでございます。

それを前提としてお話しさせていただきますが、財政状況の今後の見通しでもご説明申し上げましたように、交付税の減少や人口減による税収の減など、今後の財政状況は厳しい状況が当然予想されるわけでございます。西予市の予算規模の縮小は避けて通れないというような状況でございます。一方で、人口減少対策や産業振興対策など地方創生に係る事業については、さらに重要となってくるわけでございますけれども、事業の見直しや重点化が当然これ必要となってくるわけでございます。そのような中でも、行政側も従来の仕事のスタイルではなく、やり方を根本的に見直して生産性を向上させ、効率的な事務処理や質の高い行政サービスが求められていると、このように認識しているところでございます。このため、業務改革の一環といたしまして、企画財務部内をモデルとしてオフィス改革を行い、その効果を市役所全体に広げていこうというのが直接的な狙いでございます。

具体的な目的でございますけれども、紙や書類の削減、コミュニケーションの活性化、業務効率化、第一の目的としては企画財務部内におけるコミュニケーションの活性化でございます。従来の仕事の方式から脱却して、レイアウトの変更やI

C Tを活用して紙や書類を減らすこと、経費の削減や部署内での打ち合わせスペースを確保しようとする、これは先ほど源議員がご紹介したとおりでございます。

この打ち合わせスペースの確保等々によりまして、コミュニケーションの活性化が図られたというふうに私ども部内の職員は口々に言っているところでございます。もはや昔がどういう状態だったか想像できないとまで言っているぐらいでございまして、課長が、課長補佐が離れていて、部下と会話が余らないとか、今現状そういうふうになってございませんけれども、昔はそういった状況が喜々としてあったというふうに聞いているところでございます。

企画財務部は肅々と事務を行うというようなものではなく、各係、各課とコミュニケーションをとりながら新しい発想を企画し、その事業を計画的に進めていくことが多い部署でもございます。従来では行えなかった部内の各課との連携、調整を効果的に行うことで企画提案力向上を目指しているところでございます。

また、I C Tをさらに活用いたしまして情報共有や業務管理、本庁、支所間の会議や住民相談、決裁も効果的に行い、残業時間の縮小、事務処理の高速化、効率化、業務マネジメントの向上を図り、職場に行きたくなくなるというようなことで、職員のモチベーションや満足度の向上につなげていきたいというふうに考えている次第でございます。

先ほど行革日記のほうで6万字あったというお話がございました。そのくらい書いたのかなと、私一人で書いているわけじゃなくて、職員全員で書いてございまして、こういったところ、いろんな方々に関心を持っていただいて非常にありがたいというふうに思っております。視聴している方は私の友人も多うございまして、総務省の人間もよく見ていて、いいねを押してくれたりしておりますが、源議員も最近はいいいねを押していただけてないので、ぜひいいねを押していただけるとありがたいと、このように考えている次第でございます。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 そこまでチェックしていると思いましたが。

1つ、再質問というわけではないんですけど

も、全ては職員の意識改革が目的である、これはおっしゃられるとおりにかと思っております。少し公的なものというか、行政と、例えば民間企業における、いわゆる昔、リストラ、人員削減というふうに言われておりましたが、基本的には業務の再構築、民間企業の場合でしたら非常にこういった業務改革の目的が非常に単純で、利益を最大化にすると、これは民間企業の目的でありますし、それが民間企業の使命であるというふうに思います。

ただ、公的な機関の場合、特にこういった西予市のような、言葉は悪いかもかもしれませんが、田舎の弱小自治体、生産年齢人口もどんどん減り、人口も昭和33年をピークに減少の一途、昭和33年時点で9万3,000人余りだったかと思います。今から減ると言いつつも、実という余り人口がふえてきたことは戦後の10年間を除いてないというのが西予市の現状で、西予市だけではなくて、田舎の現状であると思います。

ただ、今までは日本全体の利益が大きくなることによって、中央から田舎のほうにお金を流すことによって運営ができていた、これがなかなかできていかない。本当にこれから財政的にも厳しい中で、公的なものが果たす役割というのはますます増大していくであろうと。財政的にも厳しい、職員数も減らさざるを得ない、その中でやはり意識を改革することによって効率化を行い、さまざまな要望になるべく期待に応えていく、そういったことが必要になっていくかと思います。

ただ、本当にこれから何を重点的にやっていくかというのをどうやって選別するか、非常に難しい問題だと思っております。その中でいろいろと企画財務部のほうでまずはそのオフィス改革をやってみようということで、一つの大きな流れができて、職員の皆さんがまた一ついろんなことを、今までも一生懸命やられてきていらっしゃるのには重々承知しておりますが、これからもっともっと問題は大きくなっていくと思いますので、こういった改革を通じて業務の効率化、そして市の行政がよくなることによって少しでも市民の皆さんの生活がよくなるようにと願っております。

いいねのほうはなるべく押すようにしますので、よろしくお願いします。

今、一つの目的、大きな目的のほうは意識改革であるということで答弁をいただきました。その

一つとして、支所とか遠距離にありますこの広い西予市においてＩＣＴを導入することは、また行政的にも経費の削減効果はあると思います。これは企画財務部においてだと思いますけれども、ＩＣＴ導入の一環として１５台ほどだったかと思いますが、タブレット端末のほうを導入されているかと思いますが。これは恐らく部とか課の中の協議等で使用されていると思っておりますが、このＩＣＴ、とりあえず機器ですね、機器を導入することによってどのような効果があったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答えいたしたいと思います。

タブレットの導入に関する効果についてのご質問があったと思いますが、今まで紙で膨大な資料を用いて予算査定会議等を行っていたところでございますけれども、本年度からタブレット端末を導入いたしまして、ＩＣＴを活用した打ち合わせ会議といったものを進めております。それは市議の皆様方との打ち合わせ等々でも活用させていただいているところでございますが、資料をデータ化し、タブレット端末を使用したり、プロジェクターを使用したりして、紙の資料を削減して経費の節減効果、仕事のやり方の改革を実施しているところでございます。

現在、タブレット導入による効果はペーパーレス程度に非常にとどまっているわけでございますけれども、このタブレットというのは何もペーパーレスだけにとどまるものだけではございません。さまざまな機能がございます。ほぼパソコンと同じようなものでございますので、さらなる活用方法って当然あるわけでございますが、今現状ではこういったところにとどまっておって、非常に反省しなければいけませんけれども、もう少しやりたいことがございますので、さらなる業務改革をこのタブレット等々でやっていきたいと、このように考えている次第でございます。

以上です。

○議長 源正樹君。

○１番源正樹君 ＩＣＴというのは基本的に機械を導入することだけではないと思います。平成２７年度の予算査定において、庁内システムのガランを使って、いわゆる予算査定の現場を実況生中継されたというふうに聞いております。なかなか

か予算査定のというのは担当の係長以上が基本的に出席をされて、係長、課長補佐、課長及び部長で行われているかと思えます。非常に長時間にわたり、遅いときには午前３時ぐらいまでずっとされてきたということがあるかと思えます。

今、部長の答弁の中で、ペーパーレス、次ペーパーレスの質問なんであれなんですけれども、ペーパーレスだけにとどまらず、タブレットの有効活用、非常に行政体だけでなく民間企業においてもタブレットを活用したさまざまな業務改革というのは行われておりますので、今後期待というところな言い方になりますので、またさまざまな雇用が出てくることを期待したいと思っております。

次に、ペーパーレス化ということで、民間企業においては膨大な紙資料を電子データに置きかえること、主に業務効率化を進めておられます。とかく決裁文書等を含めて非常に紙媒体の使用頻度が高い行政としても、今後ペーパーレス化への取り組みが必要だと考えております。

これちょっと余談にはなりますが、現在、当西予市議会においても担当課からさまざまな資料をもとに委員会等で説明がありますが、ここにも多くの印刷物が使われております。印刷費の削減だけでなく資料作成に係る作業を削減することで業務効率化にもつながると感じております。

今後、ペーパーレス化への取り組みをどのように進めていくのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答えしたいと思います。

私、総務省が出自でございますが、人生役人１２年やっております、１２年のうち、その半分以上を業務改革、特にＩＣＴを活用した業務改革を専属でやっている人間でございました。そういった意味である種専門家と言いたいがたいところもありますが、ここ西予市の中では比較的に上のほうに位置する人間なのかなというふうに思って改革を取り進めているところでございますが、そのペーパーレス化の話でございますけれども、もともとペーパーレス化を推進するのは、紙を削減して何ぼというのは僕は正直言ってどうでもよかったわけでございます。先ほど申し上げたとおり、職員の意識改革、意識を変えること、つまりこれはコストであるという認識をちゃんと持っていたことが非常に重要だったわけでございます。

そういった中で、じゃあ今までどういうふうにやってきたかというところを若干おさらいいたしますと、庁内の業務改革の一つといたしまして、昨年の9月から九鬼前副市長の呼びかけでペーパーレス化の取り組みを開始したところでございます。平成26年9月から27年4月でございますが、約8カ月間で集計したところ、各支所、本庁合わせて約190万円のペーパーレスによる経費削減効果がございました。私この190万円って相当すごいなと、当初九鬼副市長は年間で200万円を目標にしようという話で進めてきたわけですが、ほぼほぼ達成したのかなというふうに考えてございます。

そのほか、企画財務部等々では、先ほどご紹介にありました予算査定会議の打ち合わせ、ペーパーレス化をどんどん進めてございます。こういった中で、昨年度に比べて企画財務部内ではコピーの枚数というのは57%、約60%削減したところでございます。私、繰り返しますが、ペーパーレス化はペーパーレス化という言葉自体を目的化する、手段化してしまう人たちが結構多いのですが、これはICTに全然詳しくない方々がそう思い込んでしまうということなんですけども、やはり目的は職員の意識改革でございます。それに伴ってあらゆることが変わっていく、そのきっかけとしてやっている取り組みでございます。この辺が理解できないと、なかなかこのやっている意味もよくわからないということになるかと思いますが、私としては引き続き意識を変えていくためのさまざまな取り組みをやっていきたくて、このように考えている次第でございます。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 企画財務部の中の話にはなるかと思いますが、先日行われたタイピングコンテストですか、あと電灯を3分の2か2分の1かちょっと不確かなところはありますが、電灯を削減することによって行ってきたと。先ほど言いました西予市行政改革日記のほうには、大平部長だけではなくて、担当課長であるとか、係長であるとか、さまざまな方が投稿されているんですが、よくその中に括弧、元抵抗勢力という表記がまあまあ見受けられることがあります。恐らく今はその企画財務部、中だけの取り組みというふうに捉えてはいるんですが、これは一番最後、このオフィス改革について一番お尋ねしたかったのは、やは

りこれは企画財務部だけがよくなればいいという話ではなくて、意識改革をいかにして全職員に伝えていくか、そして職員が変わっていくか、これを大命題にされていると思っております。

最後の質問になりますが、この企画財務部のオフィス改革の取り組みをほかの部や課に広げていくのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 ただいま今後このような取り組みを他の部課でも導入していくかというお尋ねがございました。

先ほどから部長のほうから説明していただいたように、いろいろな改革、意識改革をして、その取っかかりをやっていただいております。今、抵抗勢力という言葉がございましたけれども、市役所、もともと昔から何事にも慎重でございます。失敗は許されないというところの中での、その慎重さを抵抗勢力というような表現でございまして、やったらいけないというようなことでの抵抗勢力ではありませんので、ちょっとつけ加えさせていただいたと思います。

今やっていただいておりますことは本当に田舎の者からすると、ICTの関係がわからない者からすると、目からうろこというようなすばらしい提案をやっていただいております。短期間の間でこれだけの効果が出ておりますので、今後これらのやっていただいておりますことを検証しながら、前向きに取り組めるような状況ができるように全ての面で進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 ありがとうございます。

これは私の言葉ではなくて、よく聞くことなんで、大平部長が国に帰ったら全部もとに戻るんじゃないのかと、これはいろんな方にちょっと言われることがあるので、そうではなくて、恐らく今直接企画財務部という言葉はちょっと何回も申し上げますが、同じ部とか同じ課の中で仕事をした職員の方が何人もいらっしゃいます。その方が今後、当然今から中核を担う職員の皆さん多いと思います。少し、急に変わることはなかなか今副市長のほうから答弁いただいたように慎重であるということの一つの行政の利点であると思っておりますが、その中で今後厳しい将来に向かって少し

ずつでも変わることによって、行政体がよくなれば、市がよくなる。市がよくなるためには、やはり行政が変わらなきゃいけない。そういった意識が皆に広がっていけばいいのではないかなと思っておりまして、部長が今後国に帰られたからといいまして、この改革の火が消えることは私はないと思っておりまして、それを申し添えまして、次の質問項目に移りたいと思います。

次に、ホームページ等の運営及び利活用に関してウェブ戦略について質問をさせていただきます。

今まで私自身の一般質問の中でも何回も触れておりますので、重複するところもあるかと思いますが、西予市の名を上げるためには、このホームページというのは重要な課題であると認識をしておりますので、重なる質問についてはご容赦をいただきたいと思います。

市民の皆さんへの情報伝達または市外、対外的な情報発信のためにホームページの活用が重要だと思います。これは国内の代表的な検索システムである、例えばグーグル、またはヤフーといった主要なシステム、西予市と検索をしてみますと、一番上に出てくるのは西予市の公式ホームページであります。ホームページの役割としてまずは市民の皆さんに市の情報を伝えること、さらには対外的に情報を発信することで、喫緊の課題であります市内産業の育成、または移住の促進など、そういったことにつながってくるかと思っています。

ホームページは特に外から見られるということを意識することが大切かと思っています。西予市の知名度を上げること、西予市の何をPRするのか、そしてどうやってPRするのか、イメージづくりの一翼を担うのがウェブであり、そこには戦略性が求められると思います。

昨年度になりますが、平成26年、公益社団法人日本広報協会で広報せいよが入選を果たしました。その広報協会のホームページ部門の審査では、企画、目的、広報広聴機能、表現、操作性、独創性などが審査の基準となっているようですが、西予市ホームページにおいては、7月にふるさと納税に関するホームページの部分が改良されました。審査において、常に新しい取り組みや拡充、見直しを図っているかも問われているようです。

まず1点目、西予市のホームページは1年半

前、平成25年より新ホームページが公開されています。ホームページの閲覧数について、その数の推移をお尋ねいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 源議員にお答えいたします。

まず、ウェブ戦略のホームページでございますけれども、ホームページの役割というふうなもので認識をしておるところでございまして、そのためにどうやって一般閲覧者の方が多く見ていただくか、その方法を模索しているところでございます。

ご質問の閲覧数でございますけれども、平成25年度にリニューアルをご指摘のとおり行いました。最初、閲覧数は6万6,775件でございました。その後、1年たちまして、昨年26年4月には5万8,835件、そしてことし4月には5万8,080件というふうに移移しております。当初の目新しさからくる高いアクセス数から現在は高どまりで推移しておるという、安定したアクセス数というふうなことで認識をしておるところでございます。

また、その閲覧者の数なんですけれども、当初2万5,626人から現在は2万7,329人というふうなことでございまして、リピーター率も44%から53%というふうに増加をしておるところでございます。

市のホームページが有効な情報収集の手段というふうに多くの方が利用されているというふうなことを推測をしておるところでございます。今後につきましても、メニューの種類、数、またレイアウトの工夫、そういったことを今後も進めまして、より多くの方がごらんいただくようなホームページになるように努力をしたいというふうなことを今考えておるところでございます。

答弁といたします。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 ありがとうございます。

閲覧数に関してユニークユーザーですか、いわゆる訪問者に関しても非常に、普通は下がっていくのが通常というとおかしいですけれども、安定して数があるというのはいいことだと思っております。

次の質問になりますが、例えば昨日、四国西予に関してサイクリング大会が大雨の中、野城、野

村と城川地区のほうで行われました。無事終わられたということを聞きましてほっとしておるところですが、こういったイベント情報や例えば台風が来る、大雨が降る、西予市のほうも昨年3月の震度5を記録した地震以来、8割の基準で警報が出ておりまして、それは解除はされましたが、数多く災害対策本部の設置が行われたりしております。

こういった防災情報、あとことしは地方創生の一環ということもあり、数多くの補助金、いわゆる助成金がありましたが、そういった助成金の周知など、さまざまな情報がホームページ上では更新をされております。

こういった新着情報の掲載や記載内容の更新はどのように行われているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまの記載の変更といえますか、更新はどのようにというふうなご質問でございますけれども、ホームページの記載の変更につきましては、現在各市役所の担当課が作成をした記事を担当課長が承認をしまして、実際に公開される仕組みというふうになっております。

記事の作成からホームページの掲載まで全て担当課が行うというふうなことでございまして、できるだけ速やかな情報の発信が可能になるように努めているところでございます。

記事の内容につきましては、一部において中に古い内容が残っておったりというふうなことで長く掲載をされておるものも見受けられますけれども、より新たな情報といえますか、新しい情報をお伝えをして、西予市の現在、今を伝えるように努めていきたいというようなことを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 1点、もったいないというか、昨年、西予市10周年で西予市の歌ができました。これは無料の動画サイトであるユーチューブというところにアップというか、動画が上がっていて、なかなか企画財務部の総合政策課の皆さんは自分のメールに必ずリンクを張ってもらっているんでわかるんですけど、ホームページを見ているとどこにもそれが載ってないんで、非常によく

できたプロモーションビデオでありますし、もったいないと思います。

私、やっぱり見て楽しいようなページじゃなければ、なかなか市内の方も市外の方も見てどうかと思うところもありますし、せっかくばらばらに情報が載っているというのが現状だと思いますので、そのあたりなかなかふるさと納税のページが変わらないという話もありましたが、ホームページというウェブの一番のいいところは速報性ですぐに変えられるという気軽さといえますか、紙とかそういったものにはないよさがあるかと思うますので、また鋭意そのあたりは検討をいただきたいと思います。

それでは次に移りますが、現在、観光面にスポットを当てました四国西予ジオパークや標高差1,400メートルの奇跡と題しまして、せいよ観光物産サイトがホームページありまして公開をされております。担当はそれぞれジオパーク推進室及び西予市観光協会ですが、これは両方とも市役所内に担当事務局があり、業務に関してさまざまな連携をされていると思います。

このホームページ運営に当たり、通常の業務と同じように連携をされているのかどうか、このあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問の各ホームページごとの連携とということでございますけれども、特に観光物産等々の連携が重要になってくると思っておりますが、ジオパークや観光物産のサイトにつきましては、現在市のホームページとは相互にリンクを張るだけの状況というふうになってございまして、相互に連携した運営とまではなっていないという状況でございます。それぞれが市のホームページとは異なった目的を持って運用されております。目的に特化した情報発信というふうなことでございまして、各サイトの持つ特色ある情報がさらに効果的に発信ができますように、今後お互いのサイトの長所を最大限に生かした連携を行い、観光とジオを一体とした情報発信ができればというふうなことを考えているところでございます。

また、そのためには、現在それぞれの所管部署独自の方針で運用をしておりますけれども、今後は総合的な情報発信というふうなことで統一した戦略をつくり、それに沿った形で運用ができるよ

うなことで考えていきたいというふうなことを考えております。

特に、情報のみの掲載だけではなくて、それぞれの閲覧者に興味を持っていただく、先ほどおっしゃいましたけれども、興味を持っていただけるような方策、これが大事かというふうに思っておりまして、そのための取り組みをしていきたいというふうなことを考えております。

以上です。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 ありがとうございます。

次に、ホームページからちょっと外れまして、いわゆるソーシャル・ネットワーク・サービス、特に数多くソーシャル・ネットワーク・サービスというのはございますが、西予市で唯一公式に導入しておりますフェイスブックページについてちょっと質問をさせていただければと思います。

現在、市のホームページで確認しますと、本庁舎内でしたらまちづくり推進課、経済振興課、西予市行政改革日記、えひめ国体実行委員会、支所等で見ますと、明浜支所、野村支所、城川支所、地域おこし協力隊、三瓶地区公民館、全部で10個の公式ページが運用をされております。ただ、内容を見ますと、更新内容や更新頻度、統一感がなく、個別に運用されているのが現状ではないかと思っております。

当市の場合、いわゆる対外的な情報発信力が十分とはまだまだ言えないと思いますが、このせつかく公式というか、運用されているのであれば、担当者の連絡会議の設置とか、発信内容等、運用をどういうふうにするか、こういった基準等を協議することがまだまだ必要ではないかと思っているんですけども、こういった公式フェイスブックページについてどのように評価されているのか、このあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまフェイスブックの活用はどうなっているのかというご質問でございますけれども、他市においては市の公式アカウント、フェイスブックを一つに統一しているというふうなことも聞いておりますけれども、当市では10個のアカウント、フェイスブックを運用しているという状況でございますけれども、目的別に情報を発信することが現在できておるといふうなことは考えております。多様な情報を

同時期に発信をしても、それぞれ情報が干渉し合うことなく伝えているという面はあろうかと思っております。

各支所のフェイスブックについては、旧町独自の魅力とか情報を提供して、今は市外で暮らしている方々へのふるさと通信的なものとしておりますし、またその土地や地域を知っていただいた読者、これファンの方々にはふるさとを感じていただくことを目的に発信されています。

地域おこし協力隊のフェイスブックにつきましては、職員とは違った目線の情報や活動内容の発信がされておりまして、市内各地域での魅力を広く知っていただくなど、それぞれが独自の視点や目的を持って運用されているという状況かと思っております。

現在、それぞれのフェイスブックごとの読者、これファンですけれども、を獲得して拡散を続けながら効果的に運用はされておりますけれども、今後におきましては、さらに多くのファン、読者を獲得して、各分野の情報を広めていただけるように、統合できるものは統合して、また必要に応じて新たなものを設置をすると、立ち上げるというふうに総合的、また戦略的な情報発信、これがやっぱりご指摘のとおり必要かというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 そしたら、最後の質問項目になりますが、今申し述べましたフェイスブックページですが、西予市の公式ページ以外にも各種団体やイベントに特化した西予市に関するものが数多くございます。例えば昨年、全国ランニング大会100撰に選ばれました朝霧湖マラソン、ここには全国から多くの参加者からコメントが寄せられており、広聴機能に関してソーシャル・ネットワーク・サービスの利点が生かされているかと思っております。

また、市内には民間企業はもとより、商工会といった公的団体、さまざまなフェイスブックページがあります。官民が連携して西予市の情報発信を有機的に関連させ、発信する仕組みができないかと考えますが、このあたりについて理事者の考えをお尋ねいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 お答えいたしま

す。

フェイスブックごとの関連とといいますか、連携は官民でできないかというふうなご指摘でございますけれども、現在公式以外の西予市関連のフェイスブックには、先ほどもありましたけれども、商工団体からの各種物産及び文化等の施設、またイベント関連では朝霧湖マラソン等ホームページがございます。それぞれファンを獲得しながら運用されているところでございますが、いかにこれのページを多くの方に読んでいただくか、そしてファンをふやしていけるかが各団体はもちろんのことですけれども、西予市全体の情報戦略上も非常にこれ重要だというふうなことを考えております。

議員ご質問の各フェイスブックの関連づけなんですけれども、情報発信につきましては、手段としてフェイスブックの持つシェア機能の活用が最も有効であるというふうに思われますので、市が所管しますフェイスブックの中に関連する公式以外のフェイスブックに関する情報を掲載し、それを職員が対外に積極的にシェアしていくことで情報を拡散させて、各フェイスブックに広くフォロワー、読者を誘導していくような仕掛けを行うなど、行政サイドから積極的に関与していくことも考えているところでございます。

また今後、市が所管するフェイスブックを再編、集約、または各分野に特化したものを幾つかつくり、それぞれ相互が連携をしながら関連するフェイスブックやホームページの情報を拡散させていくことも有効な手段というふうに考えております。

そのため、情報戦略やその推進をしていく体制をやっぱり早急に整えないといけないというふうなことでございまして、ただ、先ほど申しましたけれども、伝えるだけに主眼を置いている現状から、より積極的戦略的に情報発信ができるように、それで市の知名度を高めていくというふうな、ご指摘のような具体的な取り組みを今から進めていきたいというようなことを考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 源正樹君。

○1番源正樹君 ありがとうございます。

先週ですか、ほかの議員の皆さんの一般質問の中でマイナンバー取得率日本一という話があった

かと思います。広報せいよに載せるだけでしたら市内で終わりますんで、ぜひともホームページのトップのところに西予市は日本で全国で一番の、断トツ1位だったかと思いますが、マイナンバーカードの取得を目指しますということをしてできればいいなと思いますし、本来、今回ウェブ戦略ということで質問させていただきましたが、本当はメディア戦略ということでちょっと質問を考えておりました。ちょっと時間の都合もありましてできなかったんですが、こういったホームページとか、自分たちでマスコミに頼らず情報発信できる時代は参りましたが、やはり全国紙ですとか、全国ネットのテレビ局ですとか、全国で取り上げられることも非常に重要かと思っております。

そこら辺の戦略は、戦略を立てないとなかなか個別に発信してもうまくいかないと思いますし、西予市の全てを力を合わせて対外的に発信していくことの取り組みを今後とも私も含めてですが、行ってまいりたいと思います。

それでは、少し時間のほう余りましたが、今定例会の一般質問のほうを以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時45分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時00分）

次に、5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 議席番号5番中村です。ただいま議長より許可をいただきましたので、9月議会最後の一般質問をさせていただきます。

それに先立って一言、先ほど少し話が出ておりましたが、昨日は第2回サイクリングin四国西予ジオパークが予定どおり盛大に実施されました。西予市内外から約280名の参加がございました。午前中は残念ながら大雨に当たりましたが、午後から雨も上がり、参加者も思い出深いジオサイクリング大会となったのではないかと考えております。私も昨年に続き、議員有志4人で約70キロメートルを走行し、楽しませていただきました。ことしも沿道ではたくさんの方々から声援をいただき、また休憩ポイントでは地域の方々から心のこもったおもてなしをしていただきました。この場をかりまして関係者の方々にお礼を申し上げます。

また、11月29日には、里山と宇和海の海岸

を楽しむルート約60キロ、2015西予ジオDEバイシクルがあげはまシーサイドサンパークを起終点として開催の予定であります。市内外から多数の参加をいただき、西予ジオパークが一層盛り上がることを期待しているところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

新総合計画策定についてお尋ねいたします。

我が国のほとんどの市町村においては、総合的かつ計画的な行政運営を図るための理念や方針を示した基本構想の策定が地方自治法で義務づけられていたことから、この基本構想を頂点としたまちづくりの最上位計画として総合計画を策定しています。

西予市では、合併の翌年の平成17年度に策定した第1次総合計画は、今年度で10年間の計画期間が満了するため、現在新たな第2次総合計画が検討されております。30名から成る西予市総合計画審議会委員により、市長から諮問を受けた事項の調査、審議が行われています。8月に第2次西予市総合計画基本構想の策定に向けた中間報告が出され、市のホームページで見ることができます。しかし、市内のネット加入率もまだまだでございまして、この議会を通じて改めて市民の方々により広く知っていただくため質問させていただきます。

10年前の第1次総合計画当時は、地方自治法に策定を義務づけられ、コンサルタントに委託し、合併翌年に第1次の総合計画が策定されたと聞き及んでおります。この第1次総合計画を今振り返ってみて、反省点や改善すべき点等があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、中村議員による第1次西予市総合計画の総括についてのお尋ねについてお答えをさせていただきます。

第1次の西予市の総合計画、夢創造せいよ21と題して、「未来へ輝くゆめ、ひと、ふれあい西予」を目指しまして、平成17年度に策定をいたしましたけれども、合併時の混乱の中で審議検討時間もなかったこと、また今ほどおっしゃられたように、コンサルタントに頼り過ぎたこと、さらに策定することが目的化してしまった件があったことは否めないと思っております。

またもう一つは、西予市建設計画、いわゆる西

予市まちづくり計画、そういう大きな計画が2つ似たように大きな計画があったということもあったと、このように思っております。

こういう結果、抽象的な総合計画となって、どういう手段で事務事業を進めていくのが曖昧となっておりました。それを補足する形に進捗状況を市民へ毎年、まちづくり総合計画を策定して、報告をさせていただいておりました。しかし、社会状況の変化や目的達成状況によって見直しをかけるべきでありましたけれども、残念ながら第1次総合計画策定後、この10年間一度も見直しができなかったということ、こういうことを反省しておりまして、そういうことを踏まえまして、第2次総合計画が実効性のあるものとして作成を今進めておるところでございます。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 それでは、次の質問に移りたいと思います。

第2次総合計画策定に向けた今後のスケジュール等、議会のかかわりについてであります。本年の年末、12月議会に議案を上程して決定する予定に変わりないかどうかでございますが、総合計画の構成は一般的にピラミッド型の3層構造でございまして、最上位には基本構想が位置づけられておりますが、その下に基本計画、さらに下に実施計画というようなことで底辺を構成しているわけでございますが、最上位の基本構想はまちづくりの目指す都市像や目標、理念など、政策レベルを示すものであり、法改正前はこの基本構想の策定だけが議会の議決を要するものでございました。地方自治法が平成23年8月1日改正、施行され、基本構想策定の義務づけが削除されたわけでございますが、12月議会で議決を求めるとすれば、どのような部分のどの範囲を議決するとして求められるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ご答弁申し上げます。

第2次総合計画の策定に向けたスケジュールと議会の関与についてのお尋ねがございました。繰り返しになりますが、総合計画、承知でない市民の方々もいらっしゃいますので、ご説明申し上げますけれども、今後のまちづくりの方向性を示す市の最上位計画という位置づけでございます。先ほど中村議員からもご紹介がありまし

た3層構造になっていると。最上位の構想が基本構想、続いてそれを具体化する基本計画、さらにそれを実施レベルで各実施計画、この3つでございいます。

基本構想の策定に当たりましては、条例により、先ほども中村議員からもご指摘がございましたように、議会の議決を求めることになってございます。

現在、市議会議員の皆様方から3名、あとは学識経験者、地元で頑張っておられる市民の皆様等々30名で構成いたします西予市総合計画審議会において、まち・ひと・しごと、それぞれの3部会に分かれまして基本構想、基本計画についてご審議いただいております。ご紹介ございましたけれども、先般中間報告を受けたところでございます。中間報告につきましては、市のホームページにも掲載しておりますので、市民の皆さん、ぜひごらんいただければなど、このように考えているところでございます。

今後といたしましては、10月には西予市総合計画審議会から答申をいただきたいのと、このように考えているところでございますけれども、いかんせん今までが先ほども市長も言いましたけれども、コンサルタントに頼っていたところもありまして、なかなか今自炊で、自炊というのは、要は自分たちで考えてやろうということでございますけれども、なかなか自炊というののもなれていないもんでして、なかなかこれがスケジュールどおりうまくいくかどうかというのはやや不安なところではありますが、そういったところに向けて鋭意頑張っているところでございます。

また、これもぜひやりたいなというふうに思っておりますけれども、パブリックコメントという形で市民の皆様のご意見をお聞きするような形を考えているところでございます。遅くとも平成28年3月には市の総合計画を策定する予定でございいます。

続いて、議会の関与等々でございましてけれども、先ほど申し上げたとおり3名の市議の方々に審議委員としてご協力いただいているところでございます。鋭意活発なご意見を頂戴しているところでございますけれども、ほかの方々のご意見もということで、市議会と私ども企画財務部と定期的に意見交換をさせていただいている意見交換会において進捗状況等々はご説明申し上げまして、

また議員の皆様からお気づきの点について意見を頂戴しているところでございます。今後は総合計画の基本構想やその変更をするときには議会の議決を経なければいけませんので、今後の議会において12月にできれば間に合いたいというふうに考えておりますが、3月末までには何とか作成できるように進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 ただいまの大平部長の答弁の中で、今回の総合計画策定は前回と異なって専門業者には委託せず、市職員みずから独自の計画をつくるということでございますが、大変すばらしいことだと敬意を表します。

続きまして、計画期間10年についてお尋ねいたします。

今回策定中の総合計画の計画期間は10年として取り組まれています。先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、市長の任期は4年でございまして、計画期間内に変われば議会で議決し、継続している総合計画の政策と市長が選挙で信任を得たローカルマニフェストの2つが存在することとなります。安定した行政運営には事務事業の継続性も大変重要でございまして、長期的な取り組みが必要な個別計画については仮にトップが変わっても継続した取り組みがなされる環境を整えておくことが大切だと思います。

例えば仮に基本構想を8年とし、基本計画を前期4年、後期4年として選挙と連動させる方法も考えられますが、10年とするのがよい理由があればご説明いただきたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 計画期間のその10年間ということについてのお尋ねがございました。

計画期間の10年が長いのか短いのか、先ほどもご指摘あったように、市長選挙と連動させたほうがいいのかどうかといったようなところについても、さまざまなご意見があらうかと思っております。第1次、これまでも総合計画というのは大体10年ぐらいを基盤にして考えてきたものでございますので、そこをいきなり8年、4年とか、そういったものに区切るというのもいささか乱暴な議論かなというふうに思っております。

ですので、今回は10年後の西予市の状態をイメージしながら、想定しながら、9年間でそれに

どうやって近づけていくのかといったようなことを考えてございます。9年間もホップ・ステップ・ジャンプといったようなイメージで3年間、3年間、3年間というようなことを考えています。

これは何でそんなことをやっているのかということでございますけれども、私こちらに来てからいろいろ申し上げているとおり、なかなか市役所の職員というのは、計画性というんですか、なかなかそういったところを淡々と実施していきただけになってしまって、見直しをそのタイミングタイミングでやってこないというところがございます。この見直しをするタイミングを3年ごとに考えていきたいなと。当然その見直しに当たっては、それまでの評価をしていかなければいけませんので、その評価をしていくことでその3年間で想定させていただいています。余りにも長過ぎると、また評価が雑になりますし、短過ぎてもだめだということでの3年を考えさせていただいてございます。

これで、その市長選と連動させた方がいいというような議論もあろうかと思いますが、私どもとしては、それはそれということで、この9年を考えているところでございます。

また、ちょっと蛇足的になりますけれども、見直しが10年間なされなかったということを反省しておりまして、まず2つの見直しのサイクルを考えてございます。1つは、毎年度やります予算査定の際にその事業を評価していくということでございます。そのお金を使った効果として本当に十分なのか、スケジュールどおり進んでいるのか、目標は達成しているのか、こういったところについて評価をしていかなければいけないというふうに思っています。

また、大きなくりでの3年ごとということではございますが、この3年ごとについても、今ご審議いただいています総合計画審議会といったものがございますけれども、それと同じような附属機関としてそれを評価するような機能も設けた審議会というのも設置するのも一つの手ではないかなというふうに思っております。そういった審議会の中で3年間の評価をし、3年後どういうふうにしていこうか、構想を見直すのか、基本計画レベルを見直すのかといったようなところを議論していただくのがよろしいのかなというふうに考え

ているところでございます。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 次に、総合計画と分野ごとの個別計画の整合性についてお尋ねいたします。

西予市には都市計画マスタープランや高齢者福祉計画、障害者基本計画、教育振興基本計画など個別法令に基づき策定が義務づけられたさまざまな長期計画がございます。実際の事業実施ではこれらの分野ごとの個別計画による場合が多いわけで、総合計画と分野ごとの個別計画は策定期間や計画期間等がそれぞれ違うことから、目指すべき目標や政策に応じた個別計画の重点度、達成すべき成果指標等は必ずしも一致しておりません。これらの個別計画とどのように整合をとっていかれるのかお尋ねいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答え申し上げたいと思います。

分野ごとの個別計画との整合性についてでございますけれども、おっしゃるとおり今までは総合計画があり、それぞれ法令等々に基づく個別の計画がございました。特にかぶってくるところとしたしましては、総合計画の実施計画の部分と個別の計画がかぶってくるところがありました。それが整合性がとれないまま、そのまま進んでいくというような、これはひとえに見直ししてこなかった結果なわけでございますけれども、今回はそういった問題をクリアするために実施計画の部分と個別に立てるのではなくて、ここで各分野別として今ご紹介に上がった、例えばジオパーク推進計画だとか、そういったものがまさに実施計画という位置づけにしたいというふうに考えてございます。

こうすることで市の計画体系を一体化するようなことを考えてございます。それぞれがばらばらに別々に計画を立てて、誰も管理しないとか、そういうことを避けるためにこのようなことをやることを考えてございます。

当然個別の法令等々に基づいて、これやれ、あれやれと、国からいろいろ言われるわけでございますが、そういった状況も当然視野に入れて、社会情勢や国の方針等の変化によって総合計画の基本構想、基本計画の部分を見直さなければならぬときには、実施計画等々も追って見直しする必要が当然ございます。逆に下位計画の見直し、要

は実施計画レベルでの見直しが必要で、それが上位計画を少し見直したり、反映しなければいけないようなときがございいますので、そういった場合もございいます。

いずれにしろ、総合計画の変更が見直しの必要性が生じた場合には、適宜のタイミングで見直しを行って、その際には分野ごとの実施計画等々の整合性を図る必要があるというふうに考えているところでございいます。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 ありがとうございます。

これは質問通告していませんので、お願いになりますが、一言申し上げます。

答弁にもあったと思いますが、人口が西予市も急減しております。この将来をどういうように西予市を導いていくのか、危機感を持った対応が必要だと思っております。

いずれにしましても、重要なことは西予市の最上位に位置する総合計画は、市長が交代しても、社会経済環境が変化しても、西予市をどのような方向に導いていくのか、目指すべき西予市づくりの将来像、将来に向け持続発展する西予市の姿を市民や各事業者、議員などに明快にイメージできる総合計画としていただきたいと思います。

また、その実現に合わせて市民や各事業者がさまざまな夢や希望を託していけるような計画を望んでいますので、担当の大平部長を初め、部職員一同の活躍を期待しておるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、えひめ国体関連についてお尋ねいたします。

愛顔つなぐえひめ国体が64年ぶりに平成29年9月30日から10月10日の間、愛媛県で単独開催される予定でございます。西予市ではソフトボールの成年女子と相撲競技が行われることになっており、全国各地からたくさんの関係者が西予市へ来られます。相撲は野村町で、ソフトボールは宇和町の宇和球場と宇和運動公園で実施されます。このため、宇和運動公園でも26年度、27年度で公園内の国体関連の各施設の整備が行われているところでございます。その運動公園からもよく見える公園の真上にある旧宇和清掃センターでは、粗大ごみ等の再資源化中間処理施設は現在も稼働していますが、また一部はごみ関係の車

両の駐車場ともなっております。焼却施設は老朽化したため、平成10年代の初めごろに廃止されたと思いますが、施設はそのまま残っております。廃止後、約15年ぐらいになると思いますが、高い大きな煙突もコンクリートが劣化し、さびた鉄筋が大きくむき出し、冬季の凍結融解や、やや強い地震で倒壊するおそれは十分あるのではないかと考えております。公園の園路か清掃センターの進入路か判然としませんが、その道路の上にいつ倒壊するかもしれません。

そこで、旧宇和清掃センターの今日までの経過と今後の当面の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、中村議員のご質問、旧宇和町清掃センター、現在の西予市宇和清掃センターでございいますが、この施設に係ります経過と当面の対策についてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、当施設は昭和56年4月から宇和町のごみ焼却施設として整備され稼働しておりましたが、平成10年3月に愛媛県ごみ処理広域化計画が策定されたことやダイオキシン類発生防止などに伴い、平成13年3月をもって20年間に及んだ役目を終え、稼働を停止しております。その後、焼却ごみにつきましては、八幡浜市と当時宇和町との間でごみ処分委託契約が交わされまして、八幡浜南環境センターにて処理をお願いし、現在に至っているところでございます。

不燃ごみや粗大ごみにつきましては、議員おっしゃるとおり資源としてリサイクルを推進するため、その中間処理業務等に現在も当施設を十分活用しているところでございます。

議員もご心配していただいておりますが、もと焼却施設の劣化でございますが、私どもも大変気にとめておりまして、隣接の黒瀬霊園や宇和運動公園などに与える周辺環境問題もさることながら、特に煙突部分に一部崩落もあり、危険な状態となっております。そのため、市ではえひめ国体までに解体を予定しておりまして、今年度の当初予算にて解体工事に係ります設計業務の経費を計上させていただいており、先般この業務の入札執行を終えたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 大変いいご答弁をいただきました。国体までに解体されるということで心強く思っております。景観も大変よくなるんじゃないかと思っております。

それでは次に、清掃センターの跡地の活用策と関連する市道166号の整備についてであります。

現在も公園内の園路をごみ関係の委託業者の車両や一般市民が粗大ごみを積載して通行しております。公園利用者以外の通過交通が存在する極めて不自然で危険な状況となっていると思います。このため公園の上を迂回するように市道166号が清掃センターまで伸びております。現在、未舗装ですが、幅員も3メートルぐらひは十分あり、側溝や要所の横断環境を入れて舗装すれば、立派な清掃センターへの専用道路になるのではないかと思います。ご所見をお尋ねいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、ご質問の跡地の活用策と関連する市道166号の整備についてお答えをさせていただきます。

今ほど答弁にも触れさせていただきましたが、宇和清掃センターは現在リサイクルを推進するため、資源ごみや埋立ごみの中間処理業務、また一時貯留場所として所狭しと利用しているところでございます。それに加えて、新衛生センターの整備に合わせまして、平成29年3月に閉鎖予定の西部衛生センターは、現在ペットボトルや瓶類など中間処理業務を行っておりますが、閉鎖後はそれらは宇和清掃センターを貯留場所にしなければならないと考えているところでございます。

施設の廃止等に合わせまして、処理体制や運搬体制の見直しは検討しておりますが、解体後につきましても当面の間は引き続き中間処理業務や貯留場所に当施設の利用を考えているところでございます。

次に、市道166号線の整備についてでございます。

市道166号線は、宇和考古センター、あの辺の付近から宇和運動公園の東側をログハウス沿いを抜け、宇和清掃センターまでの路線でございます。この路線の整備につきましては、議員おっしゃるとおり、現在未舗装部分等がございます。公園内道路を廃棄物を載せた車両が通行すること

は、私どもも大変懸念をいたしておりました。今回、国体に伴う整備に合わせまして、今年度には未舗装部分の路面の整地など簡易な整備を行い、また来年度には舗装等の整備を計画しております。今後はこの路線を宇和清掃センターまでの運搬路として利用を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 それでは、路線の整備につきましては積極的に早く改良していただきまして、清掃センターへの車両の通行が供用開始している公園内を往復、往来しないようになるべく早く取り組んでいただけたらと思っております。

次に、国体関連のことですが、宇和運動公園のアクセス道路の改善対策についてでございます。

国体開催時の国道56号と宇和運動公園のアクセスはどのように計画されているのでしょうか。バス等の運行で国道からの進入路は下瀬橋上流の肱川右岸上の市道246号とその西側に並走するJRに沿った旧授産所横の市道268号線が考えられますが、どのように予定されているかお伺いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまのご質問でございますけれども、国体開催時の国道56号から宇和運動公園のアクセスにつきましてでございますけれども、今後開催されます国体実行委員会の専門部会、輸送交通、警備・消防専門委員会等で詳細については検討され決定をいたしますけれども、国民体育大会推進室のほうでは、現在一般観覧者の車両につきましては、文化会館裏の駐車場を一般駐車場として想定しております。したがって、市道旧町地区223号線、フジの前の路線の利用を計画しているところでございます。

次に、各県の選手団及び送迎などの大型バスのアクセスにつきましては、現在も各種大会などで宇和運動公園を利用する大型バスの進入路となっております、先ほど言っていました246号線、宇和川右岸の社会福祉協議会宇和支所前の道路ですけれども、これを利用する計画であります。当路線につきましては、幅員が十分に確保されていないため、車両の離合等が困難になると懸念しているところでございます。国体開催時には交通整理員を各所に配置し、大型車両が進入する

際には一方通行にするなど、車両の通行に支障がないよう万全の態勢で臨む計画でございます。

以上です。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 今答弁のありました路線は、説明のありましたように待避所もなく、路面も非常に悪い状況でございます。また、側溝や側溝ふたも十分整備ができていない状況でございます。バスの離合も危険ではないかと思いますので、部分的な改良を早急に取り組んでいただくというご答弁のようでしたので、ありがたく思っております。

それでは続きまして、3番目の肱川の自然再生についてお尋ねいたします。

今や環境問題は人類の生存や反映に係る極めて重要な問題となってきております。近年、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の減少に伴い、人類の生存基盤にかかわる環境問題は悪化の一途をたどってきています。

このような環境問題は、人間のもろもろの活動により生じていることでございます。皆さんご承知のとおり、近年の大雨や猛暑の背景には、地球温暖化の影響があると言われております。松山中央気象台の観測でも最近の20年間に平均気温が1度C近く上昇しています。今後も大雨の頻度、強度の増加や強力な台風、突風の増加などによる自然災害の増加が予想されております。さらにまた、さまざまな気候変動により、自然災害だけでなく、食糧問題や健康問題にも影響が心配されております。

この環境問題に対する取り組みの一つとして、西予市では今年度、地方創生交付金事業を活用して、四国西予に流れる水をきれいにしようプロジェクトとして、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水への接続、合併浄化槽の設置を推進することで、肱川にきれいな水を流し、四国西予ジオパークのブランドイメージ向上につなげるとともに、下流域に対する道義的な責任、責務を果たす取り組みをされています。大変よい取り組みだと私は思っています。

そこで、お尋ねいたします。

環境行政において自然環境に係る取り組みの状況についてであります。水環境改善への取り組みとして、水質浄化の推進についてでございます。

西予市の生活排水処理は公共下水道や農業集落

排水施設、合併浄化槽、単独浄化槽、くみ取りにより処理されていますが、このうち公共下水道、集落排水の整備状況、水洗化率、処理水の水質基準、今後の対応や問題点等はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまのご質問でございますけれども、中村議員におかれましては、各種の資格を取得され、特に環境関係につきましては建設環境部門の技術士、県の環境マイスター、また地球温暖化防止活動員の資格等を取得されまして、非常に活躍されておられます。そういった中村議員のご質問でありまして、私のつけ焼き刃的な回答を申し上げるのは大変恐縮な部分はあるわけですが、回答させていただきます。

まず、公共下水整備状況でございますけれども、野村処理区は認定区域が163ヘクタールに対しまして160.47ヘクタールが整備済みで、整備人口4,010人となっております。整備率97%でございます。宇和处理区は認可区域221.5ヘクタールに対して162.04ヘクタールが整備済みで、整備人口4,754人、整備率63%となっております。また、全体の接続率は52%という状況でございます。

次に、農業集落排水施設でございますが、宇和地区7処理区、野村地区3処理区で、全体で10の処理区において供用を行っております。全体の整備人口は8,970人、接続人口7,098人、接続率は79%となっております。

また、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽、単独浄化槽、市全域における整備率は67%、水洗化率は54%という状況でございます。

次に、処理水の水質基準につきましては、施設区分、規模に応じ、下水道法施行令、水質汚濁防止法、浄化槽法施行規則、愛媛県公害防止条例において定められております。

また、処理水の水質検査につきましては、農業集落排水施設につきましては、pH、水素イオン濃度、SS、いわゆる浮遊物質量等の生活環境の保全に類する7項目、それから公共下水道においては9項目を毎月検査をしているところでございます。人の健康の保護に類する33項目につきましては、公共下水処理水において年2回実施を行っております。これら各種検査の結果につきまし

ては、全て基準値を満たしている状況でございます。

最後に、今後の対応や問題点でございますけれども、豊かな自然と多様な生態系に恵まれ、地域に根差した歴史や風土を培った西予市だからこそ四国西予ジオパークに認定されたところでございます。この恵まれた環境を次世代に継承するため、先ほどご質問の中でも触れていただきましたが、今年度の取り組みといたしまして四国西予に流れる水をきれいにしようプロジェクトとして接続の支援事業を展開しているところでございます。今後とも一層の広報活動等を展開し、汚水処理施設接続への重要性について多くの方々にご理解を賜り、水質保全に努めるとともに、事業経営の安定を図っていくことが私どもに課せられた任務だというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 続きまして、関連して水質汚濁防止法に基づき肱川水系に係る公共用水域での水質の定点観測を実施されていると思いますが、この概要と成果や問題点について簡単にご説明願いたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、ただいまのご質問の肱川水系に係る水質検査の概要と成果についてお答えをさせていただきます。

この肱川水系に係る水質の分析でございますが、分析は毎年2回、7月と12月、いわゆる夏と冬に行っておりまして、採水地点は宇和地区は若宮橋上流など3地点、野村地区が堂野窪下橋など6地点、城川地区が八千代橋上流など5地点の合わせて14地点で分析を行っております。

分析項目は、水素イオン濃度、浮遊物質量、大腸菌群数等々7項目の分析を行っております。平成26年度の分析結果でございますが、季節や分析時の水量によってもやや影響がありますけれども、一部の地点及び項目で環境基準を上回ることもありましたが、過年度の傾向と類似しており、大きな水質の変化は認められておりません。なお、分析結果につきましては、西予市ホームページにも掲載をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 続きまして、生物多様性の保全復元に関する教育についてお尋ねいたします。

西予市の骨格をなす肱川を中心とする里地里山は、2,000年以上という長い歴史を通じて農業や林業などの営みにより、人が自然に働きかけることで形成され維持されてきた多様な生態系であります。それゆえに多面的な機能を有する重要な地域であり、さらに持続可能な地域づくりがますます大切となってきています。平成15年には、環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律も制定されました。第6条において、地方自治体も施策を策定し実施するよう規定されております。

これらにより4月15日から5月14日のみどりの月間、7月21日から8月20日の自然に親しむ運動や自然観察会など、自然との触れ合い活動が全国的に展開されています。また、平成20年には生物多様性基本法も制定され、市町村レベルにおいても戦略策定の努力義務が規定されております。

西予市では、学校等において子供たちに自然環境の大切さ、生物多様性の保全、復元などの学習の機会をどのような形で提供されているのか、お伺いいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 学校教育の中で環境教育の一層の推進の観点から、地域の特性を生かし、自然環境や生物多様性の保全を考えた学習や環境への負荷に留意した学習を進めているところでございます。特に社会科、理科、総合的な学習の時間の中で重点的に学習をしております。

肱川の保全に関しまして、特色ある教育を行っている事例を幾つか紹介をさせていただきます。

地域の方の協力を得て、蛍の幼虫を川に返したり、蛍を観察したりして、川の環境について学習している学校、エコグループの方々の協力を得て、水生生物の調査を行ったり、廃油石けんをつくったりしている学校、また地域の環境教室のグループの皆様の協力を得て、黒瀬川へのEMだんごの投入、ブナ原生林の観察、ビオトープの観察などを行っている学校等がございます。

また、教職員の専門研究グループの中に環境教育部会がございまして、学校教育における教育環境について研究を進めているところであります。今後におきましても河川に限らず、本市の山、

川、海、田、畑など、四国西予ジオパークとも関連させ、地域とより密着した環境教育の一層の推進を図りたいと考えております。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 時間も迫ってまいりましたが、最後の項目として、続きまして流域環境の保全と再生に係る国、県、大洲市との連携協力についてお尋ねいたします。

高度経済成長時代の急激な社会経済活動の進展に伴いまして、水質汚染や公害問題が全国各地で顕在化した時期がございました。このため西予市内においても多くの河川、用排水路等の水質悪化や流路の直線化、コンクリート三面張りが進み、さらには暗渠化されるなど、河川環境は悪化の一途をたどってまいりました。

このような中、遅まきながら平成9年に河川法が改正され、従来の治水、利水に河川環境の保全と整備が加えられるとともに、河川整備計画の策定に当たっては、地域の意見を聞くことが定められたところでございます。河川やそれに接続する用排水路等の水生生物の生息にとって重要な項目として大まかに言えば、流量、水質及び河川等の形状の3点に分けられます。河川は水生生物が往来するだけでなく、移動した先に必要とする河川環境が確保されていることが極めて重要であります。

私が子供のころ、昭和30年代でございますが、約60年前には鹿野川ダムもなく、野村ダムもありませんでした。肱川源流も瀬戸内海と直結していた関係から、豊かな河川環境が保たれ、モズクガニやウナギ等がたくさんとれました。秋の池干しではびっくりするほどの数の大小のウナギがとれておりました。

現在の肱川は、河口の大洲市長浜から源流の宇和町久保に至る約100キロちょっとの間にダムや取水堰、落差工などたくさんの河川横断構造物が設置されています。これらは水生生物の分布や生活に決定的な影響を及ぼしております。これらの各施設に適合する種々の魚道を設置し、その影響を改善する手法も古くからありますが、まだまだ不十分だと思っています。

鹿野川ダムや野村ダムにはそれも設置されておられません。肱川本川とその支川や接続する水路等に関係する行政機関としては、西予市はもちろん国、県、大洲市、伊予市、内子町があります。肱

川について、これら関係機関が協議する場があると思いますが、その概要についてご説明いただきたいと思います。

そこでは河川環境改善に向けた取り組みがどうなっているかお尋ねいたします。

また、河川法の改正から既に20年、さきに述べましたように豊かな河川環境の復活には、水質の改善も重要な要素であります。あわせて河川の形状も極めて重要でございますので、水生生物の遡上降下に阻害要因となっているダムや堰などの改善に向け、関係団体と協議し、調査や工法を検討、さらに整備計画の策定に着手する時期に来ていると私は考えております。ご所見をお伺いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、先に国、県、大洲市を含みます肱川関係市町の連携協力の関係についてお答えをさせていただきます。

3つの連携協力関係があると思いますので、順次説明をいたします。

まず、環境関係では、河川の浄化等に関する啓発や水質の保全、改善に関する事業等を行うために、肱川流域の5市町、大洲市、西予市、伊予市、内子町、砥部町と国、県が連携して、肱川流域清流保全推進協議会を構成しております。

この協議会といたしましては、毎年1回、7月に肱川一斉水質調査を行っております。調査項目は、水温、pH、CODの3項目となっております。また、8月には、構成委員メンバーにより、肱川の一斉清掃を行い、連携を強化し情報を共有しているというふうに聞いております。

次に、肱川の水質に係る環境対策といたしましては、肱川水系水質汚濁防止法連絡協議会が設置されております。構成委員は肱川水系に係る国土交通省関連事務所、愛媛県関連事務所、水系5市町、それから大洲警察署となっております。この協議会は、肱川の環境整備及び堤防等の保全を図ることを目的に、地域住民の生活環境の改善を目的としており、水質汚濁の監視や流域内の情報交換というふうになっております。

次に、肱川流域内の河川改修事業を推進し、流域の治水及び河川環境対策等の促進を図ることに、地域の振興発展に資することを目的として、肱川流域総合整備推進協議会が設置されております。この構成員は大洲市、西予市、内子町の

市長、町長、議長、関係委員会の委員長、副市長、副町長となっております。

この協議会では、先ほどこちってお話出ておりましたが、魚礁の構造体であるとか、遡上生態の保全を図る魚道構造の積極的な導入、環境整備及び機能整備を図るため、国、県等の各種事業において環境、地域に配慮した取り組みを行っていただくよう要望を行っているところでございます。

また、これらの要望を踏まえて河床や堤防、それから堰等の整備に当たって環境保全に配慮した整備に実際取り組んでもらっているところでございます。

それから最後に、議員ご指摘のとおり、豊かな環境を維持することは、私ども現代に生きる者の務めであるというふうに認識をしております。これまで人間が必要となつてつくったもの、自然、生物に配慮し、よかれと思ってつくったものが自然に生きる生物にとって最良でなかったことは少なからずあったのではないかというふうに思われます。

河川の改修等の構造物等についても最新の知見に立って、自然災害等に対処でき、なおかつさらに河川環境の保全に配慮した整備を行うことが必要な時代になってきているというふうに認識しております。今後も水生生物等と共存できる環境づくりへの取り組みがこれまで以上に重要であるというふうに思います。さきに説明いたしました関係機関がその機能を十分に発揮できるよう、連携強化により一層努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 中村敬治君。

○5番中村敬治君 ただいま部長から地元の関係の協議会が3つあるという説明がございました。

その1番目、2番目は、主には水質関係でございまして、水質関係の調査や情報交換というような形になっておるようでございます。3番目の改修促進整備に係る協議会におきまして、やっとな魚礁の検討、魚道の整備という話が出てまいりました。やはり先ほど来お話しさせていただきますように、水質関係は当然重要な要素でございますが、河川の構造的な問題がございますので、やはり河川の構造的な問題を改善する方向での、水質だけじゃなしにそういう形状を改善する方向での改修に取り組んでいただきたいと思います。

ので、西予市からさらに積極的な働きかけをしていただきまして、最上流の西予市がやはり言わないとどこも動いてくれないと思いますので、積極的にそういう水生生物の往来に障害となっております主に河川横断構造物に対する魚道等につきまして、さらに強力にお願いを続けていただけたらと思っております。

長くなりましたけど、以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時53分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時05分）

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

（日程2）

○議長 日程第2、議案第92号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」から議案第95号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程3）

○議長 次に、日程第3、議案第96号「市道路線の認定について」議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第97号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖野健三君。

○13番沖野健三君 一般会計補正予算の20ページですか、土木費で今回補正で7,509万円補正されておりますけども、この件については、この予算説明資料を私読んでおりますと、人家に隣接する崖崩れ危険箇所を今回県の補正予算にあわせて改修するというような予算で、大変私も安

心はしとるんですけども、これを逆に考えれば、県の補正がなければ、後年度というたら来年28年度までその危険箇所をほっとかないかんわけですね。私がかかわった案件の中で、この危険箇所について、6月の大雨のときに本当人家の床をえぐるような場所を私も見たんですけども、こういう危険箇所の補修がなぜ早急にできないのか。

私は市長が所信表明でいつも言われるのは、今年度もスピード感を持ってやりますということを市長は言われるんです。けども、これ人家、人命にかかわるようなことにもなるんですけども、これがなぜこんなに長くかかるか。これから図面を引いたりしてしよったら、これほとんどもう半年、1年、完成するまでにかかるんじゃないかと思うんですけど、これについて危険箇所、特に人命にかかわるような危険箇所について大至急やらなければいけないところは、一般財源で補填してでもできないのかどうかお伺いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご指摘いただきました崖崩れ防災対策事業の関係でございますけれども、例として挙げていただきました箇所につきましては、7月9日に被災を受けたということを確認しております。その後、県あたりとも協議をいたしまして、今回の場合、非常に緊急性を要するということがございまして、当初予算につけていただいております崖崩れ防災対策事業の経費の中の事業としての取り組みを決定させていただきまして、9月の時点で入札に入るような形になっております。

今ご指摘いただきましたように、崖崩れ防災対策関係の事業につきましては、過去には申込件数も非常に多く、数年待ちというような状況の時期もございましたけれども、ご存じのようにここ数年間、十数件ずつの事業を実施しております。現在のところは、基本的にはもう余り待ち時間なく、大体採択されるようなことになっておりまして、春あたりに災害が起きた緊急案件につきましては、今回も6件出ささせていただいておりますけれども、こういう形での9月での補正対応ということをとらせていただきたいというふうに今後とも考えておりますし、また今後の台風等々によって緊急性が出たものについては、春の当初予算あたりには実施できるように進めていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今ご指摘ありましたように、緊急性を要するものに対して補助待ちの体制でいくのかどうかという部分でございます。当然県の採択基準等もございますので、補助待ちだけではいけない場合もございますけれども、その辺につきましては、理事者とも協議をしながら対応ができることがどういう形で対応ができるのかということは真摯に受けとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 今後は私も思うのは、天災はいつやってくるかわからないというのが今の実情だと思うんです。大雨が降りますし、きのうも千葉のほうで大雨が降って大災害が出るというような状況になっておりますんで、この復旧については今後やっぱり市としてもある程度の予算確保というのが必要じゃないかというように私は考えますので、この点も市長にお願いしたいと思っております。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の問題は、話の根っこが2つちょっと一緒になっておるという気がします。あくまでも20ページのあれは急斜面の崩壊防災対策なんで、これはあらかじめいろいろ要望を受けたところについてやるものであります。

もう一つは、災害があった場合はご案内のとおりページ数で言いますと後のページで26ページとかの災害等との復旧事業でやりますので、そういうときはすぐまた復旧等々に載せますから、だから話がちょっと違うようになります。だから、その辺のところをご理解いただいて、早くいろいろなところは危険なところは要望を受けて、それを県と私どもが話す、あるいは市単独でやれるものは市単独でやるということもやりますので。災害に遭った場合とちょっと違うということだけご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 予算書15ページの個人番号カード交付事業についてお伺いしたいと思います。

先ほどまで今回の定例会の一般質問の中でもたしか2名か3名の方、このマイナンバー制度につ

いての質問があったと思いますが、この質問の視点があくまでも個人対行政という立場でメリット、デメリット、あるいはまた行政側のセキュリティはどうなのかという質問であったと思うんですが、私は視点を変えまして、今回この制度が導入された場合に、個人対企業の関係が発生してまいります。企業も当然この制度を活用しながら運用していくわけですが、企業がこれを運営するに当たって一番心配なのはセキュリティをどう各企業がみずから確保していくのか。これが下手すれば漏えいとか、そういったことにつながれば企業の信用度にもかかわってくるというふうなことで、今それぞれの企業が一番心配しているのは、この厳しい不況、地方経済大変疲弊いたしております、各企業、四苦八苦いたしておりますが、今回のマイナンバー導入によって新たな負担が強られるということで、私も個人的にいろいろこのセキュリティ関係、調査をいたしました、相当の金額を支出しなければこの対策万全を期すことはなかなか難しいというふうに言われておまして、この導入が非常に懸念をいたしております。このことに対して国は企業に対して財政支援的な制度を設けていくのか、あくまでも企業独自の自己責任でやっていけと言われるのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 個人番号制度に関連してのご質問ですので、私のほうからご答弁差し上げたいと思います。

要は、セキュリティ対策について企業側に対して助成等々を国側が考えているのかというお話でございますが、私が報道ベースまた人脈等々を使いましてお話を聞いている限りにおいては、そのようなことはないというふうに承知してございます。通常そのセキュリティに関して、今回は非常にタイミングが悪かったというところもあるかとも思いますけれども、非常にナーバスになっているような状況になってございます。

さはさりながら、企業が普通抱えます本来漏らしてはならない情報のセキュリティ対策というのは、個人番号が導入されるか否かにかかわらずやらなければいけないことだと、社会的責任の一つだというふうに思っております。したがって、国も多分そういう考えで助成等々はやっていかないのではないかというふうに思っております。

います。

以上でございます。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 この制度の導入がなければ、例えば私が自己管理しているのは、大体ウイルスバスターを入れる、これでほぼ事足り得た。しかし、これも私専門家に聞いてみますと、例えばウイルスバスターで防御できるのは全体の48%程度だというふうに言われております。そうしますと、やはりマイナンバー制度、これを管理していくためには95%以上の防御率、防御率というのが自分のパソコンのセキュリティを維持していくためにやはり95%以上の能力が要と言われております。

そうしますと、このシステムが今5年リース等々で契約しても、安くても五、六十万円は最低すると。企業の規模によったら何百万円、何千万円というものが負担されますし、けさほど、きのうですか、愛媛新聞にありましたが、例えばスーパーのような大量の顧客を取り扱う場合には、このシステムを自分のパソコンに導入する人件費も半端じゃないというふうなことで、その辺の各企業の経費負担というものが今後相当な企業の負担になってくるんじゃないかというふうなことがぼちぼち言われ始めております。

そこで、私今日本の国民が関心ある大きな事件というのは、原発の再稼働と安全関連法案がどうなるか、そしてこのマイナンバー、この3つに共通している課題というのが、ともに国民には見えない不安というのがあると思うんです。何が不安かと言われても具体的にはわからないんですけど、何となくふわっとした不安がそれぞれにあると。それに対して、一方で安全ですよ、安全ですよ、安全ですよということを言われると、余計この不安を覆い隠すために言われているのかなみたいなことで、さらに国民側は不安になるというのが今の3つの国がやっている事業の共通した課題じゃないかなというふうに私思っております。

ですから、ここの説明をもう少しそれぞれに国民にわかる形でしていかないと、何となく国民は気がついたら不安の中に取り込まれてしまったということになるんじゃないかなというふうな思いがいたしますので、これは国のやることです。西予市で議論してもとめれないというのはわかりますが、もう少しやはりとめれないんであれ

ば、地方から要望していくぐらいなことをしていないと、国民は気がついたときには後の祭りでは余りにも我々惨めじゃないかなという思いがいたしておりますので、ここは慎重に対応をお願いしたいというふうに思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今の元親議員のご質問についてでございますけれども、要望につきましては、今のような要望があるということが私どもある程度感じてはおります。したがって、そういう何らかの機会があったら、私どももこういうことをしっかりやってほしいという要望もいたしますし、もう一つは議会の中で取り上げていただいて、直接国にここの中で採択されればやれるわけですから、両方でそういう不安を直接言える機会がありますので、ぜひその辺もお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 2点ちょっとお伺いしたいんですけども、まず第1点目は、15ページの総務費、総務管理費の駅前開発事業なんですけども、これ卯之町「はちのじ」まちづくり事業であります。この物件調査費ということで計上されておるわけなんですけども、これはどういった範囲が対象になって、どの物件がどういう調査をするのかということをご概略をお伺いしたいと思います。

2点目は、24ページの文化的景観保護推進費の303万円ですが、これは明浜狩浜の段畑のことという説明がございましたけども、これが予算説明資料によりますと、景観調査委員会を設置するというふうになっておりますが、この景観調査委員会、これだけの委員会なのか、あるいはもっと大きなところ、大きな単位を担当しているのか、どういったことを目的で設置するのかということ、そして一部をポリゴン化する経費ってあるんですけども、それどういう意味なのかちょっとわからないんですが、その説明をお願いしたいと思います。

あわせて、これ最近、新聞報道でもありますが、風力発電との関係がいろいろ問題になっとうるようですが、今後の先行きといいますか、今後の見通しはどうか、この文化的景観保護推進の計画を含めてわかる範囲をお尋ねいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 先に15ページの駅前開発事業費の関係、総務費でございますけれども、この関係につきまして私のほうから説明をさせていただきますと思います。

卯之町の「はちのじ」まちづくり事業というのをご存じだと思いますけれども、昨年、卯之町「はちのじ」まちづくり推進委員会からの基本構想を受けまして、現在官民連携事業の実施についてさまざまな角度から協議を進めているところでございます。

その中でいろいろご意見を聞いていきますと、基本的に現在駅前にあります商業施設がございまして、その部分をやはり抜きにして考えることというのは非常に難しいというご意見も多く出ております。この物件補償に関係いたしますして、私どももやはり一体的に整備していくのには除去していただく必要があるというふうに認識をいたしまして、今回物件補償、いわゆる話を今後進めていくに当たって、どのぐらいの補償ができるのかというところをきちんとやっぴり数字として出す必要があるということで、今回それについての調査について委託費を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 松山議員のほうから3点ばかり文化的景観についてのご質問があったかと思えます。

まず1点目は、調査委員会というのは、この文化的景観に係る調査委員会だけなのかと、2点目は、ポリゴン化とはどういうものか、3点目は、風力発電施設に関してのご質問だったかと思えます。

まず、文化的景観保護推進事業検討委員会、7名で組織されておりますが、第1回の正式委員会を4月19日に開催したところでございます。あくまでもこの検討委員会というのは、狩浜の段々畑と宇和海の文化的景観の選定に向けての委員会でございます。限定した委員会であるということでございます。

続きまして2点目、ポリゴン化ということなんです。地図上で一つの地域をあらわす多角形という、何やらわからん、理解に苦しむ言葉が羅列してあるんですが、要するに情報を3次元化、3D化して管理をするということでございます。

段々畑等の歴史や特質、石垣の特徴や年代等に関する情報を写真ではなく立体化して情報管理をするということでございます。

それをするによりまして、情報の分析や解析を視覚的に表示できたりするということでございます。また、このデータをオープン化することによりまして、利用者が使いやすいように加工することができ、土地に応じたかんきつの品質選択など、あらゆる面に利用ができるということでございます。

次に、風力発電についてでございますが、市としましては自然再生エネルギーを否定するものではありません。現実、狩浜から風力発電施設、現段階では2機の風力発電施設の羽の一部分が2カ所見えるような計画でございます。風力発電に関する事業者のほうも非常にご理解をいただきまして、そういった形態になったわけでございますが、教育委員会としましては、文化的景観の選定を優先したいというふうに考えております。引き続き市を通しまして、風力発電業者さんのほうにご理解をご協力をお願いするという考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 ちょっとさらに確認の質問でございますけど、まず初めに卯之町「はちのじ」まちづくり事業につきましては、もう駅前西に2つの建物が対象で、JRは含まれてないということですね。はい、わかりました。

あとそれと、今の文化的景観保護推進事業でございますけども、今後のスケジュールといいますか、今後の計画というか、それはどうなっているのかということをお尋ねします。

それと、ちょっと今の部長の答弁で調査委員会と検討委員会とがごっちゃになつとるような感じがしたんですが、これは一緒なんですか、同じ委員会なんですか。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 私の表現の誤りまして、同一の委員会でございます。

今後のスケジュールでございますが、27年度、28年度で実質的な調査を終えまして、29年度におきましては、景観計画の策定協議を行いまして、景観計画を策定する予定でございます。

また、地元住民や市民を対象に文化的景観に関

する学習会やワークショップなども開催しまして、普及啓発に努める予定としております。

相対的に申しますと、27、28は調査に傾注をすると、29年度におきましては地元の同意、また文化的景観選定の申し出を文化庁に行っていくというスケジュールでございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 マイナンバー制度について、市長の意気込みについてちょっとお尋ねをさせていただきますと思います。

広報に1面で日本一を目指すということをうたっております。これにつきましても先ほど元親議員が質問されましたように非常に国のほうでもどこまでこれを使うかといういろんな諸般の問題はあります。これを使えばいろんな情報公開の問題、個人情報問題、いろいろあります。ありますけれども、広報にああして日本一を目指すということでしたら、市全体が議会も一緒になってやらなければならないというような気構えをひとつお聞かせ願ったらと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、酒井議員のご質問でございますけど、広報でいわゆる宣誓をしたわけでございますから、日本一目指しますよ、これは一つの発信としてはいい、おもしろい発信だと私自身も思っておるわけです。

といいますのは、どうせカードは将来持つんだったら、持ったことにこしたことはないですよ。いつかは持つ、そしたらそれを利用する形態を早くやっていく、皆さんがですよ。それをしていいというのは、これは当然なことだと思うんです。

だから、先ほどからご心配をされておりますいろいろな情報の漏えい等々の問題は別の次元の問題ですので、それはしっかりやっていく。しかしながら、カードを持って活用するというのは非常にいいことだと思うんです。早いか遅いかになるわけですから。そしたら、早くやって日本一になったよというイメージづくりをすることによって、あの中の本市でもあります西予市というのを別の角度ではアピールもできるということにもなろうと思います。そういう意味では、ここにおられる議員の皆様方も、また市民の皆さんもぜひ丸となってやれるような呼びかけもやっていきますので、ぜひご協力のほどよろしく願いたいし

ます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 市長の意気込みは聞かせていただきましたが、それで大平部長にちょっとお尋ねしますが、これに対する推進する具体的に市民が利便性がある、入りやすくある広報、そういうような具体的な策は考えておりますか、これから考えるつもりでございませうか。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 ご答弁申し上げたいと思います。

急にこのカードを持つことによって何か利便性はあるというようなことは当然考えなければいけません、今のところそれよりも今既存のやっている事業で、そのカードを使うことで代替していくという、いわゆる生活必需品にまづかえていくことが大事かなというふうに思っております。

続いて、普及が相当程度広まれば、ネクストで次の利便性のあるようなことを投資する準備もできますので、まずそちらが先かなというふうに思っています。まず先にやるべきは、今やっている業務をカードに置きかえていくということが大事かなというふうに思っております。

私のほうは広報の中では市民証に使ったらいんじゃないかというようなお話を書かせていただいておりますけれども、今市民を証明するものとして特段何も市が発行しておりませんので、こういったところに活用できるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 予算書の17ページ、一番下になりますが、農業振興費のところで、新規作物等産地育成事業217万円というのがあります。これ9月補正予算説明資料の3ページにその内容が出ておりますけど、これ今農業のほうで特に若手農業の方、農業をやっている方、この方たちは大変意欲的で、そういう新規作物に対して取り組んでいくというのが非常に意欲的でございませう。これ当初予算では120万円ほど出ておりましたが、これは今回はこれ見ておられますと、ミシマサイコの生産団体が栽培面積拡大及び生産から出荷までの作業効率向上のための機械導入に対し補助

をするとありますが、これは新規作物という部門においてはどのような団体でもこれは適用されるということになるんでしょうか、お答え願ひます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 予算書のほうにおきましては、新規作物という形での表記をさせていただいているわけですが、ご質問の中で言っていたかのように、考えておりますのはミシマサイコの栽培団体に対しての今回補助でございませう。

ちなみに、平成24年に栽培を始めていただきましたけれども、20戸で4.5、6ヘクタールの取り組みがあったわけですが、27年、今年度におきましては85戸、22.0ヘクタールになっております。将来的には100戸、これ29年度ぐらいの目標として上げているわけですが、100戸、30ヘクタール程度ということで計画をされております。

したがって、これまでも何度か予算を組ませていただきましたけれども、拡大していく中での機械類の補助ということで、ミシマサイコの生産団体への補助を予定しているところでございませう。

以上です。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 その生産団体としてうちが認識しておりますのは1団体でございませうけれども、個人での補助ということではなく、その生産団体に加入していただいた団体に対してという考え方でございませう。

ほかの作物という意味ですかね。今回の関係につきましては、これは県補助絡みでございませうけれども、このミシマサイコについての補助ということでございませう。ほかに新規作物等の補助関係の要望がありましたら、またこれについては相談をさせていただきたいというふうに思ひます。

以上でございませう。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第98号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第105号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」までの8件を一括議題といたします。

これより本8件に対する一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○議長 次に、日程第6、認定第1号「平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 それでは、1点だけお伺いをいたします。

決算における主要な施策の成果報告書の中の103ページにあります高齢者路線バス利用補助事業についてお伺いをいたします。

この事業は、西予市民病院が開院すると同時に行われた事業だと認識をしておりますけれども、事業評価のところにもありますが、さらに通院や買い物の支援につながっていくよう周知に努めるというふうにもありますけれども、その周知をどのようにされてたのかということと、実績もありますけれども、各地域別にもし実績がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、ただいま二宮議員の高齢者路線バス利用補助事業についてでございますが、まずこの補助事業について少し再度ご説明をさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、70歳以上の高齢者の方に対しまして公共交通路線バスの運賃の半額補助を行うことによりまして通院や買い物など外出がよりしやすくなるため、そういうことの負担軽減を図ることが目的でこの事業を始めております。去年の9月からこの事業を始めているところでございます。

二宮議員のご質問でございますけれども、まず周知の方法についてでございます。

周知につきましては、広報せいよ、それから全戸配布のチラシ、そしてホームページなどいろいろな周知方法を使って周知を図ったところでございます。ただ、私どもが少し反省をしておるのは、周知が不足しておるようには感じておるところでございます。よって、再度この周知に努めて図っていかなければならないのかなと思っております。

次に、どの程度この助成券を利用されておるのかということでございますが、この報告書によりますと、全体的には申請者数1,135名となっておりますけれども、誤りがありまして1,137名が実質の数字でございます。

この内訳としましては、明浜が297名、宇和が147名、野村が241名、城川が116名、三瓶が336名となっております。明浜、三瓶の方が利用が多いのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

○議長 次に、日程第7、認定第2号「平成26年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」まで並びに議案106号「平成26年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び議案第107号「平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」の14件を一括議題といたします。

これより本14件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案16件及び認定13件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、陳情第1号「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望」から陳情第3号「森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書(案)の提出についての陳情」までの3件を一括議題といたします。

これらの陳情3件につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、各常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会は、各議案、認定及び陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について、各委員長が報告

を求めることといたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前１１時４２分）

○議長 再開いたします。（再開 午前１１時４４分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第１１１号「西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得についての議決の一部変更について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第１、議案第１１１号「西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得についての議決の一部変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 議案第１１１号「西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得についての議決の一部変更について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本定例会初日におきまして議決された議案第１１０号「西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得について」、取得金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額の記載に誤りがあったことが判明したので、これを変更し、改めて議会の議決を求めるものであります。

このたびの変更につきましては、深くおわびを申し上げますとともに、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第１１１号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いた

しました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第１１１号「西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得についての議決の一部変更について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１１１号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

９月１８日は午後２時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１１時４９分

平成27年第3回西予市議会定例会会議録（第5号）

1. 招 集 年 月 日 平成27年9月18日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成27年9月18日

午後2時00分

1. 閉 会 平成27年9月18日

午後3時23分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹

2 番 井 関 陽 一

3 番 菊 池 純 一

4 番 田 中 徳 博

5 番 中 村 敬 治

6 番 二 宮 一 朗

7 番 兵 頭 学

8 番 小 野 正 昭

9 番 松 山 清

10 番 宇都宮 明 宏

11 番 欠 員

12 番 元 親 孝 志

13 番 沖 野 健 三

14 番 森 川 一 義

15 番 藤 井 朝 廣

17 番 岡 山 清 秋

18 番 酒 井 宇之吉

19 番 兵 頭 勇

20 番 山 本 昭 義

21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

16 番 浅 野 忠 昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

副 市 長 河 野 敏 雅

教 育 長 宇都宮 又 重

会 計 管 理 者 奥 野 柳之介

総 務 部 長 兼 宗 正 弘

公 営 企 業 部 長 大 平 利 幸

企 画 財 務 部 長 二 宮 紀 夫

産 業 建 設 部 長 横 山 博 文

生 活 福 祉 部 長 松 川 伸 二

教 育 部 長 道 山 升 文

明 浜 支 所 長 尾 下 孝 二

野 村 支 所 長 田 村 剛

城 川 支 所 長 坂 本 康 司

消防本部消防長 菊 池 直

総 務 課 長 三 好 敏 也

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程					
1	議案第 92号	西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	認定第 1号	平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	少について
	議案第 93号	西予市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 2号	平成26年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 94号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 95号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	認定第 4号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 96号	市道路線の認定について			
	議案第 97号	平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）	認定第 5号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 98号	平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）	認定第 6号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 99号	平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	認定第 7号	平成26年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第100号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	認定第 8号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第101号	平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）			
	議案第102号	平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	認定第 9号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第103号	平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	認定第 10号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第104号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	認定第 11号	平成26年度西予市上水道事業会計決算の認定について	
	議案第105号	平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	認定第 12号	平成26年度西予市病院事業会計決算の認定について	
	議案第106号	平成26年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	認定第 13号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	
	議案第107号	平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減	陳情第 1号	高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシ	

		ルバー人材センターへの 支援の要望
陳情第	2 号	農業の持続的な発展を支 える農業生産基盤整備の 推進・強化を求める意見 書（案）の提出について の陳情
陳情第	3 号	森林整備の推進と林業の 成長産業化を求める意見 書（案）の提出について の陳情
追加	議案第 1 1 2 号	西予市スクールバスの取 得について
	意見書案第 1 号	農業の持続的な発展を支 える農業生産基盤整備の 推進・強化を求める意見 書（案）の提出について
	意見書案第 2 号	森林整備の推進と林業の 成長産業化を求める意見 書（案）の提出について
発議第	5 号	西予市議会会議規則の一 部を改正する規則制定に ついて
	議員派遣の件について	

本日の会議に付した事件

1	議案第 92号	西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	認定第 1号	平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 93号	西予市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 2号	平成26年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 94号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 95号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	認定第 4号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 96号	市道路線の認定について		
	議案第 97号	平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）	認定第 5号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 98号	平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）	認定第 6号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 99号	平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	認定第 7号	平成26年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第100号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	認定第 8号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第101号	平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		
	議案第102号	平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	認定第 9号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第103号	平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	認定第 10号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第104号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	認定第 11号	平成26年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	議案第105号	平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	認定第 12号	平成26年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第106号	平成26年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	認定第 13号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第107号	平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	陳情第 1号	高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシ

		ルバー人材センターへの 支援の要望
陳情第	2号	農業の持続的な発展を支 える農業生産基盤整備の 推進・強化を求める意見 書（案）の提出について の陳情
陳情第	3号	森林整備の推進と林業の 成長産業化を求める意見 書（案）の提出について の陳情
追加	議案第112号	西予市スクールバスの取 得について
	意見書案第1号	農業の持続的な発展を支 える農業生産基盤整備の 推進・強化を求める意見 書（案）の提出について
	意見書案第2号	森林整備の推進と林業の 成長産業化を求める意見 書（案）の提出について
発議第	5号	西予市議会会議規則の一 部を改正する規則制定に ついて
	議員派遣の件について	

開議 午後２時００分

○議長 ただいまの出席議員は１９名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程１)

○議長 日程第１、議案第９２号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」から議案第１０７号「平成２６年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」までの１６件及び認定第１号「平成２６年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第１３号「平成２６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの１３件並びに陳情３件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長岡山清秋君の報告を求めます。

岡山清秋君。

○岡山清秋総務常任委員長 去る９月７日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案７件について、９月９日と１０日に審査を行いましたので報告をいたします。

審査の結果は、お手元に配付の委員会報告書のとおりであり、いずれも原案のとおり可決決定をいたしましたところでございます。

議案審査の中で、委員より出された質疑、それに対する答弁等について概要を抜粋して報告申し上げます。

まず、議案第９２号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法が施行されることに伴い、必要な措置を講じるものとの説明がありました。

次に、議案第９５号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」では、生活交通バスの利便性向上と公共交通空白地域解消を図るとともに、平成２８年度から西予市生活福祉バスを西予市生活交通バスへ統合することに伴う条例改正との説明がありました。委員より、この改正により市内全域の交通空白地域解消が図れるかとの質疑に対し、公共交通網の維持、空白地域への拡充などの対策であり、公共交通に関する組

織形態の弊害を改革するものであるとの答弁がありました。特に、交通空白地域の解消については今後も多角的な見地から検討を進めるとの答弁がありました。

次に、議案第９７号「平成２７年度西予市一般会計補正予算（第２号）」歳入歳出予算に関する総務常任委員会所管分のうち、総務部情報推進課所管分では、平成２７年１０月５日、番号法施行に伴い、生活福祉部市民課が実施する個人番号カード交付事業１３０万４、０００円に対する歳入の計上で、全額国庫補助対象事業であり、個人番号カード交付事業に充当するとの説明がありました。

また、企画財務部財政課所管分、財政調整基金事業４億２、１９０万円では、地方財政法第７条に基づき、平成２６年度決算による剰余金のうち２分の１を財政調整基金に積み立てるとの説明がありました。

次に、認定第１号「平成２６年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」に関する総務常任委員会所管分のうち、総務部危機管理課所管分では、防災対策啓発活動事業２４３万１、０００円に関連して、伊方原発再稼働に伴う避難訓練のあり方について質疑がありました。原子力防災訓練については愛媛県主催の訓練であるため、参加要請内容や参加要請者数が割り当てとなっており、別途の追加参加については難しい面もあるが、訓練の際にはより多くの市民に周知を行いながら行いたいとの答弁がありました。また、原子力火災時の避難経路などの市民への周知についての質疑があり、パンフレット配布や出前講座を行うことで関心を持たれるよう周知をするとの答弁でありました。

次に、企画財務部まちづくり推進課所管分では、空き家・廃屋対策事業６６１万円について、空き家の地図台帳システムを購入し、地域づくり組織の協力を得て空き家情報を収集し、所有者に利活用と除却について意向調査を行い、空き家詳細情報、外観写真の一元管理をすることができたことから、今後は行政内部で情報を共有し、空き家の適正管理や今後構築予定の空き家バンクに活用し、移住希望者等へ情報発信していくとの説明がありました。

また、西予市合併１０周年に伴う各事業の成果について質疑があり、担当部課においては市歌、

市の歌作成事業 318万3,000円で効果があったとの答弁でありました。

次に、企画財務部総合政策課所管分では、総合計画策定事業 275万5,000円について質疑があり、第1次総合計画について、計画を意識せずに事業が行われている事例が多いことなどの反省を受け、第2次総合計画策定後は予算査定等において総合計画の実施内容を検証、評価していくとの答弁があり、委員からは、職員のさらなる意識改革と能力向上が求められるとの意見がありました。

また、消防本部所管分では、老朽化をしている消防本部新築の見通しについて関連質疑があり、県内でも当市の本部建てかえがおくれており、平成31年度までに合併特例債を活用できるよう本部内にプロジェクトチームを設立し、八幡浜地区施設事務組合の課題を含めて検討しているとの答弁がありました。

また、明浜地区及び城川地区の救急24時間体制の見通しについてであります。関連質疑があり、全国的な課題であり体制構築に向け鋭意検討したいとの答弁でありました。

次に、教育部教育総務課所管分では、小中一貫教育についての関連質疑があり、将来的には小中一貫教育の導入も視野に入れ、小中一貫教育大会などに参加をし、既に取り組まれている学校の視察研修等を実施し、検討をしているとの答弁がありました。

また、教育部生涯学習課所管分では、結婚推進委員会補助事業 244万円について、今後の事業の見通しについて質疑があり、昨年度は2組の成婚実績が上がっており、日ごろから各委員がそれぞれ熱心に取り組まれているとのこと、またえひめ結婚支援センターとの連携やイベント内容についてはプライバシーに配慮しながら検討するとの答弁でありました。

また、野村地域教育福祉総合施設建設事業 5億5,122万6,000円について、開館後の利用状況について質疑がありました。市民図書館野村分館の図書貸出状況について、対前年比で1.5倍程度に大幅に増加をしております。立地のよさもあり、施設利用者も順調であるとの答弁がありました。

次に、教育部文化体育振興課所管分では、古代ロマンの里推進事業 631万8,000円につい

て、事業の方向性の質疑があり、恒例の駅からウオーク事業は八幡浜市と共催して行い、笠置峠街道調査も同じく連携し調査を実施しているとの答弁でありました。

また、愛媛国体競技役員等養成事業 64万5,000円における審判員等の確保状況について質疑がありました。市内での資格取得者も順調に養成できており、今後も各競技団体と協議をして競技役員の養成を進めていくとの答弁でありました。

次に、認定第4号「平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」では、全国的にも問題となっている滞納状況について質疑がありました。平成26年度末時点で滞納者数29名、滞納金額1,051万円との答弁がありました。また、対策について質疑があり、毎月月末に納付通知を行っていること、債権回収会社等への委託も検討しているが、事例が少なく手数料も必要なことから慎重に検討しているとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告とします。

平成27年9月18日、総務常任委員会委員長 岡山清秋。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長 沖野健三君の報告を求めます。

沖野健三君。

○沖野健三厚生常任委員長 委員会に付託されました議案9件、認定10件、陳情1件について、経過の概要並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第94号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、マイナンバーカードの通知カード及び個人カードの再交付手数料について定めるための改正であります。市町村によって金額が異なるのか、また西予市の再交付額についての質疑に、市町村によって金額が異なることもある。国の設定する料金に基づき、西予市は通知カード500円、番号カード800円の予定との答弁でした。採決の結果、可決決定いたしました。

次に、議案第97号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

まず、健康づくり推進課所管分について、市内4つの温浴施設の補助金投入がいつまでも続く

は限らないため、横断的な経営シミュレーション、将来像をつくるべきではないかの質疑に、昨年度から4施設を担当する課の関係者による意見交換の場を設けている。第三セクターのあり方等行政改革の対象になっていることから、今後も継続した関係課の協議を行うとの説明がありました。採決の結果、可決決定いたしました。

次に、議案第98号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第100号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、減額の原因の質疑に対し、退職被保険者等療養給付費等の減少が見込めるため、その分を償還金に充てたものとの答弁がありました。採決の結果、可決決定いたしました。

議案第101号「平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第102号「平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第105号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第106号「平成26年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第107号「平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」、資本金減額の方角づけについて質疑があり、減額の理由は、資本金を減らしてでも欠損金を残さないためとの答弁がありました。採決の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、認定第1号「平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、まず高齢福祉課所管分について、昨年度から始まった高齢者路線バス利用補助事業について、本事業実施により利用者がふえ、路線バスが維持されることによって結果的に市が直接行う福祉バス等の導入が困難になるという側面も出てくると思うがどう考えているかという質疑に対し、本事業実施によるバス利用者数の動向は未調査であり、バス運行事業者へ確認し、また利用者アンケート等事業評価も確認したいとの答弁でありました。

環境衛生課所管分では、まず環境学習推進事業の目標について質疑があり、具体的なゴールはなく、環境問題には小・中学生のころから環境に対する意識を高めて、よりよい環境のための学習を継続することが目的と考えているとの答弁でした。

また、環境衛生の役割、重要性について、所管課としてどう認識しているかとの質疑に対し、日々の業務が中心となっている。これからは地球温暖化等多様化する環境問題を念頭に置いて施策を練り、予算も要求したいとの答弁でした。

市民課所管分について、改良住宅が地震等で被害があった場合、自己責任の了承はとれているのかの質疑に対し、入居者への払い下げについて調査研究したいとの答弁でした。

健康づくり推進課所管分では、自殺対策緊急強化事業の決算における支出明細と自殺者について質疑があり、人材養成事業と普及啓発事業を実施している。西予市の自殺者は平成26年で13名との答弁でした。

温泉巡回バスはいつまで続けるのかの質疑に対し、コースの変更や使用料徴収等、今年度中に再構築を予定しているとの答弁でした。

社会福祉課所管分では、公立保育園の統一について質疑があり、旧町で1園は公立保育園を残す方針のため、宇和地区を初め各地区の実情を踏まえ、今後協議したいとの答弁でした。

また、各種手当の支給後の変化はどう認識しているかの質疑に対し、さまざまな子育て支援等を実施しているが、成果を把握することはなかなか難しい。ただし、経済的支援は無駄になっていないとの答弁でした。

市と社会福祉協議会と社会福祉法人の役割分担についてどうあるべきかと考えているかの質疑に対し、社会福祉法人は一法人であるが、市の地域福祉の中核を担ってもらっている。また、社会福祉協議会とは密接な連携を図っており、今後とも市は総合的かつ効果的な地域福祉の方向性を示しつつ、情報の共有と連携を図らなければならないとの答弁がありました。採決の結果、可決決定いたしました。

認定第2号「平成26年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」、授産場の継続に関する質疑では、現在利用者は6名で年々減少している。また、指導者の退職後の対策が必要と

の答弁でした。採決の結果、可決決定いたしました。

認定第3号「平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、この特別会計はいつまで続くのかの質疑に、市から金融機関への支払いは平成31年度で終了するが、貸付人からの未納分については今後も粘り強く対応したいとの答弁でした。採決の結果、可決決定いたしました。

認定第5号「平成26年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、保険税の収納状況のうち、滞納繰越分の比率の計算方法はという質疑に、滞準額の調定額に対する収納率で、滞納世帯人員は約600人との答弁でした。採決の結果、可決決定いたしました。

認定第6号「平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」では、決算書の数値の説明だけでなく、事業の課題や総合的な議論はできないのかの質疑に対し、現状の中で問題、課題を示すことは重要であり、またPDCAサイクルによって業務の円滑な推進を考えていかなければならないとの答弁でした。採決の結果、可決決定いたしました。

認定第7号「平成26年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、一般会計繰入金は当初から制度設計上織り込まれていたのかの質疑に、市負担は12.5%で当初からの制度設計であるとの答弁でした。採決の結果、可決いたしました。

認定第10号「平成26年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、簡易水道の統合予定の質疑に対し、国の補助事業を受けるために平成28年度末までに統合しなければならないが、ペナルティーがあるわけではない。ことし野村、城川の簡易水道の責任者へ聞き取りやアンケートを実施しているとの答弁でした。採決の結果、可決いたしました。

認定第11号「平成26年度西予市上水道事業会計決算の認定について」、採決の結果、可決いたしました。

認定第12号「平成26年度西予市病院事業会計決算の認定について」、医師、看護師の確保について質疑があり、医師については毎年岡山大学、愛媛大学の医学部に依頼しているし、また愛媛県ドクターバンク事業にも登録している。看護

師については合同面接会に参加しているが、現状は厳しい。市の育英会奨学資金での利用も検討したが、医療職限定利用は難しいとの答弁でした。採決の結果、可決いたしました。

認定第13号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」、採決の結果、可決いたしました。

陳情第1号「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望」について、採決の結果、全員一致で採択されました。

終わりに、厚生常任委員会では16日に西予市民病院において所管事務調査を行いました。病院から末光院長ほか11名の職員が出席していただき、意見交換をいたしました。その概要を報告いたします。

まず、看護師不足の対策として、西予市で働くことを条件とした奨学金免除の活用、Uターンの優遇、再任用の適用、教育システムの確立、病院自体の魅力や特徴の構築、託児所の設置、高齢者職員の待遇改善、看護師寮の設置、西予市の知名度アップ、延長保育などが出ました。また、末光院長より意見として、病院を管轄する医療行政の責任者と医療対策課のような組織の設置が必要であるとの意見が出ました。

以上で厚生常任委員会の審査報告といたします。

平成27年9月18日、厚生常任委員会委員長 沖野健三。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長中村敬治君の報告を求めます。

中村敬治君。

○中村敬治産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告をいたします。

9月7日の本会議で付託されました議案等について、9月10日委員会を開催し、審査いたしました。

審査した議案は、議案第96号「市道路線の認定について」、議案第97号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）」、議案第103号「平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第104号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、お手元に配付のとおり、原案可決決定いたしました。

次に、認定第1号「平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第9号「平成26年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定と決定いたしました。

次に、陳情第2号「農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出についての陳情」、陳情第3号「森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出についての陳情」は、採択と決定いたしました。

採択の理由としては、陳情第2号「農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出についての陳情」については、農業生産基盤が整わないことには農村集落の機能維持は不可能であることから、農業農村整備事業に係る予算について配慮するよう国に求めるべきとの結論に達し、採択と決定いたしました。

陳情第3号「森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出について」は、林業が西予市にとって基幹産業の一つである点を考えると、森林整備の推進に係る予算の確保や体制整備は重要だとの意見が大勢を占めたことから採択と決しました。

次に、審査経過及び内容について、要点を説明いたします。

議案第97号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第2号）」のうち農業水産課所管分では、電気柵の事故対策について質疑がありました。先般静岡で起こった感電事故を踏まえ、西予市での設置点検状況はどうなっているかとの質問に対し、市内に補助事業分の電気柵は297カ所あるが、国補助が16カ所、県補助が156カ所、市補助が125カ所、総延長で約120キロを整備しているとの答弁がありました。このうち113カ所は既に点検済であるそうですが、点検する中で危険表示がなかったものが31件、漏電遮断器不備が1件あったため、すぐ指導を行ったそうです。注意喚起は市内放送や広報せいで周知していますが、今後は聞き取り調査により個人の設置分の把握に努めたいとのことでした。

建設課所管分では、卯之町「はちのじ」まちづ

くり事業について、駅前の商業施設2棟の委託料計上があるが、見通しは立っているのかとの質疑がありました。本事業については、既に地権者の理解を得ているが、今後具体的な交渉を進めるに当たって支障物件の補償額を算定する必要があるため予算計上しているとの答弁でした。

また、災害復旧事業において、国の補助事業と市単独の災害復旧事業とに別れるのは何が基準となるのかとの問いに対しては、1カ所当たりの復旧工事費60万円以上は国の補助事業の対象となり、それ以下は市単独災害になるとの答弁でした。

議案第104号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」では、下水道課所管分の補正に対して、宇和地区、野村地区の加入戸数と加入率に加え、加入促進対策はどうなっているかとの質疑がありました。加入状況は、野村処理区2,342人、加入率58.4%、宇和处理区2,220人、加入率46.7%となっており、加入促進対策としては、本年度に「四国西予に流れる水をきれいにしようプロジェクト」という補助を出して接続促進に努めているとの答弁でした。

認定第1号「平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」のうち、経済振興課所管分では、土居家の宿泊施設の利用状況について質疑がありました。平成26年度は、169名の宿泊者となっているとの答弁でした。

また、西予市ファンづくり事業については、東京、大阪で行われた食の展示会、商談会での成果について説明を求めました。商談の結果、経済振興課では1,500万円程度の契約が成立したと見込んでおり、商談継続中のものもあるとの答弁でした。

農業水産課所管分では、3カ年計画の担い手育成支援事業について質疑がありました。平成27年度が最終年度となるが、継続を望む声も多く、続けられないかとの問いに対して、できる限り延長できるよう取り組みたいとの答弁がありました。

また、9月9日に集落営農法人加茂ファームの所管事務調査を実施したことを経て、集落営農組織の取り組み事例についてはもっと理解しやすい形にして市民に周知すべきであるとの提案が委員より出されました。

農業にせよ林業にせよ、こうした取り組みがふえるよう国に対し長期的スパンでの対応を求めているとの意見に対し、今年度は農業法人化へ向けた勉強会、講演会等の開催を予定しており、できる限り先進的な取り組みを広めたいとの答弁がありました。

また、補助事業は数年ごとに名称が変わるため、利用する側に立って政策を出していただくよう要請したいとの答弁もありました。

銘柄豚推進事業については、販売元や販売計画はどうなっているかとの質疑がありました。本年度は、ほろよい乙亥豚普及協議会を設立し、生産、流通、販売の体制を確立していく方針となっており、販売開始は12月を予定、当面の事務局は西予市となるとの答弁でした。

また、本年度より第4期に入る中山間地域直接支払制度事業の現時点での状況についての質疑がありました。現在、把握できている集落協定数は168協定、対象面積は約1,868ヘクタールで、3期と比べて交付金額では取り組みの減少に伴い2億6,500万円程度にまで減少してきています。原因としては、高齢化や役員のなり手が少ないことが考えられるため、今後は地域の中でリーダーとして取りまとめていただく方ができるよう、勉強会等を通して人材育成を図っていききたいとの答弁がありました。

建設課所管分では、空き家・廃屋対策事業について、今年度16件の問い合わせがあり、このうち5軒の解体を推進するとの説明がありました。これについては、取り壊しの補助はどうなっているかとの質疑に対し、取り壊し費用の5分の4を補助するが、限度額は80万円となっているとの答弁がありました。

農業委員会所管分では、農地のあっせん情報についての情報を、西予市ホームページに写真と地番入りで掲載していますが、委員より、位置がわかりづらいという意見が出ました。GISの地図表示を活用できないのかとの問いに対し、今後はホームページ上にGIS等を活用して位置をわかりやすくしたものを掲載できるよう検討したいとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成27年9月18日、産業建設常任委員会委員長中村敬治。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

森川一義君。

○14番森川一義君 建設所管分で空き家・廃屋対策事業について伺います。

今現在で西予市に解体しなければいけない危ない廃屋は何軒ぐらいあるのでしょうか。補助が80万円ということですが、宇和町の商店街の中にも足場を立てて網だけ張ったところがあります。この80万円の補助に対しても市民に徹底してないのではないかと思います。これについて伺います。

○議長 5番中村敬治君。

○中村敬治産業建設常任委員長 森川議員の質問にお答えいたします。

これは、件数はちょっと、私委員会委員長として参加しておりましたが、詳しくは記憶しておりませんので、後ほど担当のほうから答えていただきたいと思います。

それから、この廃屋の解体につきましては、これ今年度の事業でございまして、これがなかなか件数が多いというのは認識しておりますが、周知は十分ではないと思いますので、こういう議会を通じて皆さん方に周知が図られるのではないかと考えております。一応調査はしておりますので、その該当されとる方は当然わかっておられると思いますが、それ以外の方についてそういう事業があるということについてはまだこれから周知されていくんじゃないかと考えております。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第92号から議案第95号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第92号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」から議案第95号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第95号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第96号「市道路線の認定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第97号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第97号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第2号)」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第98号から議案第105号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第98号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第105号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」までの8件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第98号から議案第105号までの8件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第106号及び議案第107号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第106号「平成26年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び議案第107号「平成26年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」の2件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第106号及び議案第107号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成26年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第13号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成26年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第13号までの12件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第2号「農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書(案)の提出についての陳情」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号「森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出についての陳情」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時46分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時00分）

5番中村敬治君。

○中村敬治産業建設常任委員長 先ほど森川議員から質疑のありました件について、補足説明をさせていただきます。

森川議員のほうから、廃屋の取り壊しについての周知措置はどうなっているかということと、件数についてはどうなっているかという2点の問い合わせがあったんじゃないかと思いますが、周知措置につきましては3月議会に当初予算を計上しておりますので、議会のときにも説明はあったかと思いますが、その後西予市の広報せいよでもたびたび掲載させていただいておるところでございます。また、今後もその周知を図っていききたいというようなことでございます。

それから、件数につきましては平成26年10月に空き家のそういう件数について確定しておりますが、それによりますと市内に2,082軒廃屋がございます。そして、それに対して危険度をつけておりまして、A、B、C、D、Eということで5ランクに分けております。そして、一番倒壊の危険があり解体等の措置をすぐさま要するものとしてEランクということで、158軒ございました。こういう中をやはり優先して取り組んでいくことになろうと思います。

また、森川議員が市内旧町、旧卯之町地区の旧町の中で1軒極めて危険なところがあると言われましたが、その1軒につきましては今回の予算の中で対応すると、要望のあった中からの1軒として取り上げて解体撤去する計画となっております。

す。

以上でございます。

○議長 お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第112号「西予市スクールバスの取得について」並びに意見書案第1号「農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出について」及び意見書案第2号「森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出について」の2件、並びに発議第5号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」及び議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、5件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第112号「西予市スクールバスの取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松川教育部長。

○松川教育部長 議案第112号「西予市スクールバスの取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、西予市小学校再編計画に基づき平成26年に三瓶地区、平成27年には明浜及び野村地区の小学校を再編し、現在城川地区の4つの小学校を統合し、平成28年4月1日から西予市立城川小学校として開校することといたしております。

今回の統合によりまして遠距離通学となります子供たちに対しましては、通学上の負担軽減を図るとともに登下校時の安全・安心を確保することを目的といたしまして、スクールバス通学を行うこととしております。

城川地区におきましては、中型自家用バス34人乗り1台、小型自家用バス29人乗り1台、25人乗り1台、14人乗り1台の計4台を配備することとし、へき地児童生徒援助費等補助金及び旧合併特例債を活用して購入するものであります。

今回の購入に当たりましては、去る9月15日

に指名競争入札を行い、中型自家用バス34人乗り1台を有限会社城川モータース代表取締役兵頭茂樹氏が1,183万6,800円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結いたしました。また、小型自家用バス29人乗り1台は719万2,800円、小型自家用バス25人乗り1台は665万2,800円、同じく小型自家用バス14人乗り1台は399万6,000円で三瓶運送有限会社代表取締役佐海和夫氏が落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。

議案第112号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定しました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りいたします。

議案第112号「西予市スクールバスの取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。
起立全員であります。よって、議案第112号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第2、意見書案第1号「農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出について」及び意見書案第2号「森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出について」

の2件を一括議題といたします。

本案2件について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長中村敬治君。

5番中村敬治君。

○中村敬治産業建設常任委員長 提案理由。意見書案第1号「農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度における我が国のカロリーベース総合食料自給率は39%にまで落ち込んでおります。これまで大幅に農業農村整備事業に係る予算が縮減されていたため、農業の振興に不可欠な担い手の育成、確保、攻めの農業を展開するための基盤整備のおくれが懸念される状況になっております。国民が必要とする食料を安定的に供給するとともに、自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持していくためには、農業生産基盤整備事業に関連する予算の確保を柱とした取り組みを実施するよう国に強く求めていく必要があります。そのため、意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、ここに提出するものであります。

続いて、意見書案第2号「森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

森林整備の推進は、地球温暖化対策の重要な柱の一つとなっております。温室効果ガスの削減目標の達成、山地災害対策の重要性などもあわせて考えると、今後も森林整備の推進と林業の成長産業化に力を入れていく必要があります。森林資源を活用し、林業を地域の成長産業として育成していくためにも、山地災害対策、林業、木材産業の体制整備などについて予算の確保を図るよう国に対して要望していかなくてはなりません。この考えに基づき、このたび意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

2件の意見書（案）は、お手元に配付のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

まず、意見書案第1号「農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第2号「森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第3、発議第5号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長山本昭義君。

20番山本昭義君。

○山本昭義議会運営委員長 提案の理由を説明いたします。

5月期において有村治子女性活躍担当大臣より、女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、よりよい住民サービスを実現するため、市議会会議規則において出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けるよう検討願いたいという要望がありました。働く女性の妊娠、出産、産休、育休などを理由にする不利益な取り扱いが法律で禁止されているにもかかわらず、解雇

や減給、配置転換といったいわゆるマタニティハラスメントはいろんな職場で横行しているのが実情であります。

このたび西予市議会では政府から本要請を受け、議会から率先して範を示すべく会議規則の一部改正について上程するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第5号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第5号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議

長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 平成27年第3回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月1日に開会いたしました本定例会の会期中、議員各位には上程いたしました案件につきまして慎重なご審議を賜り、条例の一部改正、補正予算並びに平成26年度決算などの重要な案件をいずれも原案のとおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、先週は台風18号の影響による記録的な豪雨により、関東、東北の広い範囲で河川の氾濫や堤防の決壊、土砂災害が発生いたしました。茨城、栃木、宮城県を中心に多くの自治体が災害救助法の適用を受け、死者8名、住宅被害は全半壊を含め床上、床下浸水1万9,000戸以上という甚大な被害が出ており、その全容はいまだ把握ができない状況にあります。お亡くなりになりました皆様に謹んで哀悼の意をささげますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の集中豪雨は、昨年8月広島で発生した大規模土砂災害と同様、線状降水帯と呼ばれる気象現象がその原因と言われておりますが、河川災害の脅威と影響範囲の大きさを見せつけられました。

西予市内には土砂災害危険箇所が1,308カ所あり、そのうち土砂災害警戒区域指定が231カ所で、指定率は17.7%と低い状況であります。そうした地域の危険性を認識していただくとともに、市民の生命と財産を守るため何をしなければならぬのかを改めて考え、今後の備えと対策を進めていかなければならないとの思いを強くしているところであります。

その取り組みの一つといたしまして、来る11月8日日曜日となりますけれども、南海トラフ地震等による津波が発生したことを想定し、三瓶町地域の全住民及び自主防災組織等を対象にした大

規模な地震津波防災訓練を内閣府との共催により実施することとしております。当日は、海上保安庁や陸上自衛隊、警察、消防団など国や関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民の防災力向上を推進し、津波被害地における人的被害の軽減を目的として、一人一人がいざというときの行動を考え、日ごろから備えるべきことを明らかにしていただきたいと考えております。議員を初め地域住民の皆さん、関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

一方、本市にとりまして明るいニュースがございます。国内線から国際線まで幅広い路線を持っておりますJAL、日本航空におきまして、西予市の海と大地が育んだ特産品が一部の国際線機内食に採用されたということであります。大規模災害等の暗いニュースが多い中、本市にとっても大変うれしいことではございますが、現在同社と協議しているところでありますので、詳細が決まり次第改めて議員の皆様等々にご報告をさせていただきたいと考えております。

季節は移り、朝晩の寒暖の差も大きくなり、いよいよ秋本番を迎えようとしております。体調を壊しやすい時期ではありますが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意をいただき、市政運営に一層のご尽力をいただきますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長 これをもって平成27年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成２７年第３回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 ９２号	西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	27. 9. 18	原案可決
議案第 ９３号	西予市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例制定について	27. 9. 18	原案可決
議案第 ９４号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	27. 9. 18	原案可決
議案第 ９５号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	27. 9. 18	原案可決
議案第 ９６号	市道路線の認定について	27. 9. 18	原案可決
議案第 ９７号	平成２７年度西予市一般会計補正予算（第２号）	27. 9. 18	原案可決
議案第 ９８号	平成２７年度西予市授産場特別会計補正予算（第２号）	27. 9. 18	原案可決
議案第 ９９号	平成２７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）	27. 9. 18	原案可決
議案第１００号	平成２７年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	27. 9. 18	原案可決
議案第１０１号	平成２７年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	27. 9. 18	原案可決
議案第１０２号	平成２７年度西予市介護保険特別会計補正予算（第２号）	27. 9. 18	原案可決
議案第１０３号	平成２７年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	27. 9. 18	原案可決
議案第１０４号	平成２７年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	27. 9. 18	原案可決
議案第１０５号	平成２７年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	27. 9. 18	原案可決
議案第１０６号	平成２６年度西予市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	27. 9. 18	原案可決
議案第１０７号	平成２６年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	27. 9. 18	原案可決
議案第１０８号	平成２７年度西予市業務用パソコン等の取得について	27. 9. 1	原案可決
議案第１０９号	西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について	27. 9. 1	原案可決
議案第１１０号	西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得について	27. 9. 1	原案可決
議案第１１１号	西予市消防団小型動力ポンプ積載車の取得についての議決の一部変更について	27. 9. 7	原案可決
議案第１１２号	西予市スクールバスの取得について	27. 9. 18	原案可決
認定第 １号	平成２６年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 ２号	平成２６年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
認定第 3 号	平成 2 6 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 4 号	平成 2 6 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 5 号	平成 2 6 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 6 号	平成 2 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 7 号	平成 2 6 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 8 号	平成 2 6 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 9 号	平成 2 6 年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 1 0 号	平成 2 6 年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 1 1 号	平成 2 6 年度西予市上水道事業会計決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 1 2 号	平成 2 6 年度西予市病院事業会計決算の認定について	27. 9. 18	認 定
認定第 1 3 号	平成 2 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	27. 9. 18	認 定
報告第 7 号	平成 2 6 年度西予市一般会計継続費精算報告について	27. 9. 1	報 告
報告第 8 号	平成 2 6 年度健全化判断比率の報告について	27. 9. 1	報 告
報告第 9 号	平成 2 6 年度資金不足比率の報告について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 0 号	平成 2 6 年度西予市病院事業会計継続費精算報告について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 1 号	西予市土地開発公社の経営状況について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 2 号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 3 号	株式会社エフシーの経営状況について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 4 号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 5 号	株式会社どんぶり館の経営状況について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 6 号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 7 号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 8 号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	27. 9. 1	報 告
報告第 1 9 号	西予 C A T V 株式会社の経営状況について	27. 9. 1	報 告
陳情第 1 号	高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望	27. 9. 18	採 択

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
陳情第 2 号	農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出についての陳情	27. 9. 18	採 択
陳情第 3 号	森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出についての陳情	27. 9. 18	採 択
意見書案第 1 号	農業の持続的な発展を支える農業生産基盤整備の推進・強化を求める意見書（案）の提出について	27. 9. 18	原案可決
意見書案第 2 号	森林整備の推進と林業の成長産業化を求める意見書（案）の提出について	27. 9. 18	原案可決
発議第 5 号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	27. 9. 18	原案可決
	議員派遣の件について	27. 9. 18	承 認